



藤井寺市地域防災計画

資料編

令和3年3月

(令和6年7月一部運用変更)

藤井寺市防災会議

資料編目次

第1編 総則関連資料	1
資料1-1 地形図	1
資料1-2 気候の概要	2
資料1-3 河川、水路図	3
資料1-4 人口、世帯数の推移	4
資料1-5 広域緊急交通路及び地域緊急交通路図	5
資料1-6 商業の概要	6
資料1-7 工業の概要	6
資料1-8 農業の概要	6
資料1-9 地震被害想定調査	7
資料1-10 大阪府の地震被害想定結果一覧表	9
資料1-11 断層位置図	10
資料1-12 液状化危険度判定結果図	11
資料1-13 液状化による全壊・半壊想定図	13
資料1-14 揺れによる全壊・半壊想定図	14
資料1-15 東海道、南海道で発生した地震	15
資料1-16 日本付近で発生した主な被害地震（平成18年～令和6年3月）	17
資料1-17 災害救助法が適用された主な地震災害	23
資料1-18 気象庁震度階級関連解説表	26
資料1-19 洪水浸水想定区域図	28
資料1-20 藤井寺市における風水害履歴	31
資料1-21 雨の強さと降り方、風の強さと吹き方	40
資料1-22 台風に関する基礎知識	42
第2編 災害予防対策関連資料	43
資料2-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表	43
資料2-2 防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設置場所一覧表	44
資料2-3 MCA無線局（移動系）一覧表	45
資料2-4 藤井寺市消防団無線局一覧表	46
資料2-5 大阪府防災行政無線回線系統図	47
資料2-6 消防通信施設の概況	48
資料2-7 消防力現勢表	50
資料2-8 消防通信指令系統図	53
資料2-9 消防水利状況	54
資料2-10 藤井寺市消防団の状況	54
資料2-11 医療救護活動の流れ	55
資料2-12 市内医療機関一覧表	56

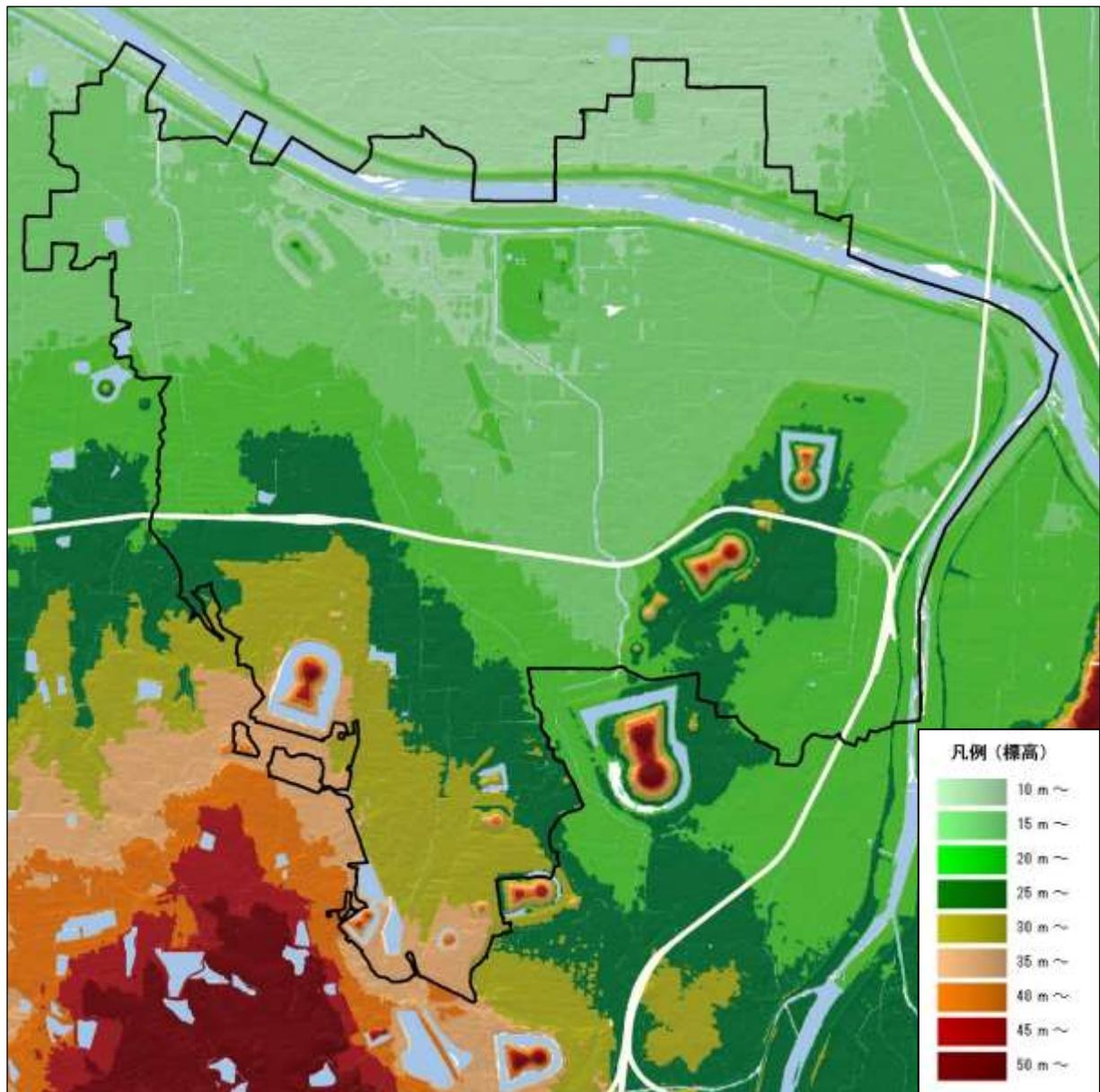
資料 2-1 3	災害医療機関一覧表	61
資料 2-1 4	広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表	63
資料 2-1 5	藤井寺市域における防災拠点一覧表	64
資料 2-1 6	車両の現有	65
資料 2-1 7	浄水場・配水場一覧表	65
資料 2-1 8	大阪広域水道企業団 あんしん給水栓	66
資料 2-1 9	災害時協力井戸位置図	67
資料 2-2 0	市の備蓄目標量	68
資料 2-2 1	災害用備蓄物資一覧表	69
資料 2-2 2	災害時トイレ一覧表	71
資料 2-2 3	大阪府災害用備蓄物資一覧表	72
資料 2-2 4	帰宅困難者一時滞在施設一覧表	73
資料 2-2 5	自主防災組織結成状況一覧表	74
資料 2-2 6	市内ため池一覧表	75
資料 2-2 7	樋門等一覧表	76
資料 2-2 8	浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表	80
資料 2-2 9	藤井寺市内危険物施設一覧表	82
資料 2-3 0	指定文化財一覧表	85
第 3 編	自然災害応急対策関連資料	89
資料 3-1	職員の配備基準	89
資料 3-2	災害時の配備体制	91
資料 3-3	災害対策各班事務内容等	92
資料 3-4	藤井寺市災害対策初動本部の組織図	94
資料 3-5	災害対策初動本部配備指令の伝達	95
資料 3-6	藤井寺市災害対策本部の組織図	96
資料 3-7	災害対策本部の組織体制と事務分掌	97
資料 3-8	藤井寺市災害対策本部配備指令の伝達	102
資料 3-9	自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順（集結場所含む）	103
資料 3-1 0	法律、協定に基づく応援協力の要請系統（応援部隊の集結場所含む）	104
資料 3-1 1	相互応援協定の状況	105
資料 3-1 2	緊急消防援助隊の応援等要請・出動スキーム	108
資料 3-1 3	民間との協力	109
資料 3-1 4	民間との協定の状況	110
資料 3-1 5	気象警報・注意報（気象情報等を含む）	113
資料 3-1 6	大雨警報・洪水警報の危険度分布等	123
資料 3-1 7	地震情報	124
資料 3-1 8	気象予警報等の伝達系統図	125
資料 3-1 9	大阪管区气象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）	127

資料 3-20	大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）	128
資料 3-21	国土交通大臣が発表する水防警報（伝達系統含む）	131
資料 3-22	知事の発表する水防警報等（伝達系統含む）	132
資料 3-23	雨量・水位観測所一覧表	132
資料 3-24	ため池水位の通報	132
資料 3-25	大和川右岸水防事務組合概要	133
資料 3-26	緊急調査担当地区一覧表	134
資料 3-27	災害情報の収集伝達経路	135
資料 3-28	各機関の電話番号・連絡先及び所在地	136
資料 3-29	大阪地区非常通信協議会連絡経路	138
資料 3-30	異常現象通報系統	138
資料 3-31	医療救護班の編成	139
資料 3-32	避難所保健衛生支援チーム	139
資料 3-33	避難指示等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動	140
資料 3-34	大和川・石川・東除川の避難指示等発令基準	141
資料 3-35	量水標及び通報水位、警戒水位一覧表	142
資料 3-36	避難指示等が対象とする避難行動	143
資料 3-37	避難場所等一覧表（一時避難場所、指定避難所、広域避難場所、二次避難施設（福祉避難所）、緊急避難場所含む）	144
資料 3-38	避難場所等の位置図	148
資料 3-39	警戒区域の設定	149
資料 3-40	交通規制の実施責任者	150
資料 3-41	緊急物資集積場所（藤井寺市、大阪府）	151
資料 3-42	災害の認定基準	153
資料 3-43	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	155
資料 3-44	応急仮設住宅建設予定地一覧表	160
資料 3-45	災害時ボランティアの受入れ（ボランティアセンター一覧含む）	161
資料 3-46	清掃施設一覧表	161
資料 3-47	清掃業者一覧表	162
資料 3-48	遺体安置所一覧表	163
第 4 編	事故等災害応急対策関連資料	164
資料 4-1	情報収集伝達体制（鉄道災害）	164
資料 4-2	情報収集伝達体制（道路災害）	164
資料 4-3	大阪府域の原子力災害対策重点地域	165
資料 4-4	避難元（滋賀県）・避難先（大阪府）マッチング割当	166
資料 4-5	通報連絡体制（市街地災害）	167
第 5 編	災害復旧復興対策関連資料	168
資料 5-1	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業	168
資料 5-2	災害援護資金	169

資料 5-3	被災者生活再建支援制度のしくみ	170
付編 2	南海トラフ地震防災対策推進計画関連資料	171
資料 6-1	南海トラフ地震に関連する情報	171
その他		172
資料-1	藤井寺市防災会議条例	172
資料-2	藤井寺市防災会議運営要綱	174
資料-3	藤井寺市防災会議委員名簿	175
資料-4	藤井寺市災害対策本部条例	176
資料-5	藤井寺市災害応急対策実施要領	177
資料-6	災害による被災者に対する市税の減免に関する条例	189
資料-7	藤井寺市災害見舞金等支給条例	193
資料-8	藤井寺市災害見舞金等支給条例施行規則	195
資料-9	藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例	197
資料-10	藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	202
様式		206
様式-1	被害状況速報（その1）	206
様式-2	被害状況速報（その2）	207
様式-3	災害確定報告	209
様式-4	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証	211
様式-5	緊急通行車両確認申請書、確認証明書	213
様式-6	緊急通行車両標章	215
様式-7	緊急通行車両以外の車両通行禁止標示	216
様式-8	自衛隊の災害派遣、撤収要請書	217
様式-9	公用令書	218

第1編 総則関連資料

資料1-1 地形図



※国土地理院 基盤地図情報より作成

資料 1-2 気候の概要

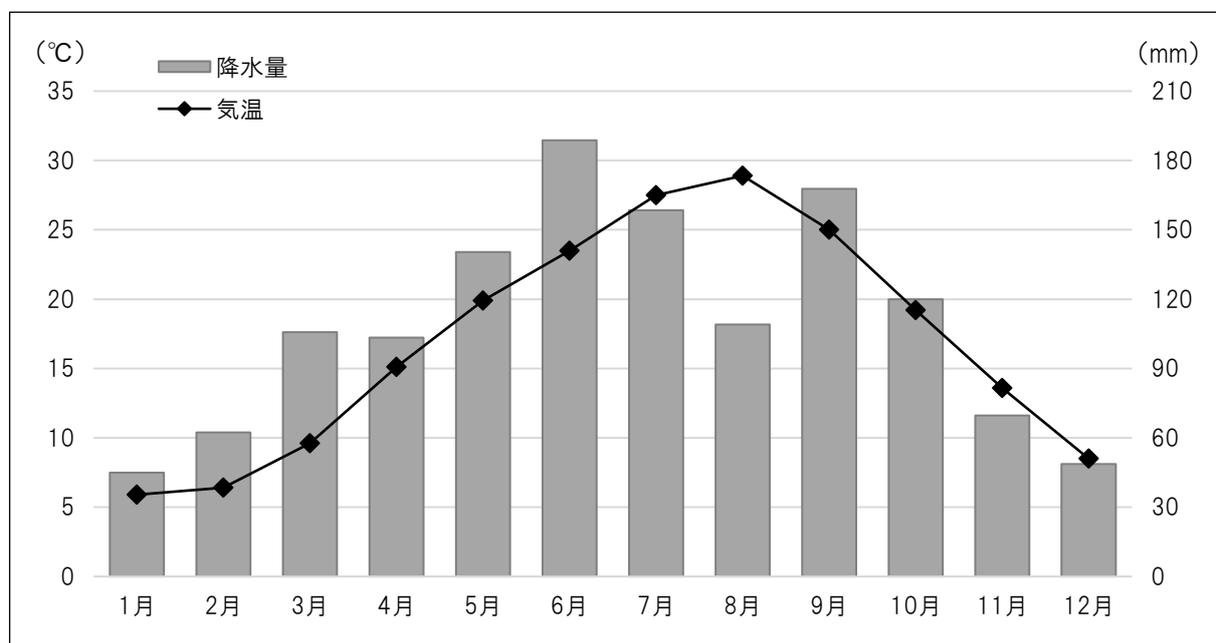
<気候の概要>

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均値
気温 (℃)	5.9	6.4	9.6	15.1	19.9	23.5	27.5	28.9	25.0	19.2	13.6	8.5	16.9
降水量 (mm)	44.9	62.3	105.7	103.4	140.4	188.8	158.5	109.0	167.8	119.9	69.7	48.6	109.9

注) 表中の値は、月別平均値(昭和56年～令和元年)とする。

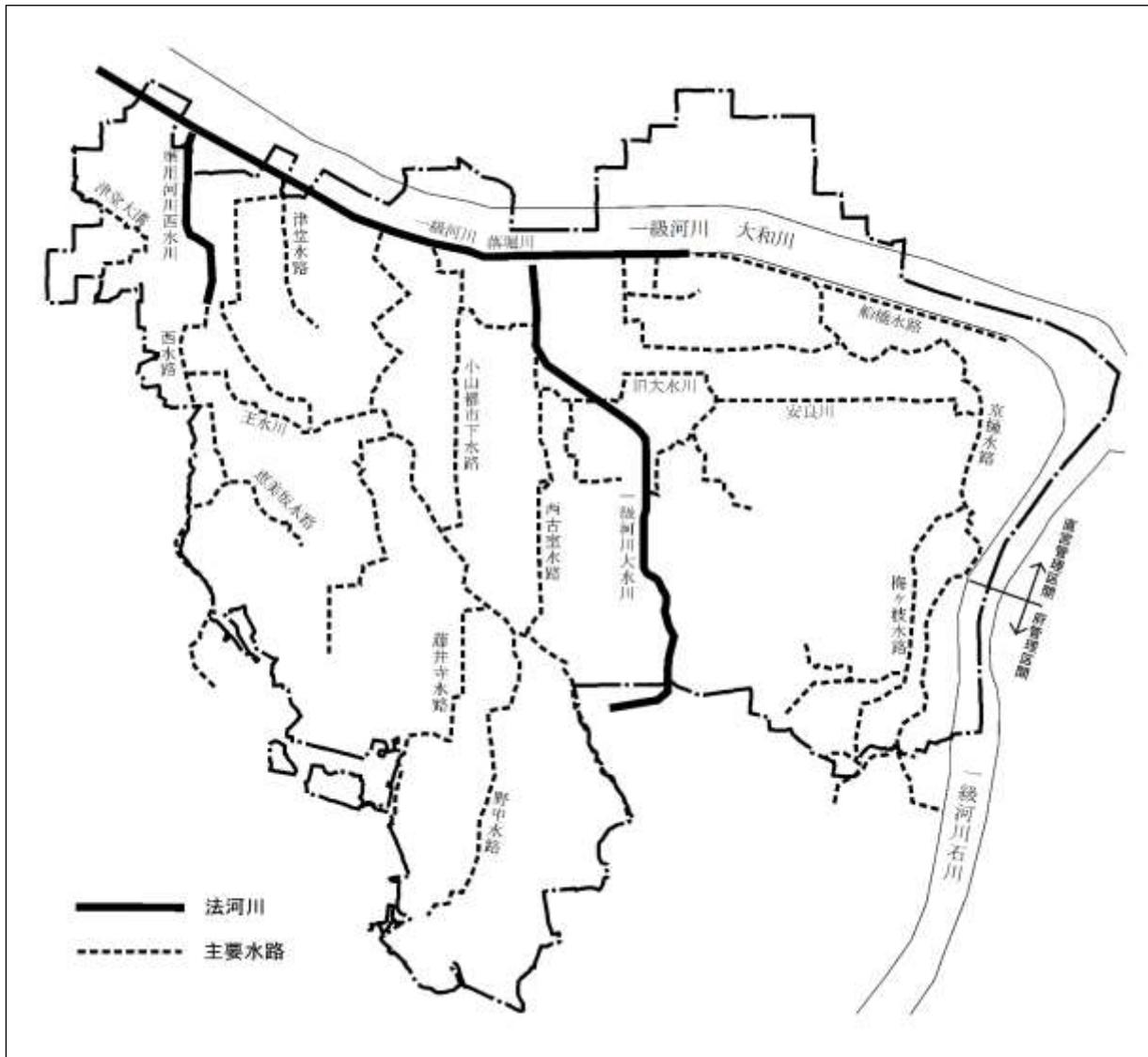
大阪管区气象台(大阪府中央区大手前4-1-76)での観測値

出典: 気象年報(大阪管区气象台)



<気候の概要 (昭和56年～令和元年の月平均値)>

資料1-3 河川、水路図

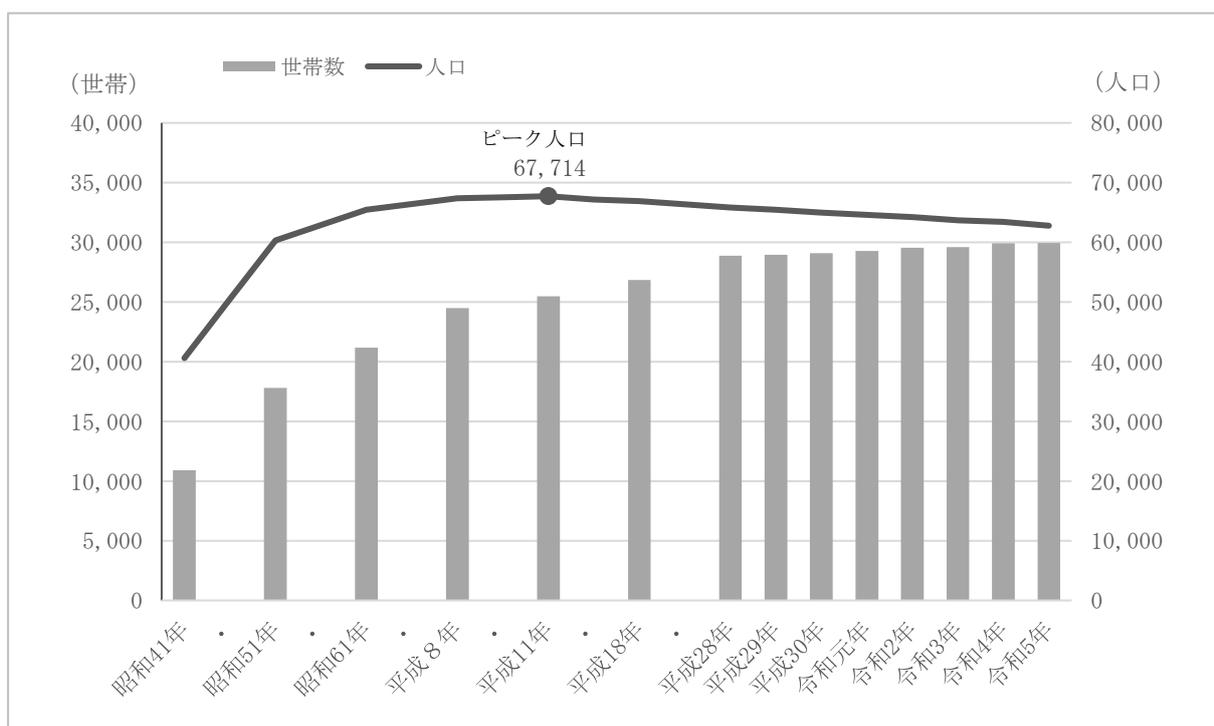


資料1-4 人口、世帯数の推移

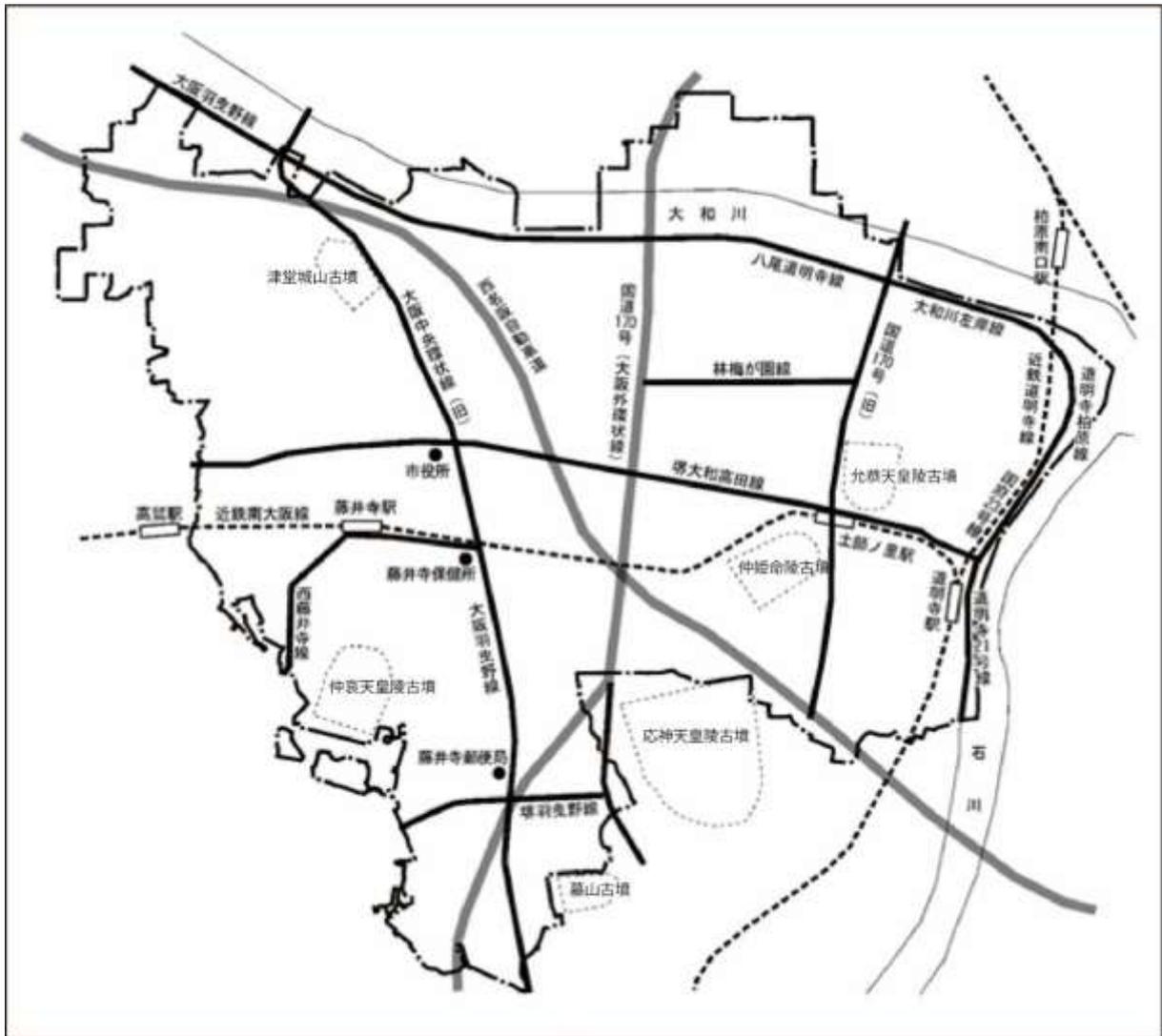
	世帯数	人 口		
		総人口	男	女
昭和41年	10,909	40,594	19,974	20,620
・	・	・	・	・
昭和51年	17,807	60,310	29,871	30,439
・	・	・	・	・
昭和61年	21,169	65,440	32,133	33,307
・	・	・	・	・
平成8年	24,494	67,374	32,620	34,754
・	・	・	・	・
平成11年	25,464	67,714	32,641	35,073
・	・	・	・	・
平成18年	26,831	66,898	32,050	34,848
・	・	・	・	・
平成28年	28,880	65,826	31,368	34,458
平成29年	28,955	65,443	31,166	34,277
平成30年	29,094	64,968	30,911	34,057
令和元年	29,270	64,565	30,758	33,807
令和2年	29,539	64,222	30,551	33,671
令和3年	29,582	63,707	30,273	33,434
令和4年	29,928	63,427	30,151	33,276
令和5年	29,931	62,770	29,881	32,889

注) 各年9月末現在 (昭和41年のみ10月末現在)

出典：住民基本台帳



資料1-5 広域緊急交通路及び地域緊急交通路図



資料 1-6 商業の概要

区分		平成 24 年 (同年 2 月 1 日現在)	平成 28 年 (同年 6 月 1 日現在)	令和 3 年 (同年 6 月 1 日現在)
事業者数	合計	532	488	456
	卸売業	83	89	81
	小売業	449	399	375
従業者数 (人)	合計	3,400	3,141	3,088
	卸売業	582	608	575
	小売業	2,818	2,533	2,513
年間販売額 (万円)	合計	6,917,400	8,905,800	95,000,000
	卸売業	2,843,300	4,322,600	47,759,000
	小売業	4,074,100	4,583,200	47,241,000

出典：平成 24 年経済センサス-活動調査、平成 28 年経済センサス-活動調査、令和 3 年経済センサス-活動調査

資料 1-7 工業の概要

令和 5 年 7 月 31 日現在

産業分類	事業所数	従業者数	製造品出荷額 (万円)
00 製造業計	83	1,900	3,887,189
09 食料品製造業	2	408	X
10 飲料・たばこ・飼料製造業	1	11	X
11 繊維工業	4	16	18,947
13 家具・装備品製造業	2	15	X
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	12	279	513,523
15 印刷・同関連業	1	7	X
16 化学工業	5	35	108,264
18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	7	232	574,409
19 ゴム製品製造業	2	41	X
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	1	2	X
21 窯業・土石製品製造業	2	28	X
22 鉄鋼業	2	8	X
23 非鉄金属製造業	3	120	374,832
24 金属製品製造業	16	156	245,542
25 はん用機械器具製造業	4	85	132,078
26 生産用機械器具製造業	7	359	962,724
27 業務用機械器具製造業	2	38	X
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	11	X
31 輸送用機械器具製造業	2	10	X
32 その他の製造業	6	39	39,127

出典：2022 年経済構造実態調査<製造業事業所調査>

※表中の「X」は 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。

資料 1-8 農業の概要

	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 4 年 (2022 年)
農家数 (戸)	202	194	173	173
耕地面積 (ha)	43	42	53	50

出典：2010 年世界農林業センサス、2015 年農林業センサス、令和元～2 年近畿農林水産統計年報、令和 3～4 年近畿農林水産業統計年報

資料 1-9 地震被害想定調査

(生駒断層帯地震)

項目		想定地震	生駒断層帯地震 (直下型地震)
地震動	マグニチュード		7.3~7.7
	計測震度		6強~7
建物被害	全壊棟数		15,146 棟
	半壊棟数		3,695 棟
地震火災	炎上出火 (3日間夕刻)		28 件
	炎上出火 (1日間夕刻)		23 件
人的被害	死者数 (超過確率 1%風速の夕刻)		657 人
	負傷者数 (超過確率 1%風速の夕刻)		1,212 人
罹災者数			56,192 人
避難所生活者数			16,296 人

※大阪府の地震被害想定調査 (平成 19 年 3 月) は、大阪府全域で最大被害となる「生駒断層帯ケース 3」で行っているが、このケースでは本市の被害は少なくなっているため、本市において最大被害が想定される「生駒断層帯ケース 14」について大阪府のデータを使用し、市独自で調査を実施した。

<府下ライフラインの被害想定>

電力 (停電軒数)	府下停電軒数 約 89 万軒 復旧期間 約 6 日
ガス (供給停止戸数)	府下供給停止戸数 約 142 万戸 復旧期間 約 0.5~1.5 月
水道 (断水人口)	府下断水人口 約 490 万人 復旧期間 約 50 日
通信 (固定電話の被災回線)	府下の固定電話の被災回線 約 45 万回線 復旧期間 約 2 週間

※府下最大被害の「生駒断層帯ケース 3」

出典：大阪府地震被害想定調査報告書 (平成 19 年 3 月)

(南海トラフ地震)

項目		想定地震	南海トラフ地震 (海溝型地震)
地震動	マグニチュード		9.0
	計測震度		5.5~6.0 (6弱)
建物被害	全壊棟数		94棟 (揺れ64棟、液状化30棟)
	半壊棟数		1,214棟 (揺れ1,083棟、液状化131棟)
地震火災	炎上出火 (超過確率1%風速の冬18時)		0件
	炎上出火 (超過確率1%風速の夏12時)		0件
人的被害	死者数 (冬季18時)		3人
	負傷者数 (冬季18時)		149人
罹災者数 (被災後ピークとなる1か月後の避難者数)			5,226人
避難所生活者数 (上記のうち、避難所での生活者数)			1,568人

<府下ライフラインの被害想定>

電力 (府下供給支障率)	49.0% (被災直後)
ガス (府供給停止率)	17.4% (被災直後)
水道 (府下断水率)	94.0% (被災直後)
通信 (固定電話) (府下不通契約数)	55.7% (被災直後)

出典：「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」

人的被害・建物被害 (平成25年10月30日公表)

ライフライン等施設被害・経済被害 (平成26年1月24日公表)

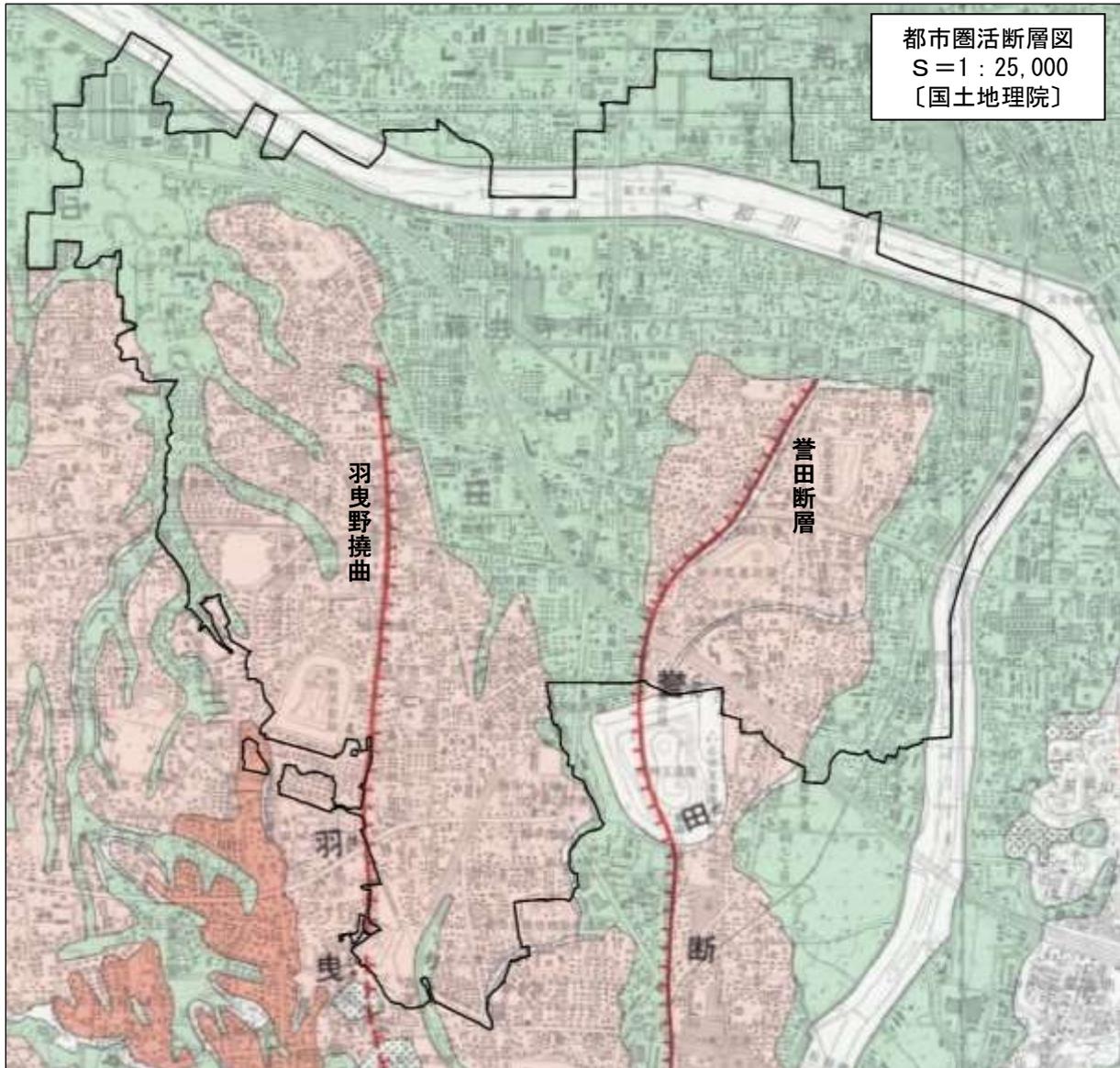
資料 1-10 大阪府の地震被害想定結果一覧表

(藤井寺市分)

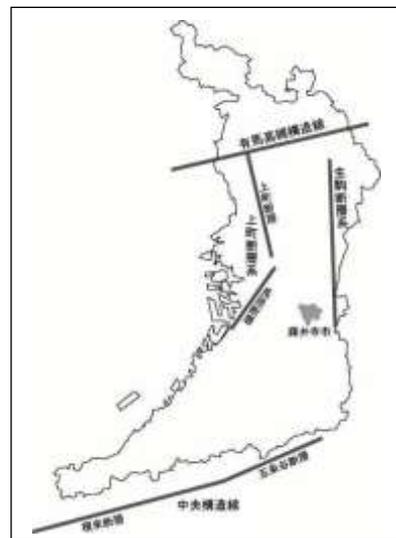
		上町断層帯地震A (府の北中部で揺れ大)	上町断層帯地震B (府の南部で揺れ大)	生駒 断層帯地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
地震動	マグニチュード	7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1
	計測震度	6弱~7	6弱~7	6弱~6強	5弱~5強	5強~6強
建物被害	全壊棟数	2,931棟	3,800棟	4,568棟	8棟	1,101棟
	半壊棟数	3,335棟	4,054棟	4,667棟	17棟	1,826棟
地震火災	炎上出火 (3日間夕刻)	3件	4件	5件	0件	1件
	炎上出火 (1日間夕刻)	2件	3件	4件	0件	1件
人的被害	死者数 (超過確率 1% 風速の夕刻)	31人	81人	52人	0人	4人
	負傷者数 (超過確率 1% 風速の夕刻)	696人	1,019人	837人	3人	448人
罹災者数		18,455人	25,720人	27,589人	59人	8,531人
避難所生活者数		5,352人	7,459人	8,001人	18人	2,474人
ライフ ライン	電力 (停電軒数)	15,181軒	15,579軒	19,106軒	98軒	3,037軒
	ガス (供給停止戸数)	29千戸	3千戸	29千戸	0千戸	0千戸
	水道(断水率)	43.7%	48.3%	64.6%	1.2%	41.1%
	水道(断水人口)	29千人	32千人	43千人	1千人	27千人
	通信(固定電話 の被災回線)	20,628回線	20,628回線	20,628回線	153回線	2,750回線
震災廃棄 物発生量	可燃物	74千トン	112千トン	112千トン	0千トン	32千トン
	不燃物	242千トン	344千トン	352千トン	1千トン	99千トン

出典：大阪府地震被害想定調査報告書（平成 19 年 3 月）

資料1-11 断層位置図

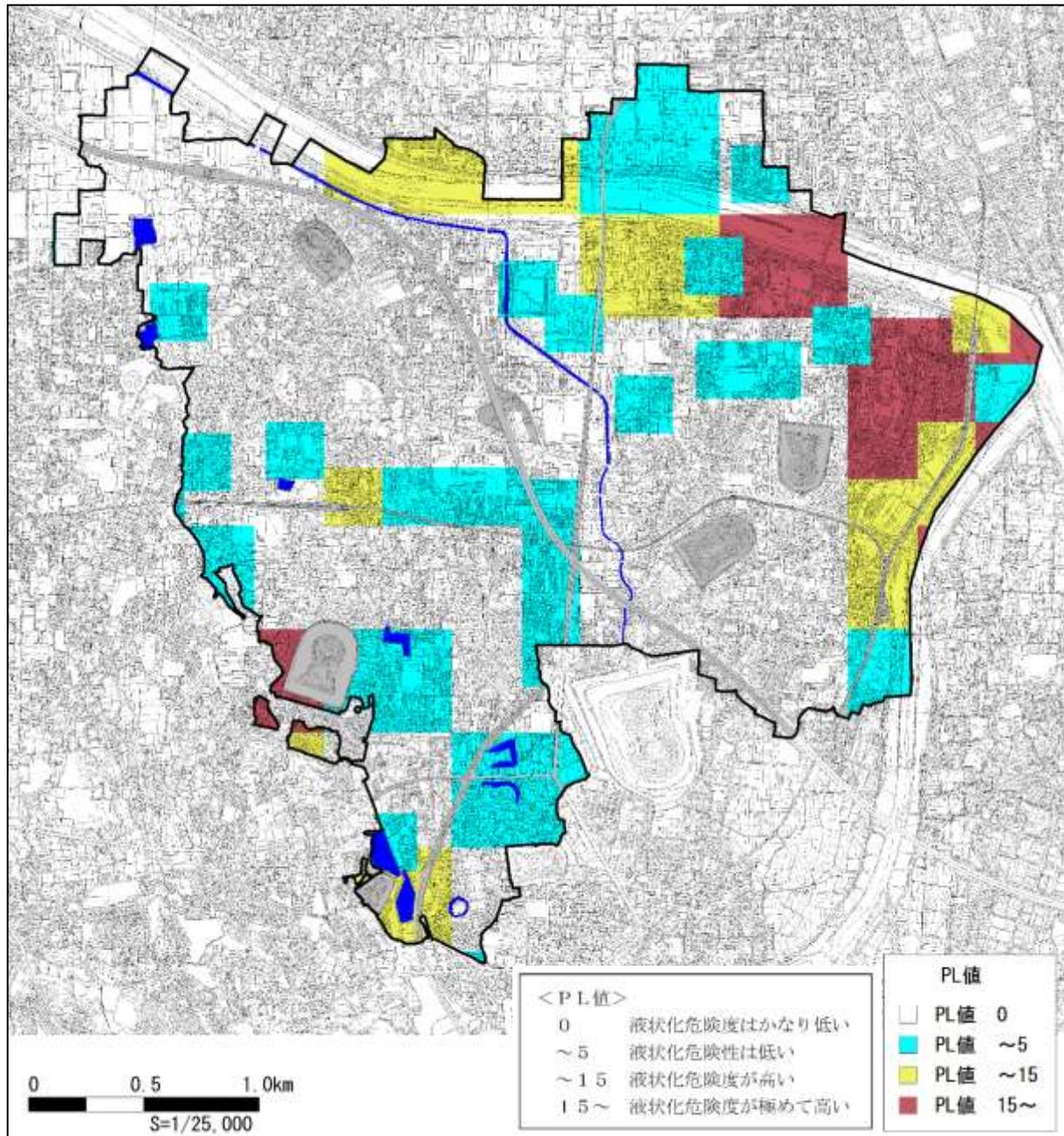


名称	記号	定義
活断層		・最近数十万年間に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明瞭な地形的証拠から位置が特定できるもの。
縦ずれ		・活断層の上下方向の変位の向き。相対的に低下している側に短線を付す。
中位段丘面		・海又は河川的作用で形成された平坦地が、約十万～数万年前に離水した台地面。
下位段丘面		・海又は河川的作用で形成された平坦地が、約数万～数千年前に離水した台地面。
沖積低地		・数千年前から歴史時代にかけて、海又は河川的作用で形成された平坦地。



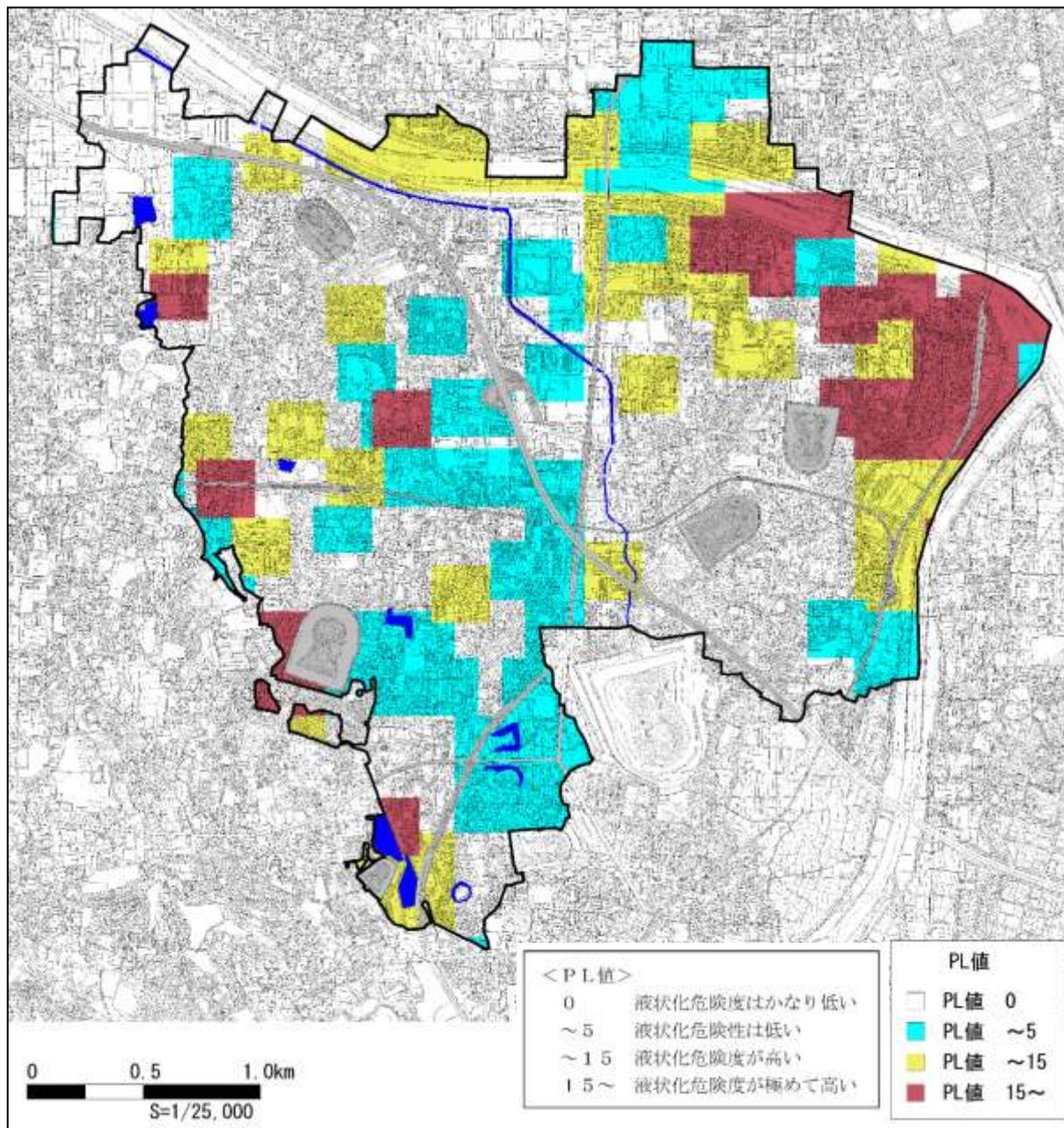
資料 1-12 液状化危険度判定結果図

(液状化 レベル1)



施設構造物の供用期間内に1～2度発生する確率を持つ一般的地震動（レベル1）の液状化について、市保有のボーリングデータと南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）における液状化に係る資料を基に作成した。

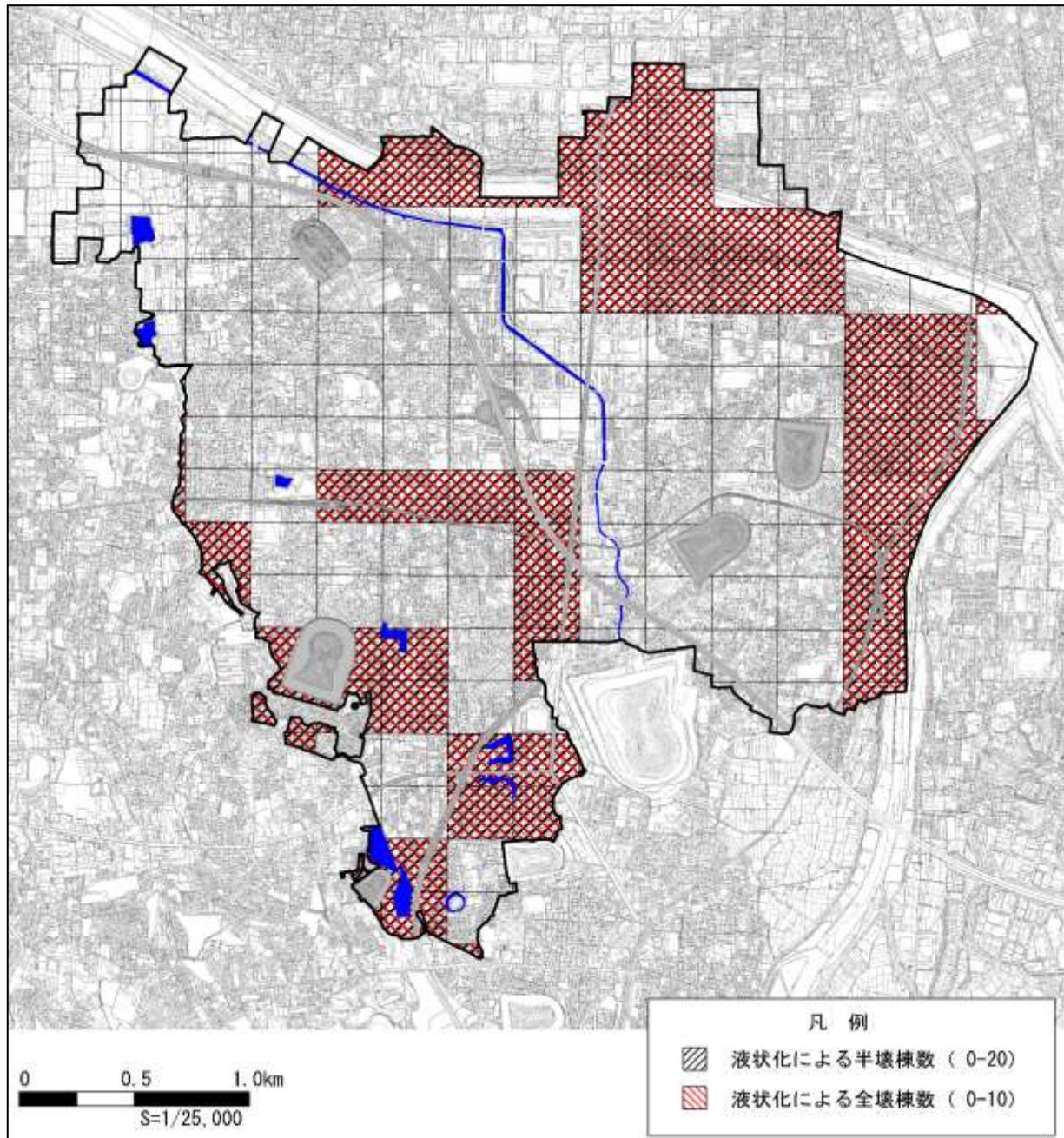
(液状化 レベル2)



発生確率は低いが高レベルの地震動（レベル2）の液状化について、市保有のボーリングデータと南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）における液状化に係る資料を基に作成した。

資料1-13 液状化による全壊・半壊想定図

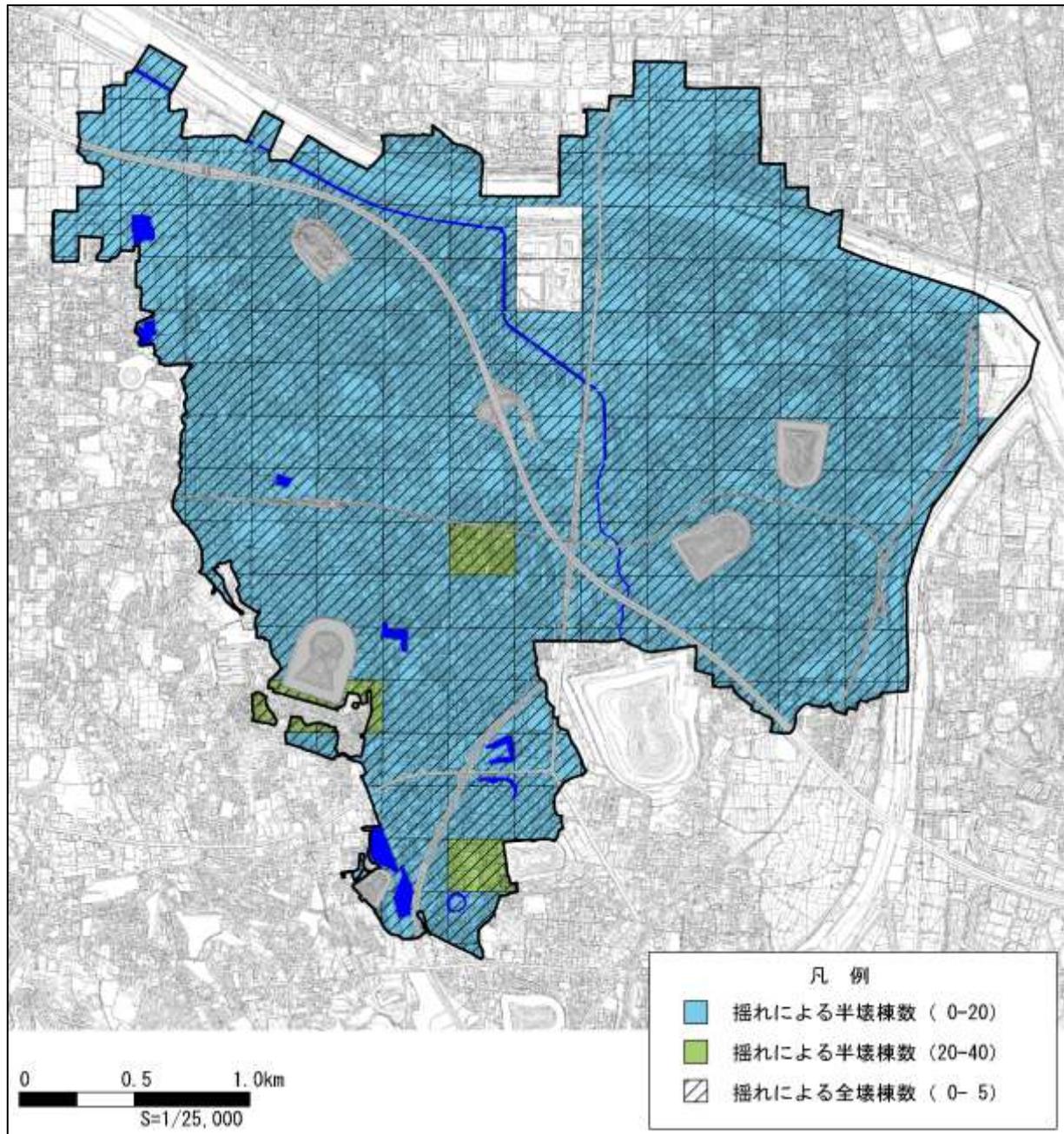
(液状化による全壊及び半壊棟数)



南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）における液状化による半壊・全壊棟数を基に作成した。

資料1-14 揺れによる全壊・半壊想定図

(揺れによる全壊及び半壊棟数)



南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）における揺れによる半壊・全壊棟数を基に作成した。

資料 1-15 東海道、南海道で発生した地震

地震発生年月日	地震の規模	震 源	地震の名称 (被害概要)
416年8月23日 (允恭5年7月14日)	不明	遠飛鳥宮付近	大和河内地震 (日本書紀に地震とのみ記載、被害の記録はないが、わが国の歴史に現れた最初の地震)
684年11月29日 (天武13年10月14日)	M8.0	南海・東海道	白鳳の南海・東海地震 (山崩れ、家屋、社寺の倒壊多数。津波の襲来後、土佐で船が多数沈没、田畑約12平方キロメートルが沈下し海となったと記載されている)
887年8月26日 (仁和3年7月30日)	M8~8.5	五畿七道	仁和の南海・東海地震 (京都で民家、官舎の倒壊による圧死者多数。特に摂津での被害が大きかった)
1096年12月17日 (永長1年1月24日)	M8~8.5	畿内・東海道	永長の東海地震 (皇居の大極殿に被害があり、東大寺の巨鐘が落下、近江の勢田橋が落ちた。津波により駿河で民家、社寺400戸余が流失)
1099年2月22日 (康和1年1月24日)	M8~8.3	南海道・畿内	康和の南海地震 (興福寺、摂津天王寺で被害があった。土佐で田畑1,000町余が海に沈んだ。津波によるものらしい)
1185年8月13日 (文治1年7月9日)	M7.4	近江・山城大和	文治の京都地震 (京都の白河辺りの被害が最も大きく、宇治橋が落ちた。社寺、家屋の倒壊で死者多数。9月まで余震続く)
1361年8月3日 (正平16年6月24日)	M8~8.5	畿内・土佐阿波	正平の南海地震 (摂津四天王寺の金堂が転倒し圧死者が出た。津波で摂津、阿波、土佐に被害があった。阿波の雪 (由岐) 湊で家屋1,700戸余が流失、60人余が流死)
1498年9月20日 (明応7年8月25日)	M8.2~8.4	東海道全域	明応の東海地震 (紀伊から房総にかけてと甲斐に大きな揺れがあった。津波の被害が大きく、伊勢大湊で家屋1,000戸、溺死者5,000人、伊勢志摩で溺死者10,000人、静岡県志太郡で溺死者26,000人などの被害)
1586年1月18日 (天正13年11月29日)	M7.8	畿内・東海北陸	天正の飛騨美濃近江地震 (飛騨白川谷で大山が崩れ、民家300戸以上が埋没。死者多数。余震は翌年まで続いた)
1596年9月5日 (慶長1年閏7月13日)	M7.1	畿内	慶長の京都地震 (三条から伏見で最も被害が大きく、伏見城天守閣大破、石垣が崩れ約500人が圧死、堺で600人以上が亡くなり、奈良、大阪、神戸でも被害があった。余震が翌年4月まで続く)
1605年2月3日 (慶長9年12月16日)	M7.9	東海南海西海	慶長の東海・南海地震 (犬吠崎から九州までの太平洋沿岸に津波が来襲し、八丈島で死者57人、紀伊西岸広村で700戸流失、阿波穴喰で死者1,500人、土佐甲ノ浦で死者350人、室戸岬付近で死者400人以上)

地震発生年月日	地震の規模	震 源	地震の名称 (被害概要)
1662年6月16日 (寛文2年5月1日)	M7.6	山城駿河信濃	寛文の琵琶湖西岸地震 (比良岳付近で被害が大きく、滋賀唐崎で田畑が湖中に没し、倒壊家屋1,570戸、大溝では倒壊で1,020戸以上、死者37人、彦根で倒壊家屋1,000戸、死者30人以上、榎村で死者300人、戸川村で260人以上死亡、京都で倒壊家屋1,000戸、死者200人以上の被害があった。)
1707年10月28日 (宝永4年10月4日)	M8.4	5畿7道	宝永地震 (死者2万人余、倒壊家屋6万戸余、土佐を中心に大津波が襲った。わが国最大級の地震)
1854年12月23日 (安政元年11月4日)	M8.4	中部、紀伊	安政の東海地震 (死者2,000人~3,000人余、倒壊及び焼失家屋3万戸余、津波多数発生)
1854年12月24日 (安政元年11月5日)	M8.4	近畿中南部	安政の南海地震 (32時間前の安政東海地震と区別が明確でないが、死者は1,000人余、串本では11mの津波)
1899年 (明治32年) 3月7日	M7.0	三重県南部	紀和地震 (奈良、三重県南部、和歌山県南東部で被害)
1935年 (昭和10年) 7月11日	M6.4	静岡県中部	静岡地震 (死者9人、倒壊家屋363戸、道路、鉄道に被害)
1944年 (昭和19年) 12月7日	M7.9	東海道沖	昭和の東南海地震 (静岡、愛知、三重で甚大被害、死者行方不明1,223人、倒壊家屋17,599戸、流失家屋3,129戸、津波発生、地盤低下あり)
1945年 (昭和20年) 1月13日	M6.8	愛知県南部	三河地震 (死者2,306人、倒壊家屋7,221戸、深溝断層出現、津波発生、地震の規模の割りに被害甚大)
1946年 (昭和21年) 12月21日	M8.0	南海道沖	昭和の南海地震 (中部以西で被害甚大、死者1,330人、倒壊家屋11,591戸、焼失家屋2,598戸、津波発生、地盤沈下あり)
1965年 (昭和40年) 4月20日	M6.1	静岡県中部	静岡地震 (清水平野地域で被害甚大、死者2人、倒壊家屋9戸、清水港で27cm沈下)
2009年 (平成21年) 8月11日	M6.5	駿河湾沖	静岡駿河湾地震 (震度6弱:静岡県伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市) 死者1名、負傷者245名、東名高速道路牧之原インター付近で路肩崩落。

参考：防災システム研究所ホームページ

資料 1-16 日本付近で発生した主な被害地震（平成 18 年～令和 6 年 3 月）

発生年月日	M (*1)	震央地名 地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	6.2	大分県西部	負 8	住家一部破損 5 棟	5 弱	
平成 19 年 (2007 年) 3 月 25 日	6.9	能登半島沖 平成 19 年 (2007 年) 能登半島地震 (気象庁命名)	死 1 負 356	住家全壊 686 棟 住家半壊 1,740 棟など	6 強	22cm
平成 19 年 (2007 年) 4 月 15 日	5.4	三重県中部	負 13	住家一部破損 122 棟	5 強	
平成 19 年 (2007 年) 7 月 16 日	6.8	新潟県上中越沖 平成 19 年 (2007 年) 新潟県中越沖地震 (気象庁命名)	死 15 負 2,346	住家全壊 1,331 棟 住家半壊 5,710 棟 住家一部破損 37,633 棟など	6 強	32cm *2
平成 19 年 (2007 年) 8 月 18 日	4.8	千葉県南部	負 1	なし	5 弱	
平成 19 年 (2007 年) 10 月 1 日	4.9	神奈川県西部	負 2	住家一部破損 5 棟	5 強	
平成 20 年 (2008 年) 5 月 8 日	7.0	茨城県沖	負 6	なし	5 弱	
平成 20 年 (2008 年) 6 月 14 日	7.2	岩手県内陸南部 平成 20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸地震 (気象庁命名)	死 17 不明 6 負 426	住家全壊 30 棟 住家半壊 146 棟など	6 強	
平成 20 年 (2008 年) 7 月 24 日	6.8	岩手県沿岸北部	死 1 負 211	住家全壊 1 棟 住家一部破損 379 棟	6 弱	
平成 21 年 (2009 年) 8 月 11 日	6.5	駿河湾	死 1 負 319	住家半壊 6 棟 住家一部破損 8,672 棟	6 弱	36cm
平成 21 年 (2009 年) 12 月 17 日	5.0	伊豆半島東方沖	負 7	住家一部破損 278 棟	5 弱	
平成 21 年 (2009 年) 12 月 18 日	5.1		*3	*3	5 弱	
平成 22 年 (2010 年) 2 月 27 日	7.2	沖縄本島近海	負 2	住家一部破損 4 棟	5 弱	0.1m
平成 22 年 (2010 年) 3 月 14 日	6.7	福島県沖	負 1	住家一部破損 2 棟	5 弱	
平成 23 年 (2011 年) 3 月 9 日	7.3	三陸沖	負 2	住家一部破損 1 棟など 【平成 23 年 3 月 10 日現在】	5 弱	55cm
平成 23 年 (2011 年) 3 月 11 日	9.0 *1	三陸沖 平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (気象庁命名)	死 19,074 不明 2,633 負 6,219 *4	住家全壊 127,361 棟 住家半壊 273,268 棟 住家一部破損 762,277 棟など *4 【平成 26 年 9 月 1 日現在】	7	9.3m 以上 *5
平成 23 年 (2011 年) 3 月 12 日	6.7	長野県・新潟県県境 付近	死 3 負 57 *6	住家全壊 73 棟 住家半壊 427 棟など *6 【平成 24 年 10 月 1 日現在】	6 強	
平成 23 年 (2011 年) 3 月 15 日	6.4	静岡県東部	負 75	住家半壊 103 棟 住家一部破損 984 棟 【平成 23 年 11 月 11 日現在】	6 強	

発生年月日	M (*1)	震央地名 地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
平成23年(2011年) 4月1日	5.0	秋田県内陸北部	負 1	住家一部破損 2 棟 【平成23年11月11日現在】	5 強	
平成23年(2011年) 4月7日	7.2	宮城県沖	死 4 負 296	*7	6 強	
平成23年(2011年) 4月11日	7.0	福島県浜通り	死 4 負 10	*7	6 弱	
平成23年(2011年) 4月12日	6.4	福島県中通り	負 1	*7	6 弱	
平成23年(2011年) 4月16日	5.9	茨城県南部	負 6	なし	5 強	
平成23年(2011年) 6月30日	5.4	長野県中部	死 1 負 17 *8	住家半壊 24 棟 住家一部損壊 6, 117 棟 *8	5 強	
平成23年(2011年) 7月31日	6.5	福島県沖	負 11	なし	5 強	
平成23年(2011年) 8月1日	6.2	駿河湾	負 13 *9	住家一部損壊 15 棟など *9	5 弱	
平成23年(2011年) 8月19日	6.5	福島県沖	負 2	なし	5 弱	
平成23年(2011年) 11月20日	5.3	茨城県北部	負 1	なし	5 強	
平成23年(2011年) 11月21日	5.4	広島県北部	負 2 *10	なし	5 弱	
平成24年(2012年) 1月28日	5.4	山梨県東部・富士五湖	負 1 *11	なし	5 弱	
平成24年(2012年) 3月1日	5.3	茨城県沖	負 1 *12	なし	5 弱	
平成24年(2012年) 3月14日	6.1	千葉県東方沖	死 1 負 1	住家一部損壊 3 棟など	5 強	
平成24年(2012年) 3月27日	6.6	岩手県沖	負 2 *13	なし	5 弱	
平成24年(2012年) 7月10日	5.2	長野県北部	負 3	住家一部破損 9 棟など	5 弱	
平成24年(2012年) 8月30日	5.6	宮城県沖	負 4	なし	5 強	
平成24年(2012年) 12月7日	7.3	三陸沖	死 1 負 15	住家一部破損 1 棟	5 弱	98cm
平成25年(2013年) 2月2日	6.5	十勝地方南部	負 14	住家一部破損 1 棟	5 強	
平成25年(2013年) 4月13日	6.3	淡路島付近	負 35	住家全壊 8 棟 住家半壊 101 棟 住家一部破損 8, 305 棟など	6 弱	
平成25年(2013年) 4月17日	6.2	三宅島近海	負 1	なし	5 強	
平成25年(2013年) 4月17日	5.9	宮城県沖	負 2	なし	5 弱	
平成25年(2013年) 8月4日	6.0	宮城県沖	負 4	なし	5 強	
平成25年(2013年) 9月20日	5.9	福島県浜通り	負 2	住家一部破損 2 棟	5 強	

発生日月	M (*1)	震央地名 地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
平成26年(2014年) 3月14日	6.2	伊予灘	負 21	住家一部破損 57 棟	5 強	
平成26年(2014年) 5月5日	6.0	伊豆大島近海	負 15	なし	5 弱	
平成26年(2014年) 7月5日	5.9	岩手県沖	負 1	なし	5 弱	
平成26年(2014年) 7月8日	5.6	胆振地方中東部	負 3	なし	5 弱	
平成26年(2014年) 9月16日	5.6	茨城県南部	負 9	住家一部破損 93 棟 【平成26年9月17日現在】	5 弱	
平成26年(2014年) 11月22日	6.7	長野県北部	負 46	住家全壊 77 棟 住家半壊 137 棟 住家一部破損 1,626 棟など 【平成27年1月5日現在】	6 弱	
平成27年(2015年) 5月25日	5.5	埼玉県北部	負 3	住家一部破損 2 棟など	5 弱	
平成27年(2015年) 5月30日	8.1	小笠原諸島西方沖	負 8	住家一部破損 2 棟など	5 強	
平成27年(2015年) 7月10日	5.7	岩手県内陸北部	負 2	なし	5 弱	
平成27年(2015年) 7月13日	5.7	大分県南部	負 3	住家一部破損 3 棟など	5 強	
平成27年(2015年) 9月12日	5.2	東京湾	負 11	非住家公共建物 1 棟	5 弱	
平成28年(2016年) 1月14日	6.7	浦河沖	負 2	非住家公共建物 1 棟 【平成29年2月21日現在】	5 弱	
平成28年(2016年) 4月14日～	7.3 *14	熊本県熊本地方など 平成28年(2016年) 熊本地震 (気象庁命名)	死 273 負 2,809 *15	住家全壊 8,667 棟 住家半壊 34,719 棟 住家一部破損 162,500 棟など 【平成31年4月12日現在】	7 *16	
平成28年(2016年) 5月16日	5.5	茨城県南部	負 1	住家一部破損 2 棟 【平成29年11月9日現在】	5 弱	
平成28年(2016年) 6月16日	5.3	内浦湾	負 1	住家一部破損 3 棟 【平成28年6月20日現在】	6 弱	
平成28年(2016年) 10月21日	6.6	鳥取県中部	負 32	住家全壊 18 棟 住家半壊 312 棟 住家一部破損 15,095 棟など 【平成30年3月22日現在】	6 弱	
平成28年(2016年) 11月22日	7.4	福島県沖	負 21	住家一部破損 9 棟 【平成29年11月9日現在】	5 弱	144cm
平成28年(2016年) 12月28日	6.3	茨城県北部	負 2	住家半壊 1 棟 住家一部破損 25 棟 【平成29年11月9日現在】	6 弱	
平成29年(2017年) 6月25日	5.6	長野県南部	負 2	住家全壊 1 棟 住家一部破損 30 棟など 【平成30年1月30日現在】	5 強	
平成29年(2017年) 7月1日	5.1	胆振地方中東部	負 1	なし 【平成29年7月10日現在】	5 弱	
平成29年(2017年) 7月11日	5.3	鹿児島湾	負 1	住家一部破損 3 棟 【平成30年1月30日現在】	5 強	

発生年月日	M (*1)	震央地名 地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
平成29年(2017年) 10月6日	5.9	福島県沖	負 1	なし 【平成29年10月13日現在】	5弱	
平成30年(2018年) 4月9日	6.1	島根県西部	負 9	住家全壊 16棟 住家半壊 58棟 住家一部破損 556棟など 【令和元年8月20日現在】	5強	
平成30年(2018年) 6月18日	6.1	大阪府北部	死 6 負 462	住家全壊 21棟 住家半壊 483棟 住家一部破損 61,266棟など 【令和元年8月20日現在】	6弱	
平成30年(2018年) 9月6日	6.7	胆振地方中東部 平成30年北海道胆振 東部地震 (気象庁命名)	死 43 負 782	住家全壊 469棟 住家半壊 1,660棟 住家一部破損 13,849棟など 【令和元年8月20日現在】	7	
平成31年(2019年) 1月3日	5.1	熊本県熊本地方	負 4	住家一部破損 60棟 【令和元年12月5日現在】	6弱	
平成31年(2019年) 2月21日	5.8	胆振地方中東部	負 6	住家一部破損 19棟 【令和元年12月5日現在】	6弱	
令和元年(2019年) 5月10日	6.3	日向灘	負 2	なし 【令和元年5月17日現在】	5弱	
令和元年(2019年) 5月25日	5.1	千葉県北東部	負 1	なし 【令和元年6月3日現在】	5弱	
令和元年(2019年) 6月18日	6.7	山形県沖	負 43	住家半壊 35棟 住家一部破損 1619棟など 【令和2年2月4日現在】	6強	11cm
令和元年(2019年) 8月4日	6.4	福島県沖	負 1	なし 【令和元年8月13日現在】	5弱	
令和2年(2020年) 3月13日	5.5	石川県能登地方	負 2	なし 【令和2年3月23日現在】	5強	
令和2年(2020年) 6月25日	6.1	千葉県東方沖	負 2	住家一部破損 5棟など 【令和3年2月26日現在】	5弱	
令和2年(2020年) 9月4日	5	福井県嶺北	負 13	なし 【令和2年9月11日現在】	5弱	
令和2年(2020年) 9月12日	6.2	宮城県沖	負 1 *17	なし 【令和2年9月14日現在】	4	
令和2年(2020年) 12月21日	6.5	青森県東方沖	負 1	なし 【令和2年12月28日現在】	5弱	
令和3年(2021年) 2月13日	7.3	福島県沖	死 1 負 187	住家全壊 69棟 住家半壊 729棟 住家一部破損 19,758棟 など 【令和3年3月29日現在】	6強	
令和3年(2021年) 3月20日	6.9	宮城県沖	負 11	住家一部破損 2棟など 【令和3年3月29日現在】	5強	
令和3年(2021年) 5月1日	6.8	宮城県沖	負 4	なし 【令和3年5月10日現在】	5強	

発生年月日	M (*1)	震央地名 地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
令和3年(2021年) 10月6日	5.9	岩手県沖	負 3	住家一部破損 1 棟 【令和3年10月13日現在】	5 強	
令和3年(2021年) 10月7日	5.9	千葉県北西部	負 49	建物火災 1 件など 【令和3年11月26日現在】	5 強	
令和3年(2021年) 12月3日	5.4	紀伊水道	負 5	住家一部破損 2 棟 【令和3年12月13日現在】	5 弱	
令和4年(2022年) 1月22日	6.6	日向灘	負 13	住家一部破損 1 棟 【令和4年1月24日現在】	5 強	
令和4年(2022年) 3月16日	7.4	福島県沖	死 4 負 247	住家全壊 217 棟 住家半壊 4,556 棟 住家一部破損 52,162 棟 など 【令和4年11月18日現在】	6 強	20cm
令和4年(2022年) 6月19日	5.4	石川県能登地方	負 7	住家一部破損 62 棟 【令和4年11月18日現在】	6 弱	
令和4年(2022年) 6月20日	5				5 強	
令和4年(2022年) 11月9日	4.9	茨城県南部	負 1	なし 【令和4年11月16日現在】	5 強	
令和5年(2023年) 5月5日	5.9	石川県能登地方	死 1 負 49	住家全壊 30 棟 住家半壊 169 棟 住家一部破損 535 棟など 【令和5年6月7日現在】	5 強	
	6.5				6 強	
令和5年(2023年) 5月11日	5.2	千葉県南部	負 9	住家一部破損 17 棟など 【令和5年5月18日現在】	5 強	
令和5年(2023年) 6月11日	6.2	苫小牧沖	負 1	なし 【令和5年6月19日現在】	5 弱	
令和6年(2024年) 1月1日	7.6	石川県能登地方 令和6年能登半島地震 *18	死 241 負 1,299	住家全壊 8,789 棟 住家半壊 18,813 棟 住家一部破損 83,154 棟 など 【令和6年3月22日現在】	7	80cm
令和6年(2024年) 3月15日	5.8	福島県沖	負 4	なし 【令和6年3月22日現在】	5 弱	

※人的被害があった震度5弱以上の地震を掲載

- ・特に注釈を付けているものを除き、人的被害と物的被害は総務省消防庁による。
- ・*1 地震の規模（マグニチュード）、ただし、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード。
- ・*2 地震調査研究推進本部 地震調査委員会によると、柏崎（新潟県の検潮所）で約1mの津波を観測した（平成19年（2007年）新潟県中越沖地震の評価（平成19年8月8日）を参照）。
- ・*3 2009年12月17日～12月19日にかけて伊豆半島東方沖で発生し震度4以上を観測した地震による被害をまとめた値である。被害以外の項目については、期間内に発生した地震のうち震度5弱を観測した地震2つを掲載した。
- ・*4 人的被害及び物的被害については、平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の余震による被害及び3月11日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含む。
- ・*5 観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある。
- ・*6 新潟県（平成24年3月9日現在）及び長野県（平成24年10月1日現在）による。3月12日に発生した長野県・新潟県県境付近の地震の被害状況には、その余震による被害も含む。
- ・*7 物的被害は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害に含まれている。

- ・*8 長野県による。
- ・*9 静岡県による。
- ・*10 広島県による。
- ・*11 神奈川県による。
- ・*12 茨城県による。
- ・*13 岩手県及び宮城県による。
- ・*14 「平成 28 年（2016 年）熊本地震」における最大規模の地震（4 月 16 日 1 時 25 分熊本県熊本地方の地震）を記載している。
- ・*15 死者数には、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数のうち、市町村において災害が原因で死亡したものと認められた死者、及び 6 月 19 日から 25 日に発生した被害のうち熊本地震との関連が認められた死者を含む。
- ・*16 4 月 14 日 21 時 26 分熊本県熊本地方の地震及び 4 月 16 日 1 時 25 分熊本県熊本地方の地震の最大震度を記載している。
- ・*17 宮城県による。
- ・*18 対象となる現象は、令和 2 年 2 月以降の一連の地震活動を記載している。

（気象庁ホームページより）

資料1-17 災害救助法が適用された主な地震災害

阪神・淡路大震災（確定報）				伊豆諸島北部群発地震			
地震の概要	発生年月日	平成7年（1995年）1月17日		地震の概要	発生年月日	平成12年（2000年）7月1日～8月18日（震度6弱以上6回）	
	地震名	兵庫県南部地震			地震名	三宅島近海及び新島・神津島近海地震を震源とする地震	
	規模	マグニチュード7.3			規模	マグニチュード6.4（最大値）	
被害状況	人的被害	死者	6,434人	人的被害	死者	1人	
		行方不明者	3人		行方不明者	0人	
		重傷者	10,683人		重傷者	1人	
		軽傷者	33,109人		軽傷者	14人	
	住家被害	住家全壊	104,906棟	住家被害	住家全壊	15棟	
		住家半壊	144,274棟		住家半壊	20棟	
		一部破損	390,506棟			一部破損	174棟
鳥取県西部地震（確定報）				芸予地震（確定報）			
地震の概要	発生年月日	平成12年（2000年）10月6日		地震の概要	発生年月日	平成13年（2001年）3月24日	
	地震名	平成12年（2000年）鳥取県西部地震			地震名	平成13年（2001年）芸予地震	
	規模	マグニチュード7.3			規模	マグニチュード6.7	
被害状況	人的被害	死者	0人	人的被害	死者	2人	
		行方不明者	0人		行方不明者	0人	
		重傷者	39人		重傷者	43人	
		軽傷者	143人		軽傷者	245人	
	住家被害	住家全壊	435棟	住家被害	住家全壊	70棟	
		住家半壊	3,101棟		住家半壊	774棟	
		一部破損	18,544棟			一部破損	48,944棟
宮城県北部を震源とする地震（確定報）				新潟県中越地震（確定報）			
地震の概要	発生年月日	平成15年（2003年）7月26日		地震の概要	発生年月日	平成16年（2004年）10月23日	
	地震名	宮城県北部を震源とする地震			地震名	平成16年（2004年）新潟県中越地震	
	規模	マグニチュード5.6			規模	マグニチュード6.8	
被害状況	人的被害	死者	0人	人的被害	死者	68人	
		行方不明者	0人		行方不明者	0人	
		重傷者	51人		重傷者	633人	
		軽傷者	626人		軽傷者	4,172人	
	住家被害	住家全壊	1,276棟	住家被害	住家全壊	3,175棟	
		住家半壊	3,809棟		住家半壊	13,810棟	
		一部破損	10,976棟			一部破損	105,682棟
福岡県西方沖を震源とする地震（確定報）				能登半島地震（平成21年1月13日現在）			
地震の概要	発生年月日	平成17年（2005年）3月20日		地震の概要	発生年月日	平成19年（2007年）3月25日	
	地震名	福岡県西方沖を震源とする地震			地震名	平成19年（2007年）能登半島地震	
	規模	マグニチュード7.0			規模	マグニチュード6.9	
被害状況	人的被害	死者	1人	人的被害	死者	1人	
		行方不明者	0人		行方不明者	0人	
		重傷者	198人		重傷者	91人	
		軽傷者	1,006人		軽傷者	265人	
	住家被害	住家全壊	144棟	住家被害	住家全壊	686棟	
		住家半壊	353棟		住家半壊	1,740棟	
		一部破損	9,338棟			一部破損	26,958棟

新潟県中越沖地震（確定報）				岩手・宮城内陸地震（平成22年6月18日現在）			
地震の概要	発生年月日	平成19年（2007年）7月16日		地震の概要	発生年月日	平成20年（2008年）6月14日	
	地震名	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震			地震名	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	
	規模	マグニチュード6.8			規模	マグニチュード7.2	
被害状況	人的被害	死者	15人	人的被害	死者	17人	
		行方不明者	0人		行方不明者	6人	
		重傷者	330人		重傷者	70人	
		軽傷者	2,016人		軽傷者	356人	
	住家被害	住家全壊	1,331棟	住家被害	住家全壊	30棟	
		住家半壊	5,710棟		住家半壊	146棟	
	一部破損	37,633棟		一部破損	2,521棟		
東日本大震災（令和2年3月1日現在）				長野県北部地震（平成27年1月5日現在）			
地震の概要	発生年月日	平成23年（2011年）3月11日		地震の概要	発生年月日	平成26年（2014年）11月22日	
	地震名	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震			地震名	長野県北部を震源とする地震	
	規模	モーメントマグニチュード9.0			規模	マグニチュード6.7	
被害状況	人的被害	死者	19,729人	人的被害	死者	0人	
		行方不明者	2,559人		行方不明者	0人	
		重傷者	700人		重傷者	10人	
		軽傷者	5,346人		軽傷者	36人	
	住家被害	住家全壊	121,996棟	住家被害	住家全壊	77棟	
		住家半壊	282,941棟		住家半壊	136棟	
	一部破損	748,461棟		一部破損	1,624棟		
熊本地震（平成31年4月12日現在）				鳥取県中部地震（平成30年3月22日現在）			
地震の概要	発生年月日	平成28年（2016年）4月14日 平成28年（2016年）4月16日		地震の概要	発生年月日	平成28年（2016年）10月21日	
	地震名	熊本県熊本地方を震源とする地震			地震名	鳥取県中部を震源とする地震	
	規模	マグニチュード6.5 マグニチュード7.3			規模	マグニチュード6.6	
被害状況	人的被害	死者	273人	人的被害	死者	0人	
		行方不明者	0人		行方不明者	0人	
		重傷者	1,203人		重傷者	9人	
		軽傷者	1,606人		軽傷者	23人	
	住家被害	住家全壊	8,667棟	住家被害	住家全壊	18棟	
		住家半壊	34,719棟		住家半壊	312棟	
	一部破損	163,500棟		一部破損	15,095棟		
大阪府北部地震（令和元年8月20日現在）				北海道胆振地方中東部地震（令和元年8月20日現在）			
地震の概要	発生年月日	平成30年（2018年）6月18日		地震の概要	発生年月日	平成30年（2018年）9月6日	
	地震名	大阪府北部を震源とする地震			地震名	平成30年北海道胆振東部地震	
	規模	マグニチュード7.3			規模	マグニチュード6.7	
被害状況	人的被害	死者	6人	人的被害	死者	43人	
		行方不明者	0人		行方不明者	0人	
		重傷者	62人		重傷者	48人	
		軽傷者	400人		軽傷者	734人	
	住家被害	住家全壊	21棟	住家被害	住家全壊	469棟	
		住家半壊	483棟		住家半壊	1,660棟	
	一部破損	61,266棟		一部破損	13,849棟		

福島県沖地震（令和4年11月18日現在）				福島県沖地震（令和5年3月24日現在）			
地震の概要	発生年月日	令和3年（2021年）2月13日		発生年月日	令和4年（2022年）3月16日		
	地震名	福島県沖を震源とする地震		地震名	福島県沖を震源とする地震		
	規模	マグニチュード7.3		規模	マグニチュード7.4		
被害状況	人的被害	死者	3人	人的被害	死者	4人	
		行方不明者	0人		行方不明者	0人	
		重傷者	16人		重傷者	30人	
		軽傷者	168人		軽傷者	218人	
	住家被害	住家全壊	144棟	住家被害	住家全壊	224棟	
		住家半壊	3,070棟		住家半壊	4,630棟	
		一部破損	35,361棟			一部破損	52,388棟
令和5年奥能登地震（令和6年3月6日現在）				令和6年能登半島地震（令和6年5月8日現在）			
地震の概要	発生年月日	令和5年（2023年）5月5日		発生年月日	令和6年（2024年）1月1日		
	地震名	石川県能登地方を震源とする地震		地震名	令和6年能登半島地震		
	規模	マグニチュード6.5		規模	マグニチュード7.6		
被害状況	人的被害	死者	1人	人的被害	死者	245人	
		行方不明者	0人		行方不明者	3人	
		重傷者	4人		重傷者	330人	
		軽傷者	48人		軽傷者	979人	
	住家被害	住家全壊	40棟	住家被害	住家全壊	8,597棟	
		住家半壊	313棟		住家半壊	20,087棟	
		一部破損	3,073棟			一部破損	92,081棟

（参考：内閣府及び消防庁ホームページ）

資料1-18 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面等
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性が低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	地盤で亀裂 ^{*1} や液状化 ^{*2} が生じることがある。斜面で落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性が低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	—
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地盤で地割れが生じることがある。斜面でがけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性が低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。耐震性が高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性が高い住宅でも、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	地盤で大きな地割れが生じることがある。斜面でがけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{*3} 。
7	—	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりする。飛ばすこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性が低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性が高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性が高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	—

【木造建物（住宅）の状況】

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区別した。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握

することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

【鉄筋コンクリート造建物の状況】

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

【地盤・斜面等の状況】

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

【ライフライン・インフラ等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【大規模構造物への影響】

長周期地震動*による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

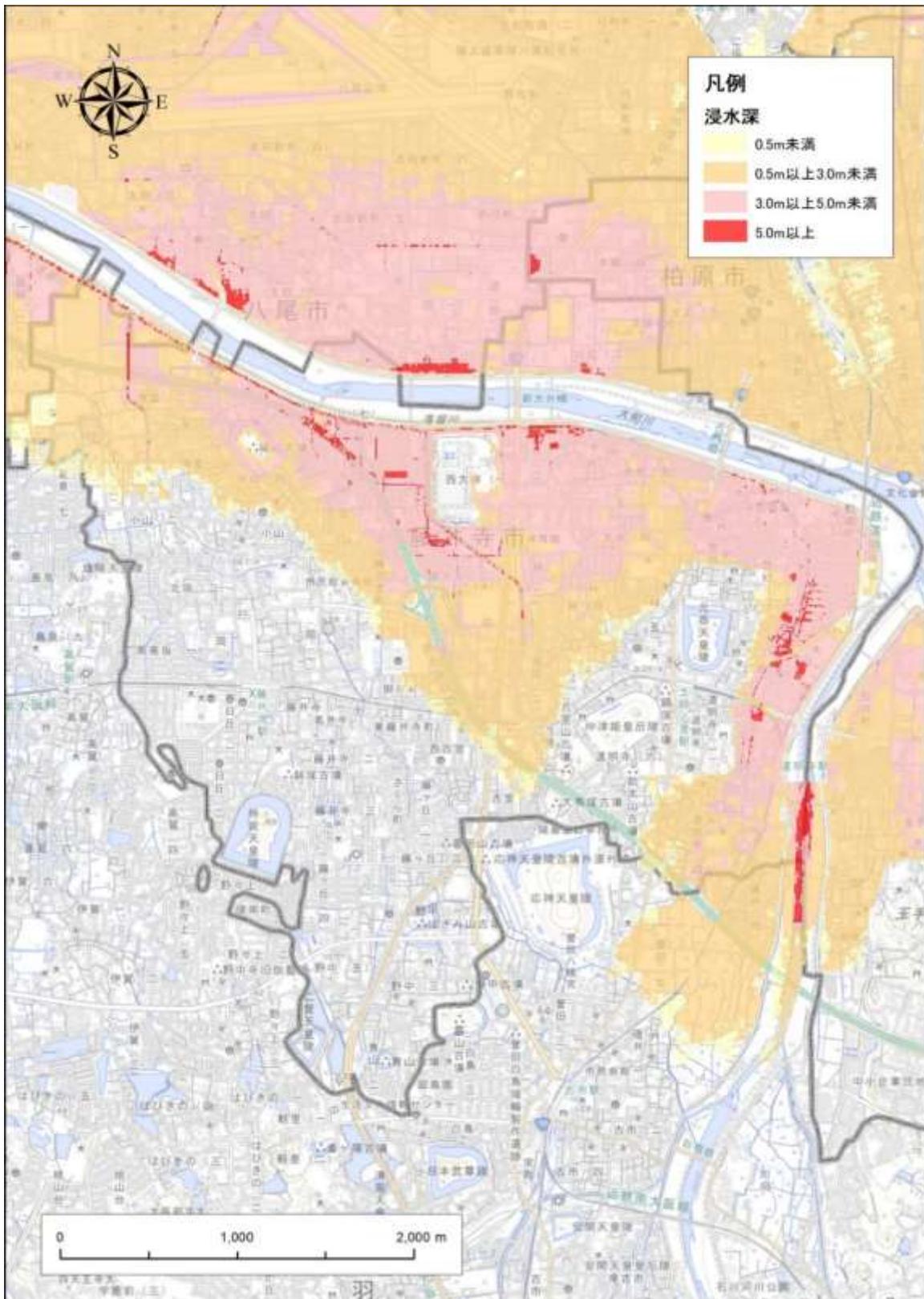
用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

(気象庁ホームページより抜粋)

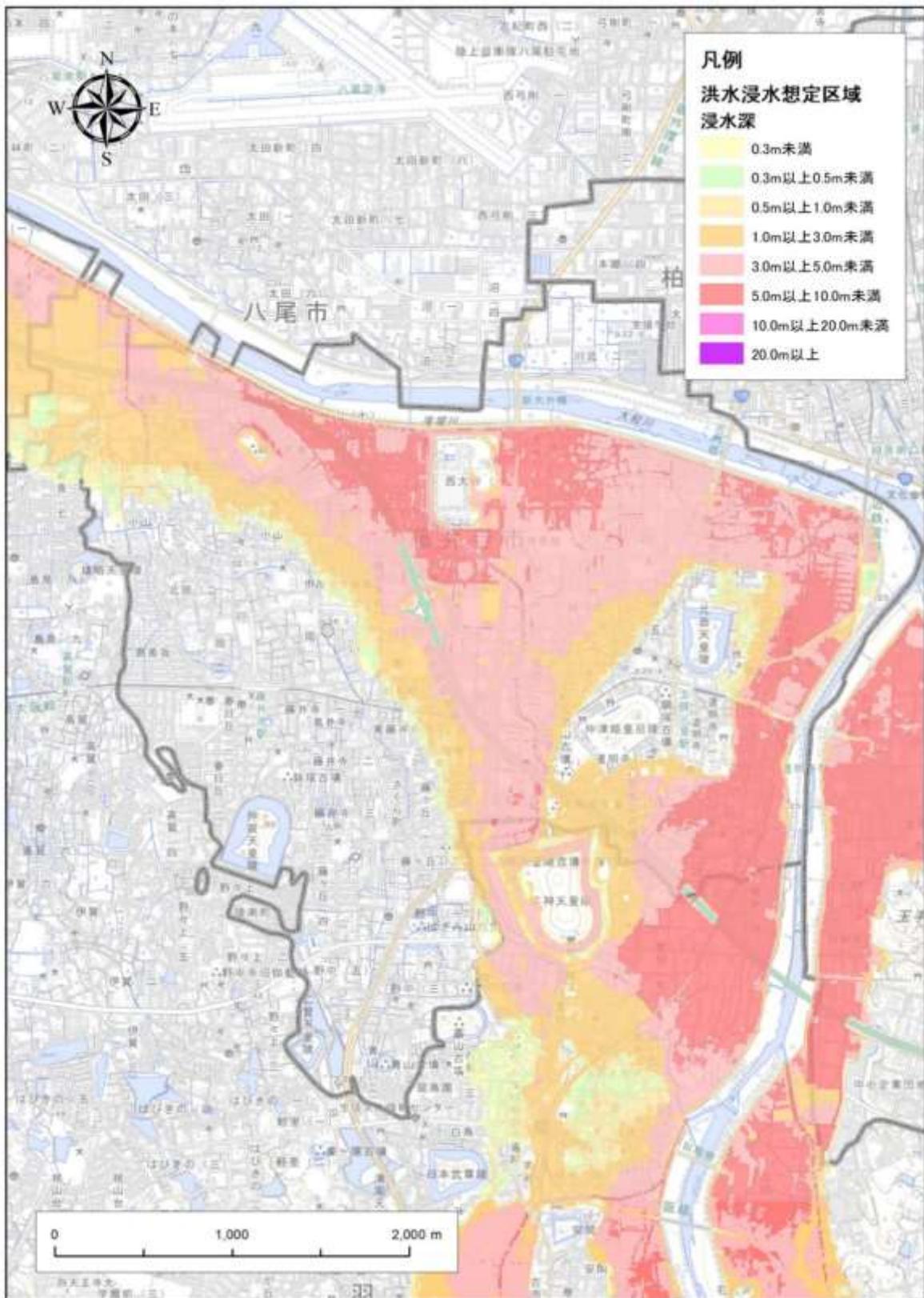
資料1-19 洪水浸水想定区域図

(1) 大和川 (国土交通省 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模))



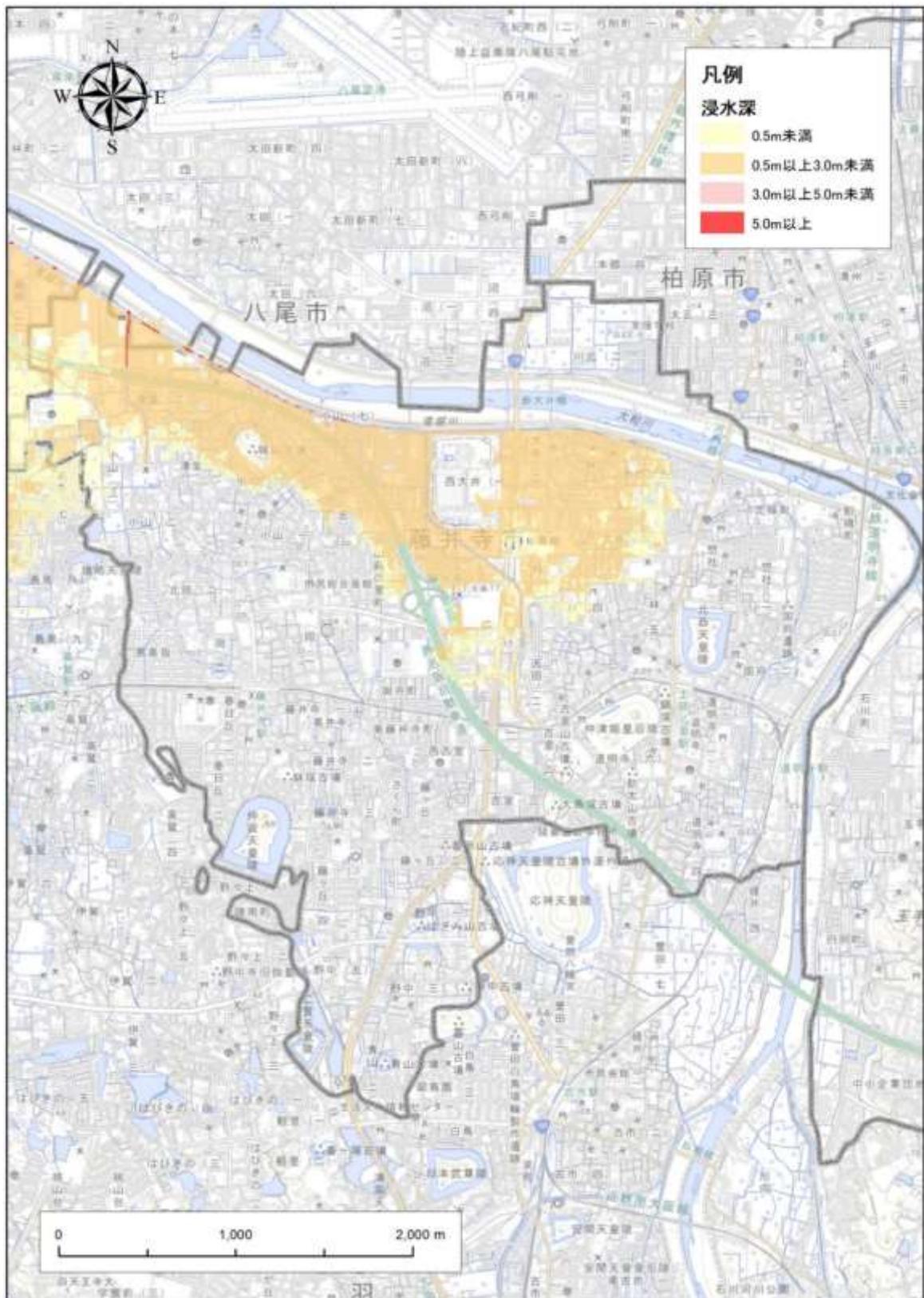
「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)」(平成 28 年 5 月 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所) をもとに作成した。

(2) 大和川水系石川・大乘川（大阪府 洪水浸水想定区域図（想定最大規模））



「大和川水系 石川、飛鳥川、大乘川、梅川、太井川、千早川、水越川、佐備川、宇奈田川、天見川、石見川、加賀田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（令和3年1月 大阪府）をもとに作成した。

(3) 大和川水系東除川・落堀川・大水川（大阪府 洪水浸水想定区域図（想定最大規模））



「大和川水系 東除川・落堀川・平尾小川・大水川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」
 （令和元年11月 大阪府）をもとに作成した。

資料 1-20 藤井寺市における風水害履歴

(その1)

発生年月日	種別	被害状況	備考
昭和 54 年 6 月 27～30 日	集中豪雨	※災害対策本部設置 住家 床上浸水 12 件 床下浸水 594 件 田畑冠水 125 ha 道路冠水 23 箇所 河川氾濫 25 箇所	降水量 27 日 135.5 mm 28 日 12.5 mm 29 日 106.5 mm 30 日 37.5 mm
昭和 57 年 8 月 1～2 日	台風 10 号	※災害対策本部設置 住家 床上浸水 3 件(1 事業所含む) 床下浸水 163 件 田畑冠水 14 ha 道路冠水 7 箇所 河川氾濫 1 箇所 (1.6 km/落堀川) 通行止場所 小山 5・6・7・8 丁目 (西名阪側道)	降水量 1 日 99.0 mm 2 日 5.0 mm
昭和 63 年 6 月 2～4 日	大雨	道路冠水 3 箇所 通行止め 2 箇所 (小山 6・7 丁目付近)	総雨量 101.5 mm
昭和 63 年 8 月 24～25 日	大雨	住家 床上浸水 2 件 床下浸水 33 件 ※浸水被害については、市内河川の樋門が閉まっていたところに短時間に集中豪雨があったためと推察される。	総雨量 46.5 mm
平成元年 7 月 10 日	大雨	住家 床下浸水 1 件(沢田 3 丁目)	総雨量 27.5 mm
平成元年 9 月 3 日	大雨	床下浸水 4 件 道路冠水 5 箇所 河川氾濫 2 箇所	総雨量 142.0 mm
平成元年 9 月 19～20 日	台風 22 号	床下浸水 3 件 道路冠水 2 箇所 河川氾濫 2 箇所	総雨量 111.5 mm
平成 2 年 9 月 13～14 日	大雨	道路冠水 2 箇所 河川氾濫 1 箇所 (岡 1 丁目 王水川 150m)	総雨量 66.0 mm
平成 2 年 9 月 17～20 日	台風 19 号	家屋被害 屋根破損 3 件 塀破損 2 件 他の被害 2 件 老人福祉センター、市民総合会館に自主避難者あり	降雨量 17 日 63.0 mm 18 日 2.0 mm 19 日 33.5 mm 20 日 11.0 mm 累計 109.5 mm

(その2)

発生年月日	種 別	被害状況	備 考
平成3年8月30日	台風14号	床下浸水 9件 道路冠水 5箇所 河川氾濫 6箇所	総雨量 41.0mm
平成4年5月8日	大雨	道路冠水 1箇所 通行止 1箇所 (市道北條藤井寺線)	降雨量 8日 63.5mm 9日 19.0mm 累計 82.5mm
平成5年7月5日	大雨	道路冠水 5路線	4日 27.5mm 5日 57.5mm 累計 85.0mm
平成6年9月 28～30日	台風26号	※災害対策本部設置 ※被害なし 自主避難 6世帯11人	総雨量 36.5mm
平成8年8月28日	大雨	秋雨前線の活動による大雨 ※被害状況 道路冠水 1箇所	総雨量 44.0mm
平成9年7月9日	大雨	※被害状況 船橋町、梅が園町の3箇所で道路冠水	総雨量 40.0mm
平成9年7月26日	台風9号	※災害初動本部設置 ※被害状況 樹木被害 2件 電線が ^レ 落下、看板撤去各1件 自主避難 1世帯1人	総雨量 7.5mm
平成9年8月5日	大雨	※災害初動本部設置 ※被害状況 道路冠水 2箇所 ※小山雨水ポンプ場稼働 15:00～17:37 (排水量 87,840 t)	総雨量 41.5mm
平成9年8月7日	大雨	※災害初動本部設置 ※被害状況 床下浸水 14件 道路冠水 4箇所 ※小山雨水ポンプ場稼働 5:12～8:07 (排水量 93,000 t)	総雨量 24.5mm
平成10年6月19日	大雨	※課内事前配備 (20:00～22:30) ※被害状況 道路冠水 1箇所 便槽内浸水 3件	総雨量 53.5mm

(その3)

発生年月日	種 別	被害状況	備 考
平成 10 年 7 月 28 日	大雨	※初動配備 (14:30~17:15) ※被害状況 床下浸水 22 件 敷地内道路等より水の流入 3 件 道路冠水 6 箇所 汲取 14 件	総雨量 23.0 mm
平成 10 年 9 月 21~22 日	台風 7・8 号	※初動配備 (22 日 9:00~20:00) ※被害状況 便槽内浸水 4 件 家屋被害 52 件 樹木被害 8 件	総雨量 31.0 mm
平成 11 年 6 月 27 日	大雨	※情報収集体制 (7:40~13:00) ※被害状況 道路冠水 4 箇所 1 地区全域 便槽内浸水 4 件 消毒依頼 1 件	総雨量 31.5 mm
平成 11 年 6 月 29~30 日	大雨	※初動本部事前配備 (14:00~18:00) ※被害状況 便槽内浸水 4 件	総雨量 61.5 mm
平成 11 年 8 月 11 日	大雨	※初動本部事前配備 (1:30~15:00) ※被害状況 道路冠水 10 箇所 通行止め 3 箇所 床下浸水 17 件 便槽内浸水 20 件	総雨量 123.0 mm
平成 11 年 9 月 17 日	大雨	※初動本部事前配備 (17:15~23:30) ※被害状況 道路冠水 12 箇所 床上浸水 8 件 床下浸水 55 件 便槽汲取 91 件	総雨量 60.5 mm
平成 12 年 5 月 13 日	大雨	※部内事前配備 (17:00~18:15) ※被害状況 床下浸水 4 件 消毒依頼 4 件 道路冠水 1 箇所 汲取 1 件	降雨量 16.0 mm
平成 12 年 6 月 9 日	大雨	※事前配備 (9:00~14:00) ※被害状況 床下浸水 1 件 汲取 2 件	降雨量 29.0 mm

(その4)

発生年月日	種 別	被害状況	備 考
平成 12 年 9 月 11 日	大雨	※初動配備 (17:00~19:45) 水防警報により消防団石川の警戒 ※被害状況 道路冠水 2 件	降雨量 114.5 mm (11 日累計)
平成 13 年 8 月 12 日	大雨	※部内事前配備 (15:55~翌 6:50) ※被害状況 床下浸水 1 件 消毒依頼 2 件 道路冠水 4 箇所 汲取 3 件	降雨量 13.0~28.0 mm
平成 13 年 8 月 20~22 日	台風 11 号	※部内事前配備 (17:15~22:00) 事前配備 (22:00~8/22 1:30) ※被害状況 樹木倒木 1 件	
平成 14 年 6 月 11 日	集中豪雨	※被害状況 道路冠水 1 箇所	降雨量 30.0 mm (最大 17.0 mm)
平成 15 年 10 月 13 日	大雨	※情報収集体制 (7:30~15:00) ※被害状況 道路冠水 3 箇所 床下浸水 14 箇所	降雨量 21.5 mm
平成 16 年 5 月 13~14 日	集中豪雨	※初動配備体制 (17:30~14 日 20:30) ※被害状況 汲取り 69 件 床下浸水 176 件 道路冠水 31 箇所 道路決壊の恐れ 1 箇所	降雨量 58.5 mm
平成 16 年 7 月 10 日	集中豪雨	※事前配備体制 (7:30~18:00) ※被害状況 汲取り 8 件 消毒依頼 22 件 床下浸水 4 件 道路冠水 5 箇所 梅が枝水路一部崩壊	降雨量 31.5 mm
平成 16 年 7 月 25 日	大雨	※事前配備体制 (14:00~17:00) ※被害状況 道明寺双子池周辺・恵美坂西水路溢水	降雨量 19.0 mm
平成 16 年 9 月 4 日	大雨	※防災対策課他 6 人 (18:20~21:30) ※被害状況 恵美坂西水路溢水	降雨量 27.0 mm

(その5)

発生年月日	種別	被害状況	備考
平成16年9月7日	台風18号	※初動配備 31人(13:30) 防災室シフト 22人(21:00) 防災対策課 6人(21:30) ※被害状況 なし 自主避難 3世帯6人	
平成16年9月29日	台風21号	※防災室シフト 20人(18:00) 事前配備 35人(20:00) ※被害状況 なし 自主避難 2世帯3人	
平成16年10月20日	台風23号	※初動配備 92人(17:30) 事前配備 38人(19:30) 消防団出動 ※被害状況 汲取り 5件 自主避難 4世帯6人	石川洪水警報 (警戒水位を超える)
平成16年11月12日	大雨	※防災対策課他 5人(2:30~8:00) 消防団1-4自主出動 ※被害状況 汲取り 3件 消毒 4件 恵美坂西水路溢水	降雨量 47.0mm 石川洪水注意報
平成17年7月1日	大雨	※警戒配備体制 ※被害状況 一部道路冠水 4箇所	総雨量 30.0mm
平成18年7月19日	大雨	※警戒配備体制 ※被害状況 道路冠水 1箇所 護岸崩壊 1箇所 (京樋水路右岸7m程度)	総雨量 41.5mm
平成18年7月21日	大雨	※警戒配備体制 ※被害状況 西水路の護岸積ブロックが5枚程度 脱落し背面5m程度土砂流出	
平成19年7月 16~17日	大雨	※警戒配備体制 ※被害状況 道路冠水 2箇所 水没 石川河川敷運動場 大和川河川敷運動場 溢水 王水川貯水施設満水により溢水	総雨量 58.5mm
平成19年8月22日	大雨	※「初動本部」一部警戒配備体制 ※被害状況 道路冠水 1箇所 木の枝除去 1件	総雨量 28.5mm

(その6)

発生年月日	種別	被害状況	備考
平成19年8月23日	大雨	※「初動本部」一部警戒配備体制 ※被害状況 床下浸水 1件 道路冠水 5箇所 汲取依頼 6件 消毒依頼 7件	総雨量 37.5mm
平成21年4月14日	大雨	※「初動本部」警戒配備体制 ※被害状況 道路冠水 1件	総雨量 64.0mm
平成21年7月31日 ～8月1日	大雨	※事前配備体制 ※被害状況 道路冠水 7件 汲取依頼 3件 消毒依頼 2件	総雨量 44.5mm
平成21年10月 7～8日	台風18号	※初動配備体制Ⅰ ※被害状況 カーブミラー倒れ 2件 街路灯カバー破損 1件 樹木倒れ 1件 自主避難の為、避難所開設 3箇所 (避難者4世帯10人)	総雨量 47.5mm
平成22年7月7日	大雨	※情報収集体制 ※被害状況 恵美坂西水路溢水 道路冠水 4件	総雨量 22.0mm
平成22年7月 13～14日	大雨	※「初動本部」警戒配備体制 ※被害状況 床下浸水 1件 道路冠水 11件 便槽内浸水 10件 公共物被害 2件	総雨量 93.0mm
平成23年7月 19～20日	台風第6号	※情報収集体制 ※被害状況 なし 自主避難 1世帯3名	総雨量 14.0mm
平成24年6月 21～22日	大雨	※事前配備体制・避難所班 ※被害状況 道路冠水・水路溢水等 18件 避難所開設 3箇所 (避難者無し)	総雨量 101.5mm
平成24年8月19日	大雨	※事前配備体制 ※被害状況 道路冠水・水路溢水等 7件	総雨量 13.0mm

(その7)

発生年月日	種別	被害状況	備考
平成24年8月31日	大雨	※事前配備体制 ※被害状況 道路冠水 10件 床下浸水(店舗) 5件	総雨量 33.0mm
平成24年9月30日	台風第17号	※事前配備体制 ※被害状況 カーブミラー転倒 1件 駐車場フェンス転倒 1件 自主避難 1世帯3人	総雨量 16.0mm
平成25年9月 15～16日	台風第18号	※「初動本部」警戒配備体制 ※被害状況 桜の木転倒 1本 カーブミラー転倒 2本 避難所開設 3箇所 (4世帯6名自主避難)	総雨量 76.0mm
平成26年8月24日	大雨	※情報収集体制 ※被害状況 道路冠水 2件	総雨量 26.0mm
平成27年7月 16～17日	台風第11号	※情報収集体制・事前配備体制 ※被害状況 土嚢要請 5件 汲取依頼 2件 他	総雨量 25.0mm
平成28年7月9日	大雨・洪水 警報	※事前配備体制 ※被害状況 土のう要請 4件 道路冠水あり(藤ヶ丘4丁目付近)	総雨量 59.0mm
平成28年9月20日	台風第16号	※【初動本部】警戒配備体制 ※被害状況 土のう要請 6件 避難所(2ヶ所)開設<自主避難者用>	総雨量 22.0mm
平成29年9月12日	大雨・洪水 警報	※警戒配備体制(26人) ※被害状況 道路冠水(3か所)	総雨量 49.5mm
平成29年10月 21～23日	台風第21号	※警戒配備体制(68人) ※被害状況 梅が枝水路 護岸の崩れ(1ヶ所) ニチバン西側道路陥没(1ヶ所) 避難情報(合計4回)発令 避難所 4ヶ所開設 避難者 304世帯825人 消防団員 総勢76人出動 など	総雨量 137.0mm

(その8)

発生年月日	種別	被害状況	備考
平成30年6月18日	大阪北部地震	※警戒配備体制(48人) ※被害なし 大阪北部地震 最大震度6弱	藤井寺市 震度4
平成30年7月5~6日	大雨・洪水警報 【平成30年7月豪雨】	※事前配備体制(20人) ※被害なし 土のう・くみ取り要請 各2件 各地で特別警報発表あり	総雨量 171.0mm
平成30年7月28~29日	台風第12号	※警戒配備体制(37人) ※被害なし 土のう2件・汲取り1件 石川最高水位 4.03m(29日04:20)	総雨量 36.5mm
平成30年8月22~24日	台風第20号	※警戒配備体制(37人) ※被害なし 土のう 6件 避難所開設 2ヶ所 藤小:2世帯3人 道小:4世帯6人	総雨量 11.0mm
平成30年9月1日	大雨・洪水注意報	※情報収集体制 ※被害状況 梅が園町等一部地域での道路冠水。 石川下流、玉手橋地点で2.74mとなり、水防団待機水位を一時突破。	総雨量 58.5mm
平成30年9月3~28日	台風第21号	※警戒配備体制(90人) ※被害状況 暴風により倒木及び飛散物等多数。 住家等についても瓦の破損など一部損壊多数で、市内一部で停電も発生。 避難所開設 2か所 準備避難所 2か所(藤小・道小) 市民総合会館(本館) 22世帯34名 市民総合会館(分館) 5世帯10名 藤井寺小学校 1世帯1名(未開設でも避難)	4日(火) 総雨量 28.0mm 10日(月) 総雨量 49.5mm
平成30年9月29~30日	台風第24号	※警戒配備体制(78人) ※被害状況 避難所開設 3か所 準備避難所 3か所(藤小・道小・藤中) 市民総合会館(本館) 29世帯45名 市民総合会館(分館) 12世帯18名 藤井寺支援学校 2世帯3名	29日(土) 総雨量 36.5mm 30日(日) 総雨量 18.5mm

(その9)

発生年月日	種別	被害状況	備考
令和元年8月 19～20日	大雨警報 (大気不安定による大雨)	※警戒配備体制 (19日:75人・20日:45人) ※被害状況 土のう要請多数/消毒 汲み取り依頼あり 床下浸水(現認のみ) 14件 道路冠水による通行止め 1か所 停電被害 18件(19日16:25～18:29)	総雨量 51.0mm
令和5年6月2日	梅雨前線による大雨	※警戒配備体制(117人) 消防団(38人) ※避難指示発令 ※被害状況 避難所8ヶ所開設 避難者数270世帯524名 道路冠水6ヶ所 汲み取り依頼6件	総雨量 138.0mm
令和5年8月 14日～15日	台風7号	※警戒配備体制(64人) ※被害状況 倒木、トタンやごみの飛散が多数 一部地域570件で停電が発生	総雨量 38.0mm

(資料:危機管理室災害応急対策記録)

資料1-21 雨の強さと降り方、風の強さと吹き方

<雨の強さと降り方>

(出典：気象庁ホームページ 平成12年8月作成、平成14年1月一部改正、平成29年3月一部改正、平成29年9月一部改正)

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても見づらい
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる				

注1 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

注2 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

<風の強さと吹き方>

(出典：気象庁ホームページ)

(平成12年8月作成、平成14年1月一部改正、平成19年4月一部改正、平成25年3月一部改正、平成29年9月一部改正)

風の強さ(予報用語)	平均風速(m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速(m/s)	
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20	
強い風	15以上 20未満	～70km	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。		
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	特急列車	何かにつかまっていられないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常ので運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30	
	25以上 30未満	～110km							
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急列車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	40	
	35以上 40未満	～140km							外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。
	40以上	140km～							

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

資料 1-22 台風に関する基礎知識

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速（10分間平均）をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は強風域（風速15m/s以上の強い風が吹いているか、地形の影響などが無い場合に吹く可能性のある範囲）の半径で、「強さ」は最大風速で区分しています。

さらに、強風域の内側で風速25m/s以上の風が吹いているか、地形の影響などが無い場合に吹く可能性のある範囲を暴風域と呼びます。

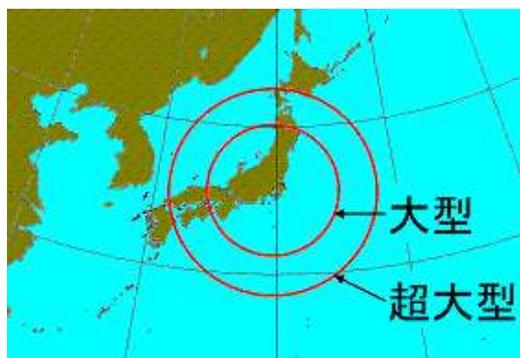
(1) 強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s(64ノット)以上 ～ 44m/s(85ノット)未満
非常に強い	44m/s(85ノット)以上 ～ 54m/s(105ノット)未満
猛烈な	54m/s(105ノット)以上

(2) 大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大型(大きい)	500km以上～800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

大型、超大型の台風それぞれの大きさは、日本列島の大きさと比較すると以下のようになります。



台風に関する情報の中では台風の大きさと強さを組み合わせて、「大型で強い台風」のように呼びます。ただし、強風域の半径が500km未満の場合には大きさを表現せず、最大風速が33m/s未満の場合には強さを表現しません。例えば「強い台風」と発表している場合、その台風は、強風域の半径が500km未満で、中心付近の最大風速は33～43m/sで暴風域を伴っていることを表します。

なお、台風情報では暴風域を円形で示します。この円内は暴風がいつ吹いてもおかしくない範囲です。

(気象庁ホームページより)

第2編 災害予防対策関連資料

資料2-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

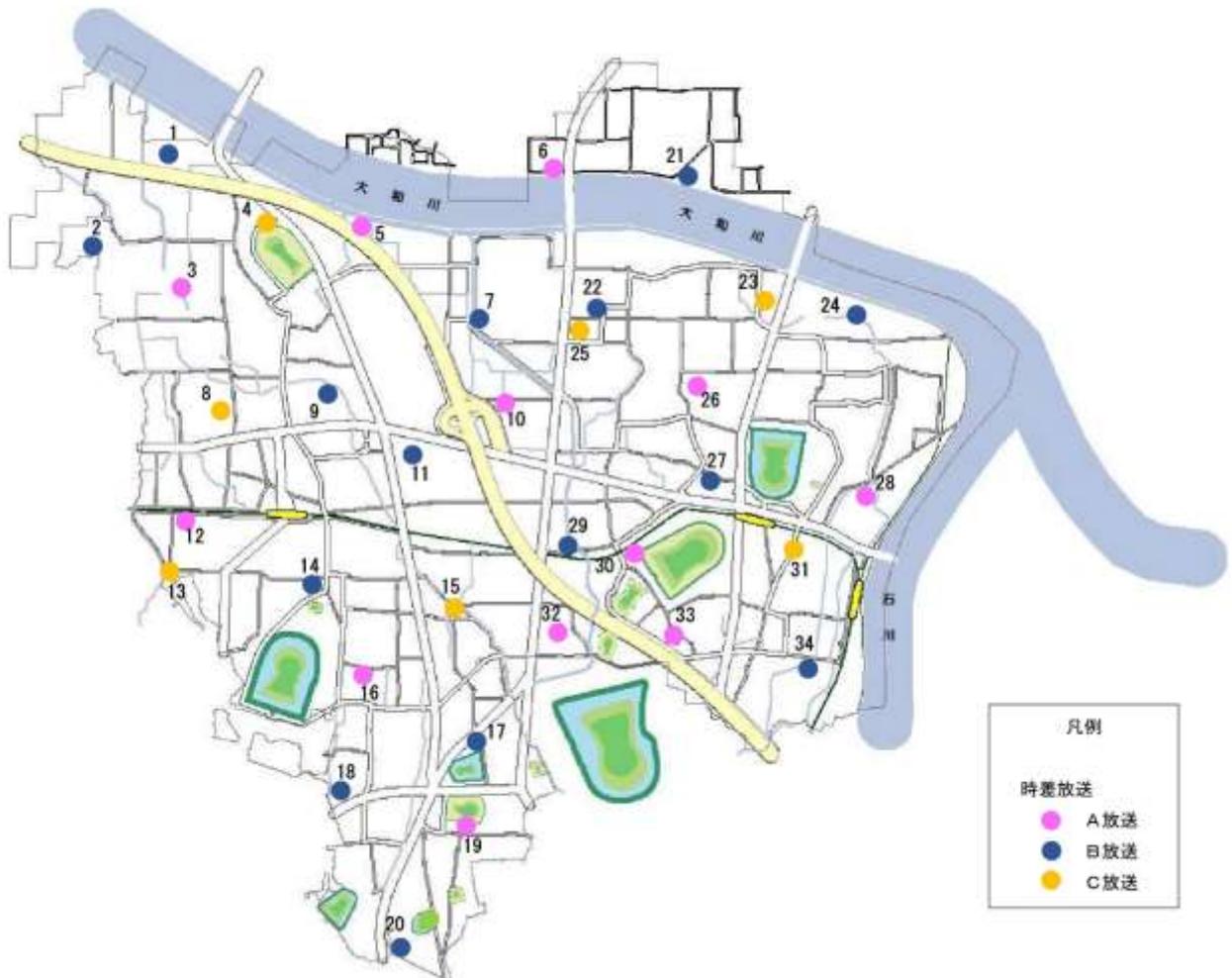
平成29年9月1日現在

番号	ヘリポート名	管 理 者 連 絡 先 住 所	長さ×幅
	所 在 地		
1	大和川河川敷	近畿地方整備局大和川河川事務所 072-971-1381	400m×80m
	川北3丁目地先	藤井寺市川北3丁目8-33	
2	石川河川敷公園	大阪府富田林土木事務所 0721-25-1131	487.5m×80m
	道明寺3丁目地先	富田林市寿町2丁目6-1	
3	青少年運動広場A	藤井寺市教育委員会 072-939-1111	55m×69m
	大井1丁目433-3	藤井寺市岡1丁目1-1	
4	青少年運動広場B	藤井寺市教育委員会 072-939-1111	50m×61m
	大井1丁目433-2	藤井寺市岡1丁目1-1	

資料 2-2 防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設置場所一覧表

地区割表

地区	番号	名称	地区	番号	名称
A	1	津堂西名阪北	C	21	川北3丁目第1児童遊園
	2	津堂市民野球場		22	大井垣添児童公園
	3	藤井寺北小学校		23	府営藤井寺大井住宅
	4	津堂城山古墳		24	北條雨水ポンプ場
	5	小山雨水ポンプ場		25	市民総合体育館
	6	新大井橋北詰		26	道明寺中学校
	7	大井水みらいセンター		27	道明寺小学校
	8	北岡児童遊園		28	道明寺東小学校
	9	藤井寺小学校		29	沢田消防車庫
	10	第三中学校		D	30
B	11	藤井寺中学校	31		道明寺天満宮
	12	四天王寺学園	32		古室3丁目児童公園
	13	大阪緑涼高校	33		道明寺盾塚古墳公園
	14	藤井寺西小学校	34		道明寺南小学校
	15	西古室ポケットパーク			
	16	藤井寺南小学校			
	17	美陵ポンプ場			
	18	野中配水場 I			
	19	宮山児童公園			
	20	青山2丁目児童遊園			



資料2-3 MCA無線局（移動系）一覧表

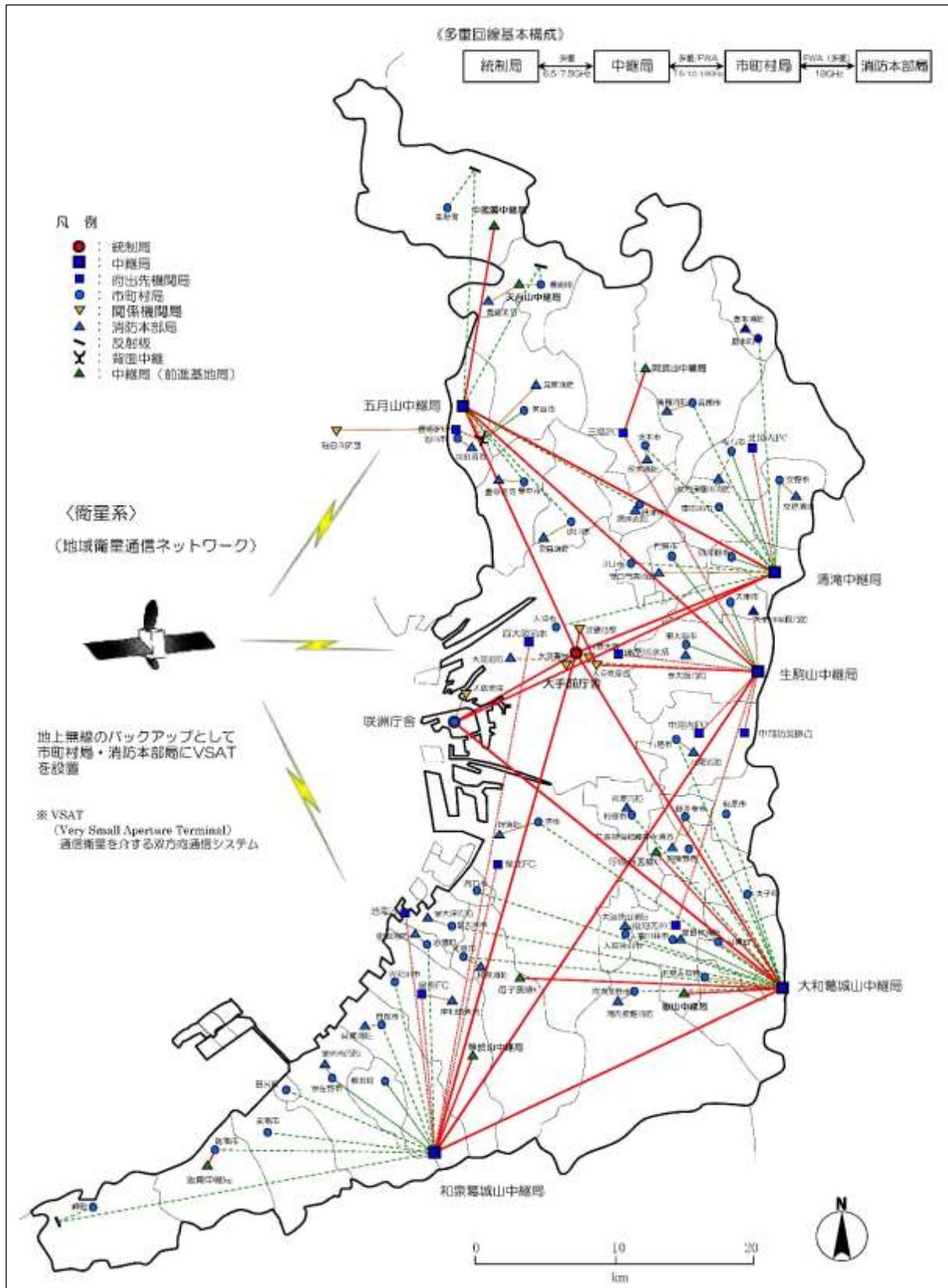
令和6年4月現在

陸上移動局	藤井寺市						
	設置場所	大阪府藤井寺市岡1-1-1					
移動局番号	グループ1	グループ2	局名称	設置場所（通常時）	配備区分（災害時）		
1	50 事前配備 G	99 災害時 G	危機管理 1	危機管理室	災害本部	災害本部 1	
2	50 事前配備 G	99 災害時 G	危機管理 2			災害本部 2	
3	50 事前配備 G	99 災害時 G	危機管理 3			災害本部 3	
4	50 事前配備 G	99 災害時 G	危機管理 4			災害本部 4	
5	50 事前配備 G	99 災害時 G	危機管理 5			災害本部 5	
6	50 事前配備 G	99 災害時 G	危機管理 6			災害本部 6	
7	50 事前配備 G	99 災害時 G	危機管理 7			災害本部 7	
8	60 通常運用 G	99 災害時 G	税務課 1	税務課	対策隊	対策 1-1	
9	60 通常運用 G	99 災害時 G	税務課 2			対策 1-2	
10	60 通常運用 G	99 災害時 G	商工労働	商工労働課		対策 2-1	
11	60 通常運用 G	99 災害時 G	福祉総務 1	福祉総務課		対策 2-2	
12	60 通常運用 G	99 災害時 G	福祉総務 2			対策 3-1	
13	60 通常運用 G	99 災害時 G	こども育成	こども育成課		対策 3-2	
14	60 通常運用 G	99 災害時 G	健康医療 1	健康・医療連携課		対策 4-1	
15	60 通常運用 G	99 災害時 G	管財課	管財課	防災拠点	市役所	
16	50 事前配備 G	99 災害時 G	まち詰所 1	まちとみどり保全課（詰所）	機動班	詰所	
17	50 事前配備 G	99 災害時 G	まち詰所 2			機動 1	
18	50 事前配備 G	99 災害時 G	まち建設	まち建設課		機動 2	
19	50 事前配備 G	99 災害時 G	みどり詰所	まちとみどり保全課（詰所）		機動 3	
20	50 事前配備 G	99 災害時 G	下水道 1	下水道課	機動 4		
21	50 事前配備 G	99 災害時 G	環境衛生 1	環境衛生課	防疫班	防疫 1	
22	50 事前配備 G	99 災害時 G	環境衛生 2			防疫 2	
23	50 事前配備 G	99 災害時 G	まちとみどり 1	まちとみどり保全課	調査班	調査 1	
24	50 事前配備 G	99 災害時 G	まちとみどり 2			調査 2	
25	50 事前配備 G	99 災害時 G	下水道 2			下水道課	調査 3
26	50 事前配備 G	99 災害時 G	都市デザイン			都市デザイン課	調査 4
27	60 通常運用 G	99 災害時 G	健康医療 2	健康・医療連携課	防災拠点	保健センター	
28	60 通常運用 G	99 災害時 G	羽曳野警察	羽曳野警察署（警備課）	警察	羽曳野警察署警備課	
29	70 避難所 G	99 災害時 G	教育総務 1	教育総務課	避難所	避難所総括	
30	70 避難所 G	99 災害時 G	体育館	スポーツ振興課		体育館	
31	70 避難所 G	99 災害時 G	生涯学習セ	生涯学習課		生涯学習センター	
32	70 避難所 G	99 災害時 G	老人福祉セ	高齢介護課		老人福祉センター	
33	70 避難所 G	99 災害時 G	藤小	藤井寺小学校		藤井寺小学校	
34	70 避難所 G	99 災害時 G	藤南小	藤井寺南小学校		藤井寺南小学校	
35	70 避難所 G	99 災害時 G	藤西小	藤井寺西小学校		藤井寺西小学校	
36	70 避難所 G	99 災害時 G	藤北小	藤井寺北小学校		藤井寺北小学校	
37	70 避難所 G	99 災害時 G	道小	道明寺小学校		道明寺小学校	
38	70 避難所 G	99 災害時 G	道東小	道明寺東小学校		道明寺東小学校	
39	70 避難所 G	99 災害時 G	道南小	道明寺南小学校		道明寺南小学校	
40	70 避難所 G	99 災害時 G	藤中	藤井寺中学校		藤井寺中学校	
41	70 避難所 G	99 災害時 G	道中	道明寺中学校		道明寺中学校	
42	70 避難所 G	99 災害時 G	三中	第三中学校		第三中学校	
43	70 避難所 G	99 災害時 G	こども園	こども施設課	道明寺こども園		
44	70 避難所 G	99 災害時 G	教育総務 2	教育総務課	藤井寺支援学校		
45	70 避難所 G	99 災害時 G	教育総務 3		藤井寺工科高校		
46	70 避難所 G	99 災害時 G	教育総務 4		藤井寺高校		
指令局							
100	災害本部	災害	災害本部	危機管理室		災害本部	
200	内線	内線	内線接続 1	無線局室			
300	内線	内線	内線接続 2	無線局室			

資料 2-4 藤井寺市消防団無線局一覽表

設置場所		呼 出 名 称			
		車 載	携 帯		
危機管理室		団本部	本部 1～9		
指 令 車		指令車	—		
照 明 車		照明車	—		
柏原羽曳野藤井寺消防組合 通信指令室		柏消本部	—		
第 一 分 団	第 1 班	野中ポンプ	野中 1	野中 2	野中 3
	第 2 班	藤井寺ポンプ	藤井寺 1	藤井寺 2	藤井寺 3
	第 4 班	岡ポンプ	岡 1	岡 2	岡 3
	第 6 班	小山ポンプ	小山 1	小山 2	小山 3
	第 7 班	丹北ポンプ	丹北 1	丹北 2	丹北 3
	第 8 班	津堂ポンプ	津堂 1	津堂 2	津堂 3
第 二 分 団	第 1 班	道明寺ポンプ	道明寺 1	道明寺 2	道明寺 3
	第 2 班	国府ポンプ	国府 1	国府 2	国府 3
	第 3 班	林ポンプ	林 1	林 2	林 3
	第 4 班	大井ポンプ	大井 1	大井 2	大井 3
	第 5 班	沢田ポンプ	沢田 1	沢田 2	沢田 3

資料 2-5 大阪府防災行政無線回線系統図



資料 2-6 消防通信施設の概況

(1) 有線施設

令和2年4月1日現在

		指 令 室	消 防 本 部	本 署	藤 井 寺 分 署	柏 原 分 署	国 分 出 張 所	羽 曳 野 出 張 所		高 鷲 出 張 所	合 計
通報受付回線・装置	119専用回線（IP共用）	12									12
	携帯119専用回線	4									4
	携帯119転送回線	2									2
	統合型発信地取得用回線	2									2
	119転送落し	3									3
	医療機関・福祉関係回線	2									2
	警察専用回線	2									2
	高速関係（西名阪・南阪奈・阪神）	3									3
	119衛星回線	1									1
	119専用FAX	1									1
	NET119	1									1
	メール119	1									1
指令回線・装置	指令回線装置・イントラネット	1			1	1	1	1		1	6
	指令プリンタ装置	1		2	1	1	1	1		1	8
	受令装置	1		1	1	1	1	1		1	7
	指令モニター装置		2	4	3	3	3	2		2	19
	順次指令装置回線	10									10
情報連絡回線・装置	ヘリテレ映像伝送システム	2									2
	府医療情報端末	2									2
	災害テレホンガイド	5									5
	ホームページ	1									1

(2) 無線施設

使用無線機数

令和2年4月1日現在

	指 令 室	消 防 本 部	本 署	藤 井 寺 分 署	柏 原 分 署	国 分 出 張 所	羽 曳 野 出 張 所	高 鷲 出 張 所	合 計
基地局	1								1
デジタル可搬型卓上移動局				1	1	1	1	1	5
デジタル署所受令機	1			1	1	1	1	1	6
デジタル可搬型携帯無線局（10W）		1	1						2
デジタル車載無線機（100W）		4	14	4	4	3	3	3	35
デジタル携帯無線機（50W）	4		7	4	4	2	2	2	25
400M 携帯無線機（10W）	7		19	12	10	6	6	6	66
防災無線機	1								1
防災受令機	2								2
無線機合計	16	5	41	22	20	13	13	13	143
A V M		2	13	4	4	3	3	3	32

資料2-7 消防力現勢表

(1) 消防車両配置状況

令和2年4月1日現在

署所別 \ 車両別	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学車	はしご車	救助工作車	小型動力ポンプ付水槽車	高規格救急車	林野工作車	資器材搬送車	指揮車	査察車・広報車・連絡車	緊急連絡車	中型バス	計
消防本部									1		4	4		9
本署	2		1	1	1	1	2 (1)		1	1 (1)		1		11 (2)
藤井寺分署	1	1			1		1						1	5
柏原分署	2	(1)					1	1						4 (1)
国分出張所	2						1							3
羽曳野出張所	2						1							3
高鷲出張所	2						1							3
合計	11	1 (1)	1	1	2	1	7 (1)	1	2	1 (1)	4	5	1	38 (3)

()非常用

(2) 資器材

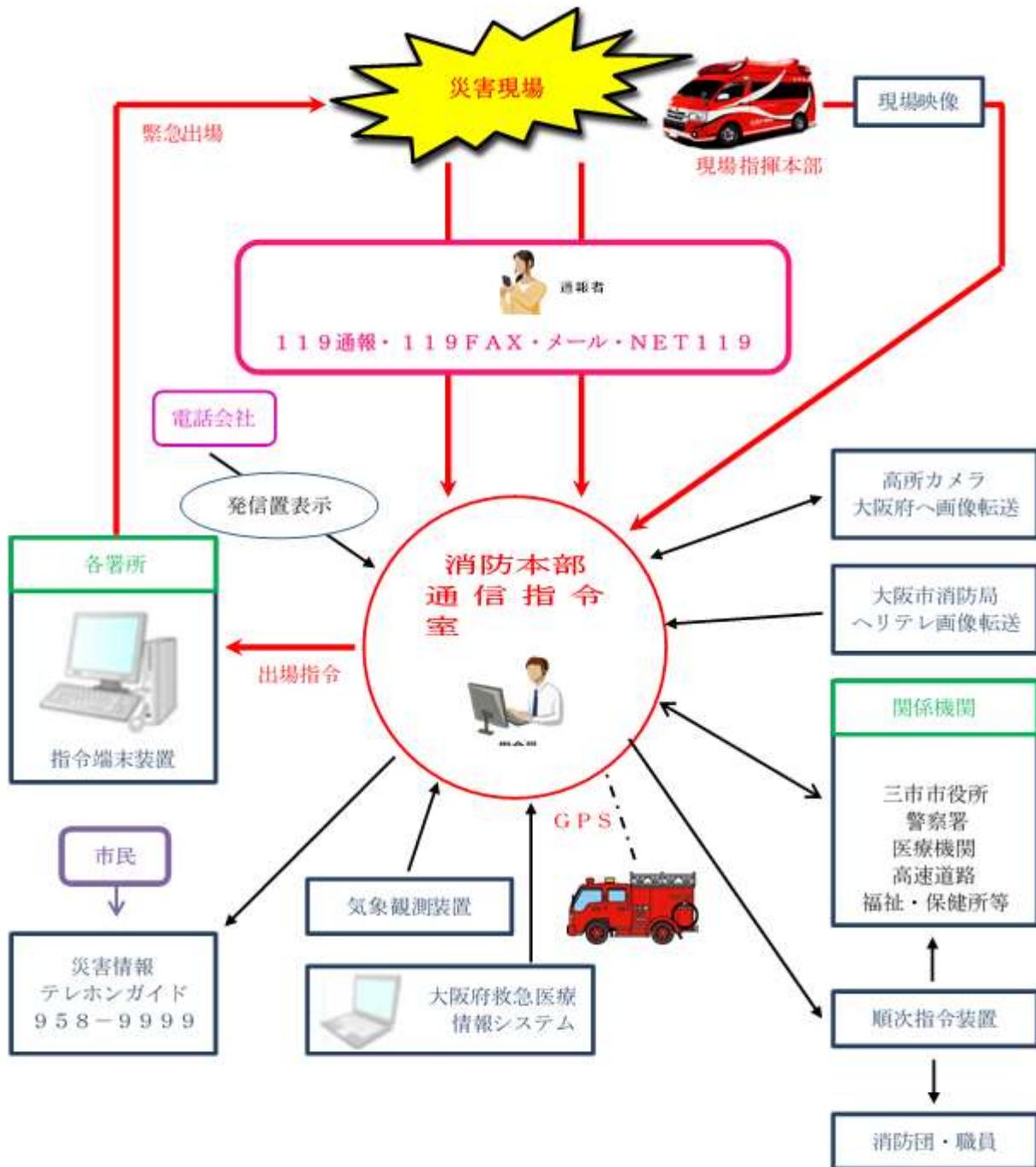
(その1)

資器材名	本署	分署	柏原	国分	羽曳野	高鷲	合計
ホース(65 mm)	106	67	83	71	64	63	454
ホース(50 mm)	36	25	32	25	25	25	168
ホース(40 mm)	70	35	53	38	36	41	273
65 mm筒先	0	0	0			0	0
50 mm筒先	6	4	7	4	4	4	29
40 mm筒先	9	6	10	4	4	6	39
三連梯子	6	3	3	2	2	2	18
二連梯子	0						0
かぎ付き折り畳み梯子	8	3	2	2	2	2	19
ピックアップ式泡ノズル	3	2	3	2	2	2	14
東消式簡易ネット発泡器	0	0	1	0			1
泡原液(非水溶性液体用)	680	120	140	100	100	100	1,240
泡原液(水溶性液体用)	0	0					0
組立水槽	9						9
ジェットシューター	0						0
ターレット	3						3
小型動力ポンプ	1	1	2	1	0	0	5
発電機	5	1	1	1	1	1	10
投光器	4		1	1	1		7
携帯無線機	36	16	14	8	8	8	90
簡易無線機(デジタル)	16						16
帯電衣一式	2	2					4
耐熱服(油火災用防火衣)	2						2
陽圧式化学防護服	6						6
化学防護服	45	9					54
放射性物質防護服	2						2
放射線量測定器	1	1					2
ポケット線量計荷電器	30	5					35
酸素濃度測定器	1	1					2
ガス検知器	1	1	1				3
エンジンカッター	2	1	1				4
油圧式救助器具一式	1	1	1				3

(その2)

資器材名	本署	分署	柏原	国分	羽曳野	高鷲	合計
マット型空気ジャッキ式	1	1					2
エアラインマスク	0						0
エアソー	0	1					1
エアカッター	0	1					1
チェーンソー	2	1	1				4
救命索発射銃	1	1					2
空気式救助マット	2						2
圧縮製造施設	1						1
救命ボート	2	1	1	1			5
船外機	2	1	1	1			5
救命浮輪	2	2					4
救命胴衣	100	38	22	20	20	22	222
空気呼吸器	23	12	12	6	6	7	66
空気ボンベ	59	25	12	9	9	9	123
レスクマスク	4	5					9
ガス溶接機	1	1					2
可搬ウインチ	2	1	1				4
サバイバースリング	1	1	1				3
削岩機	2	1					3
送排風機	1	1					2
簡易画像探索機	2	1					3
熱画像直視装置	2	1	1				4
マンホール救助器具	1	1					2
エアータント	3						3
非常用担架兼用ベッド	9						9
平担架	1	2					3
災害用救急箱	1	0					1
非常用毛布	89						89
携帯用酸素吸入器	4						4

資料 2-8 消防通信指令系統図



資料 2-9 消防水利状況

令和2年4月1日現在

消火栓		防火水槽						その他
公設	私設	100 m ³ 以上		60 m ³ 以上 100 m ³ 未満		40 m ³ 以上 60 m ³ 未満		プール
		公設	私設	公設	私設	公設	私設	
928	3	2	1	2	7	18	72	15

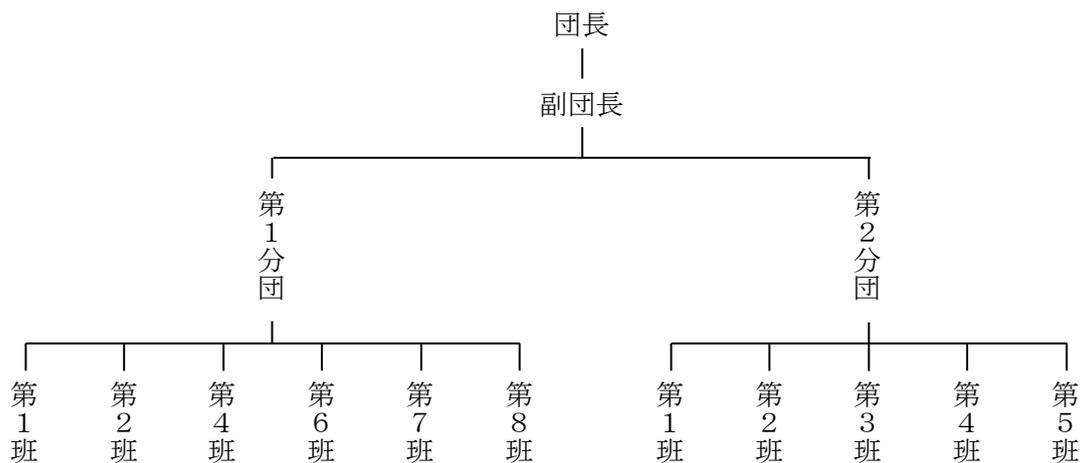
資料 2-10 藤井寺市消防団の状況

令和6年4月1日現在

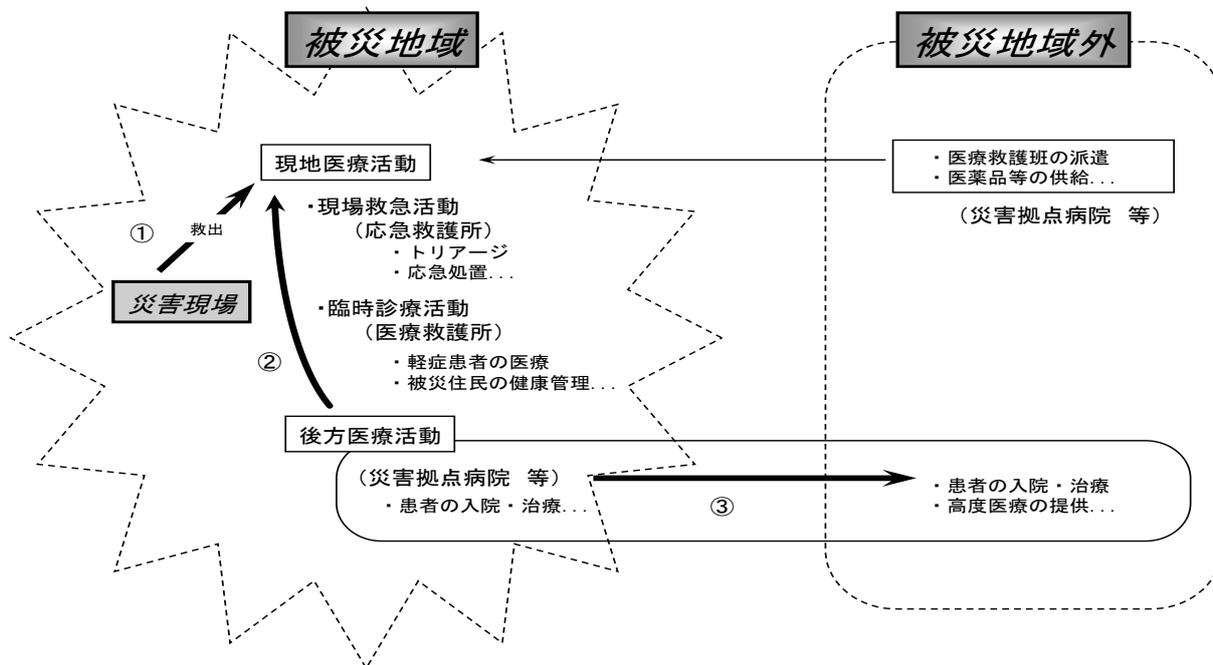
区 分		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
団員数	定員	1	4	2	2	-	11	77	97
	実員	1	4	2	2	-	11	80	100

機械配置	消防ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ	積載車	指令車	その他の 車両	合計
		4	3	7	1	1

(組織図)



医療救護活動の流れ



資料 2-12 市内医療機関一覧表

藤井寺市医師会所属医療機関一覧

(藤井寺市医師会：藤井寺市小山 9-4-33)

令和 6 年 4 月 1 日現在

(その 1)

医療機関名	診療科目	医師名	住 所	電話
青山こどもクリニック	小児科	松井 甲三	野中 4-16-32	937-0100
池田医院	内科、胃腸科、循環器科、小児科	池田 貴	藤井寺 2-5-20	955-0720
いのうえ眼科	眼科	井上 智之	野中 4-16-32	931-1761
今井眼科	眼科	今井 清美	藤ヶ丘 1-13-9	959-3230
うえた内科医院	内科	上田 千里	林 5-7-29	936-0088
内本外科内科診療所	外科、内科、胃腸内科、循環器内科	内本 和晃	小山 5-1-10	955-2111
おおかわ整形外科クリニック	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	大川得太郎	道明寺 6-12-34	945-2345
数尾診療所	内科、外科	数尾 展	小山 2-1-1	955-4768
可児医院	内科、小児科、循環器科	可児佳代子	藤ヶ丘 2-10-2	955-1847
きしだ内科	内科、小児科	岸田 卓也	陵南町 5-26	955-8220
北村外科内科クリニック	外科、内科、胃腸科、肛門科、リハビリテーション科	北村 篤	小山藤の里町 14-37	938-1700
久保医院	内科、循環器内科、小児科	久保 博重	沢田 4-5-12	955-1220
黒川クリニック	整形外科、内科、リハビリテーション科	黒川 隆彦	北條町 3-7	931-0800
くろだ内科クリニック	内科、循環器内科	黒田 有子	道明寺 5-4-1	936-8810
佐井胃腸科肛門科	胃腸内科、肛門外科、麻酔科	佐井 壮謙	岡 2-11-6	937-2029
しかたクリニック	小児科、内科	四方 一	岡 1-15-29	937-2759
清水眼科	眼科、小児眼科	清水 尚子	林 5-7-29	936-7711
白江医院	内科、小児科、麻酔科	白江 淳郎	大井 5-6-34	955-0545
白川医院	内科、小児科	白川 親	恵美坂 1-12-14	955-0703
眞銅耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科	眞銅昌二郎	春日丘 2-12-12	955-4633
そごうクリニック	消化器科、肛門科、外科、リハビリテーション科	十川 佳史	春日丘 1-2-38	931-0005

(その2)

医療機関名	診療科目	医師名	住所	電話
たかの耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	高野 啓江	岡 1-5-35	952-3387
竹口クリニック	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	竹口 輝彦	小山 1-1-1	930-5600
タケダヤ整形外科	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	竹田谷 寛	岡 1-5-36	939-1490
辰巳医院	内科	辰巳 茂人	岡 1-12-10	939-8081
田中耳鼻咽喉科クリニック	耳鼻咽喉科、アレルギー科	田中 博紀	沢田 3-6-53	931-1187
ときよしクリニック	脳神経外科、神経内科	時吉 浩司	春日丘 1-9-1	952-8607
鳥居医院	内科、胃腸科、小児科	鳥居 裕一朗	藤ヶ丘 1-12-16	955-0268
永井医院	内科、小児科、皮膚科、アレルギー科	永井 裕隆	大井 4-16-17	955-4993
ながいクリニック	心療内科、精神科	長井 曜子	岡 2-9-17	931-5561
長崎医院	内科、消化器科	長崎 雄二	岡 2-1-4	955-7070
中本内科クリニック	内科、循環器内科、糖尿病内科	中本 康朗	岡 2-6-8	952-5181
ナワタクリニック	内科、消化器内科、呼吸器内科	縄田 浩行	藤ヶ丘 2-10-13	953-0666
なんぼう腎・泌尿器科クリニック	泌尿器科	南方 良仁	道明寺 2-5-25	936-3311
にしごり眼科	眼科	錦織 里子	春日丘 1-2-38	952-0657
西村クリニック	内科	西村 将洋	御舟町 3-1	952-8460
はまぐち内科クリニック	内科、循環器内科、呼吸器内科	濱口 智幸	岡 2-8-46	931-2727
平松産婦人科クリニック	産婦人科、麻酔科、内科	平松 恵三	藤井寺 1-6-1	955-8881
藤田内科医院	内科、循環器科、呼吸器科	藤田 一誠	岡 2-2-26	954-7707
ふじまる小児科医院	小児科	藤丸 睦子	林 5-7-29	953-6222
藤本眼科	眼科	藤本 恭平	御舟町 4-2	952-2131
船内クリニック	産婦人科、内科、小児科	船内 洋司	藤井寺 1-9-8	955-0678
松青会 松田医院	内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、外科、整形外科、リハビリテーション科	松田 勝	岡 2-12-36	939-4307
松田クリニック	外科、内科、消化器科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科	松田 勉	林 3-3-9	931-5551

(その3)

医療機関名	診療科目	医師名	住 所	電話
松山外科診療所	外科、整形外科、放射線科	松宮 誉典	西大井 1-465-1	938-2323
みつおか医院	内科、呼吸器科、循環器科	三岡 仁和	道明寺 2-5-29	955-1206
元村医院	内科、外科、小児科	元村 卓嗣	春日丘 1-3-16	955-0240
森川医院	整形外科、リハビリテーション科	森川献志漢	岡 2-1-60	939-5888
森川眼科	眼科	森川 典子	岡 2-1-60	936-3511
やまどり医院	内科、小児科	山鳥 忠宏	西古室 1-21-25	954-8168
葭矢皮膚科医院	皮膚科	葭矢 信弘	藤井寺 1-19-5	938-1830
青山病院	内科、消化器内科、消化器外科、脳神経外科、泌尿器科、外科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽喉科	岡田 薫	野中 4-16-25	953-1211
青山藤ヶ丘病院	内科、リハビリテーション科、放射線科	牧野 泰博	藤ヶ丘 3-13-16	931-1100
青山脳神経外科病院	脳神経外科、神経内科	山村 武平	野中 2-91	937-0012

<透析のみ一般診療は行っていない>

藤井寺敬任会クリニック	人工透析内科、腎臓内科	山原 英樹	恵美坂 1-2-3	930-0222
藤井寺腎・透析クリニック	人工透析内科、腎臓内科	宮里 研郎	林 2-6-21	936-3370
藤井寺白鷺クリニック	外来血液透析	前川きよし	春日丘 2-11-2	931-3040

<ホーム>

施設名	診療科目	管理医師	住 所	電話
賀光寮診療所	外来非対応	十川 佳史	藤井寺 4-11-8	955-0653
特別養護老人ホーム診療所	外来非対応	坂戸 純也	藤井寺 4-11-7	952-0008
老人保健施設 ふじいでら	外来非対応	村上 道子	野中 1-103-1	939-5330
つどうホール診療所	外来非対応	数尾 展	小山 3-151-1	953-0248
どうみょうじ 高殿苑	外来非対応	南方 良仁	道明寺 3-2-2	936-3515

藤井寺市歯科医師会所属医療機関一覧

令和6年4月1日現在

(その1)

医療機関名	医師名	住 所	電話
青山歯科クリニック	井上 統博	野中 4-16-32 野中クリニック 3F	931-1133
青山病院歯科（口腔外科）	山中 康嗣	野中 4-16-25	953-1256
今井歯科医院	今井 啓美	藤ヶ丘 1-13-9	954-3523
上杉歯科医院	上杉 久	藤井寺 3-11-27	939-3693
うめがえん歯科	雲川 秀雄	梅が園町 18-8	952-5777
大形歯科医院	大形 篤広	大井 4-16-23	938-6874
大西歯科医院	大西 一紀	岡 1-8-30	939-2631
オクノ歯科診療所	奥野 叶人	藤井寺 1-1-20 2F	939-3039
奥野歯科診療所	奥野はるみ	藤井寺 1-1-20 3F	955-0725
落合歯科	落合 伸行	岡 2-2-26 岡本ビル 2F	955-6480
カズデンタルクリニック	村上 和克	岡 2-1-60 4F	931-7890
片岡歯科医院	片岡 健哉	小山 1-15-9	952-7591
かねむら歯科	金村 政在	沢田 3-6-51	979-7162
こがねや歯科医院	古金谷信行	藤井寺 1-9-12	954-2178
サイトウ歯科クリニック	斎藤 正郎	青山 2-12-10 青山台ハイツ	939-6786
桜井歯科医院	桜井 克守	沢田 2-5-25	952-2657
SAYA Dental Clinic	武村 紗弥佳	道明寺 5-8-18	959-8933
田中歯科クリニック	田中 政行	藤井寺 1-16-26	955-0818
椿本歯科医院	椿本 雅宥	岡-2-8-41 C号室（ソリヤ1F）	938-7540
寺井歯科医院	寺井 俊雄	春日丘 3-12-25	938-7070
時枝歯科医院	時枝 整	林 2-6-50	952-5320
中林歯科医院	中林 弘行	小山 5-8-11 第2松内ビル 2F	952-8689
中本矯正歯科	中本 清嗣	春日丘 3-1-71	953-8444
なんこう歯科クリニック	南光 勉	藤井寺 1-8-30 サングレース藤井寺 1F	931-9596
新美歯科	新美 晴也	小山藤の里町 1-47	976-6777
はざま歯科医院	碓 義之	野中 4-9-25	937-3718
兵野歯科	兵埜 文則	恵美坂 1-1-10	939-4726
ヒロデンタルクリニック	保富 貴裕	岡 1-16-31	952-5566
フクダ歯科クリニック	福田 浩史	春日丘 1-2-2 ファミティプラザ 春日丘 2F	939-1172
ふじいでら駅前歯科	星野 真漢	岡 2-8-9 DHビル 1F	959-4618
ふじわら歯科クリニック	藤原 崇彦	道明寺 2-1-46	936-8020

(その2)

医療機関名	医師名	住 所	電話
古橋歯科診療所	古橋 一宏	春日丘 1-9-11	955-2148
保倉歯科医院	保倉 正和	恵美坂 1-6-8	953-6996
松本歯科医院	松本 浩司	林 6-6-19	938-4930
三浦歯科医院	三浦 将文	御舟町 1-35	939-6480
みはら歯科	三原 一澄	さくら町 3-1	939-4182
三村歯科	三村 義昭	岡 2-1-53 岡本ハイツ 2F	938-5841
宮井歯科医院	宮井 芳二	沢田 4-5-18	953-2157
門口歯科診療所	門口 元治	藤井寺 1-2-26	955-0470
門口歯科医院	門口 正美	道明寺 2-5-31	939-2660
山本歯科	山本 貴之	藤井寺 2-5-18	955-0721
わか歯科	村上和雅世	岡 2-1-60 2F	955-9959

資料 2-13 災害医療機関一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

(1) 災害拠点病院（基幹災害医療センター）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区 万代東 3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	865

(2) 災害拠点病院（地域災害拠点病院）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	総病床数
大阪市立総合医療センター	534-0021	大阪市都島区 都島本通 2 丁目 13 番 22 号	06-6929-1221	06-6929-2041	1063
独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区 法円坂 2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	692
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区 筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964
大阪市立大学医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区 旭町 1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	972
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院	565-0862	吹田市 津雲台 1 丁目 1 番 6 号	06-6871-0121	06-6871-0130	343
大阪大学医学部附属病院	565-0871	吹田市 山田丘 2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086
大阪府三島救命救急センター	569-1124	高槻市 南芥川町 11 番 1 号	072-683-9911	072-683-6111	41
大阪医科大学附属病院	569-8686	高槻市 大学町 2 番 7 号	072-683-1221	072-682-3822	882
関西医科大学附属病院	573-1191	枚方市 新町 2 丁目 3 番 1 号	072-804-0101	072-804-0131	751
学校法人 関西医科大学 関西医科大学総合医療センター	570-8507	守口市 文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
大阪府立中河内救命救急センター	578-0947	東大阪市 西岩田 3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30
市立東大阪医療センター	578-8588	東大阪市 西岩田三丁目 4 番 5 号	06-6781-5101	06-6781-2194	547
学校法人近畿大学近畿大学病院	589-8511	大阪狭山市 大野東 377-2	072-366-0221	072-366-0206	929
堺市立総合医療センター	593-8304	堺市西区 家原寺町 1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター)	598-8577	泉佐野市 りんくう往来北 2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
医療法人警和会 大阪警察病院	543-0035	大阪市天王寺区 北山町 10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
多根総合病院	550-0025	大阪市西区 九条南 1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	596-8522	岸和田市 加守町 4 丁目 27-1	072-445-9915	072-445-9791	341

(3) 特定診療災害医療センター

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	541-8567	大阪市中央区 大手前 3 丁目 1 番 69 号	06-6945-1181	06-6945-1900	500
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	573-0022	枚方市 宮之阪三丁目 16 番 21 号	072-847-3261	072-840-6206	473
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	583-8588	羽曳野市 はびきの 3 丁目 7-1	072-957-2121	072-958-3291	426
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	594-1101	和泉市 室堂町 840 番地	0725-56-1220	0725-56-5682	375

(4) 市災害医療センター

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	総病床数
医療法人ラポール会 青山病院	583-0014	藤井寺市 野中 4-16-25	072-953-1211	072-955-9884	128

(5) 災害医療協力病院

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	総病床数
医療法人ラポール会 青山脳神経外科病院	583-0014	藤井寺市 野中 2 丁目 91 番地	072-937-0012	072-937-0062	50

資料 2-14 広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表

< 広域緊急交通路 >

国道 170 号（大阪外環状線）、近畿自動車道天理吹田線（西名阪自動車道）

< 地域緊急交通路 >

道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道 170 号（旧）	市内全線
主要府道	大阪中央環状線（旧） 堺大和高田線	市内全線 市内全線
一般府道	大阪羽曳野線 八尾道明寺線 堺羽曳野線 西藤井寺線	市内全線 市内全線 市内全線 市内全線
市 道	大和川左岸線 道明寺柏原線 国府 23 号線 林梅が園線 道明寺 21 号線	全 線 大和川左岸線～国府 23 号線 全 線 国道 170 号～国道 170 号（旧） 全 線

資料 2-15 藤井寺市域における防災拠点一覧表

防災拠点名	災害時の主な活動内容
藤井寺市役所 岡1-1-1	◇災害対策本部 ○食料・水・生活必需品等の提供 在宅被災者の食料、水、生活必需品等の需要把握及び配布 ○健康の確保 巡回健康相談、救護活動等の保健救護活動の実施等 ○衛生的な環境の提供 地域の清掃、ゴミ出し、トイレ使用等のルール作り等 ○情報の提供・交換・収集 ・災害時要援護者をはじめとする在宅被災者の状況、支援ニーズ等の把握 ・広報刊行物等の配布、掲示板等による情報伝達 ・各種の生活相談等の実施 ・各種の手続き等の受付 ○行方不明者の捜索、救助活動 ○地域の防火、防犯のための見回りの実施等
大阪南消防組合 消防局・柏羽藤消防署 青山3-613-8	◇消防防災機関 ○消火・救助・救急活動
大阪南消防組合 柏羽藤消防署藤井寺分署 国府1-1-8	
医療法人ラポール会 青山病院 野中4-16-25	◇医療機関 ○市災害医療センター
保健センター 小山9-4-33	◇医療関係機関 ○地域医療関係
福祉会館 (市民総合会館別館1・2階) 北岡1-2-8	◇災害ボランティアセンター ○ボランティアセンター事務局
市民総合会館別館(中ホール) 北岡1-2-8	◇災害ボランティアセンター ○ボランティア受入れ
市民総合会館本館 (小ホール・市民ギャラリー) 北岡1-2-3	◇遺体収容施設 ○遺体の身元確認、一時保存
生涯学習センター 藤井寺3-1-20	◇災害対策本部代替施設
市民総合会館本館1階駐車場 北岡1-2-3 本庁 別棟バス車庫 岡1-1-1 本庁 地下駐車場 岡1-1-1	◇緊急物資の集積場所 ○食料・水・生活必需品等の集積
青少年運動広場A 大井1-433-3 青少年運動広場B 大井1-433-2	◇自衛隊災害派遣部隊の集結場所
スポーツセンター 林1-18-4	◇防災関係機関活動拠点

資料 2-16 車両の現有

(管財課管理車両)

(令和6年4月1日現在)

車 種	台 数	車 種	台 数
小 型 乗 用 車	5	清 掃 車	7
マ イ ク ロ バ ス	4	清 掃 車 (軽)	2
貨 物 車	12	防 疫 車	1
軽 自 動 車	44	特 種 用 途 車	18
単 車	3	特 種 車	2
		計	98

※軽自動車44台のうち3台には広報用放送設備有り

(大阪広域水道企業団藤井寺センター管理車両)

令和3年4月現在

車 種	台 数	車 種	台 数
小 型 乗 用 車	1	2 t ト ラ ッ ク (小 型 貨 物) 車	1
軽 貨 物 車	6	計	8

※軽貨物車6台には広報用放送設備有り

資料 2-17 浄水場・配水場一覧表

令和3年4月現在

	浄・配水場	所在地	備 考
A	野中配水場 I	藤ヶ丘 4-20-4	※上水供給拠点予定場所
B	野中配水場 II	藤ヶ丘 3-14-21	※上水供給拠点予定場所
C	道明寺浄水場	道明寺 2-11-18	※上水供給拠点予定場所
D	船橋浄水場	船橋町 15-1	※上水供給拠点予定場所
E	美陵ポンプ場	野中 1-110	
F	藤井寺ポンプ場 各所在地	川北 1-79 他	

資料 2-18 大阪広域水道企業団 あんしん給水栓

次の大阪広域水道企業団施設を、給水拠点・応急給水箇所としています。

給水拠点

- ・給水タンク車等に直接取水できる拠点

応急給水箇所

- ・仮設給水栓による市民への給水箇所

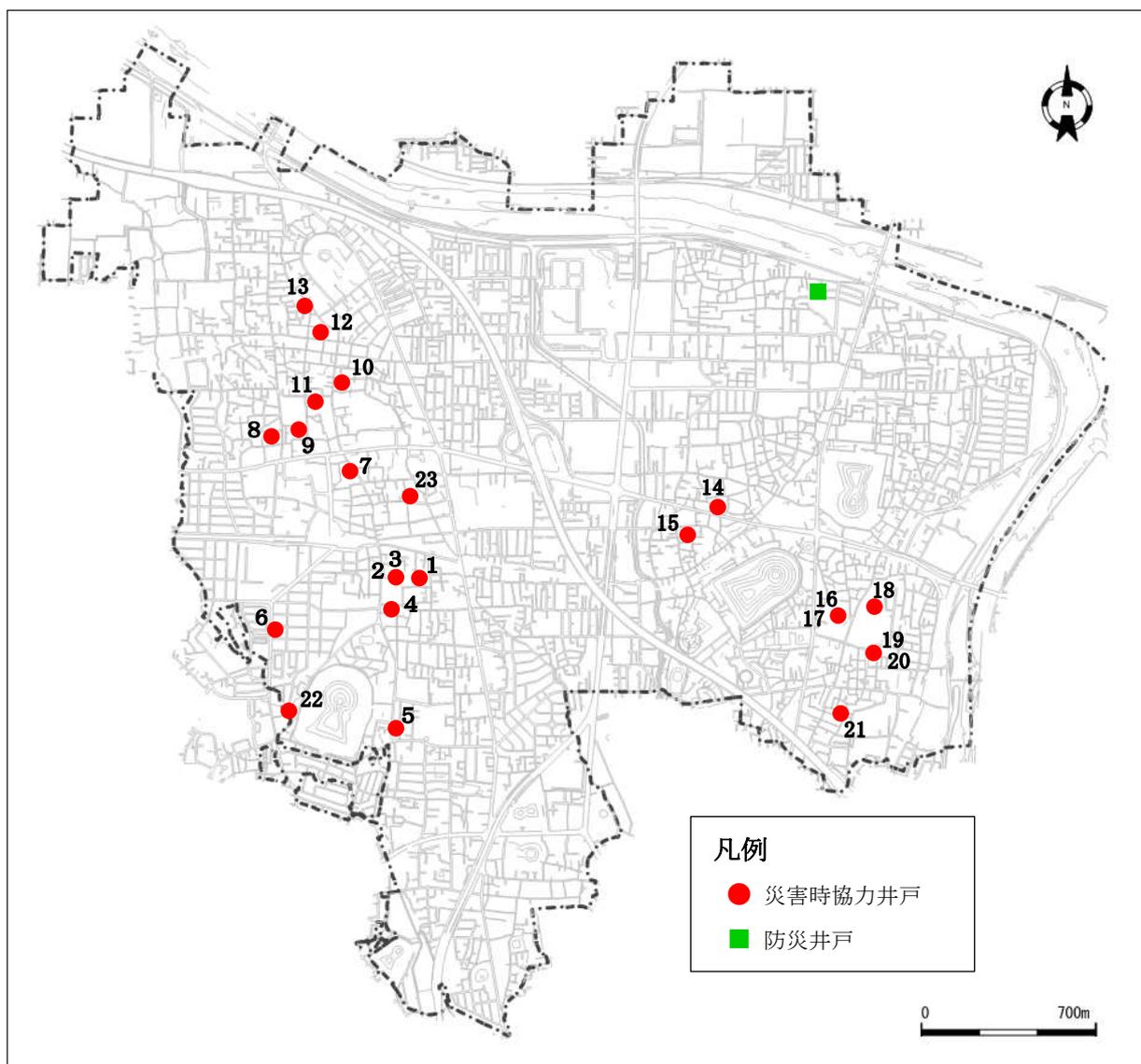
給水拠点・応急給水箇所

場所	応急給水箇所	給水拠点
船橋浄水場	可	可
道明寺浄水場	可	可
野中配水場Ⅰ	可	可
野中配水場Ⅱ	可	可
緊急連絡管		
古室2丁目8先	可	可
大阪広域水道企業団 あんしん給水栓 (大阪広域水道企業団が送水している場合に使用できる給水施設)		
大井2丁目4先	可	—
林2丁目1先	可	—
古室3丁目8先	可	—
道明寺5丁目1先	可	—
古室3丁目18先	可	—
野中2丁目5先	可	—
野中5丁目10先	可	—
川北1丁目	可	—

資料2-19 災害時協力井戸位置図

令和6年4月1日現在

番号	所在地	番号	所在地
1	藤井寺1丁目	14	沢田3丁目
2	藤井寺1丁目	15	古室1丁目
3	藤井寺1丁目	16	道明寺1丁目
4	藤井寺2丁目	17	道明寺1丁目
5	藤井寺3丁目	18	道明寺1丁目
6	春日丘2丁目	19	道明寺2丁目
7	岡2丁目	20	道明寺2丁目
8	北岡2丁目	21	道明寺4丁目
9	北岡2丁目	22	春日丘2丁目
10	小山1丁目	23	岡1丁目
11	小山1丁目		
12	小山4丁目	防災井戸	
13	津堂1丁目	—	大井5丁目



資料2-20 市の備蓄目標量

備蓄品目	重要物資備蓄目標量	算出式
アルファ化米等主食	27,867 食	避難所避難者数×3食×1.2(注) (注)1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したものの。
高齢者食	1,467 食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。
毛布(保温用資材)	16,296 枚	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	(粉ミルク換算で) 11,864g (液体ミルク換算で) 91ℓ	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×130g/人/日 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1リットル/人/日
哺乳瓶	183 本	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1本 (注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分(100%)、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	1,630 枚	避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚/人/日
大人用おむつ	326 枚	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	163 基	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型(マンホールトイレ等含む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	1,589 枚	避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日
トイレットペーパー	61,110m	避難所避難者数×7.5m/人/日
マスク	8,148 枚	避難所避難者数(注)

出典：大阪府地域防災計画 関連資料集（令和2年3月修正）

(注)「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」（令和2年9月：大阪府域救援物資対策協議会）により一部修正

資料2-21 災害用備蓄物資一覧表

令和6年2月20日現在

区分	No.	品名	単位	備蓄目標数	備蓄合計	備考
寝具	1	毛布	枚	16,296 枚	5,260	1箱10枚入り
	2	フリース毛布	枚		7,638	1箱10枚入り
	3	エアーマット	枚		1,140	1箱60枚入り
	5	ルームテント(1人用)	張		188	
	6	ルームテント(2人用)	張		804	
	7	簡易ベッド	台		1,238	
	4	段ボールベッド・パーテーション	台		96	
		アルミブランケット	枚		1,120	
食料品	8	備蓄水	本	27,867 本	30,288	1箱24本入り
	10	アルファ米(アレルギー対応)	食	一般用 27,867 食	29,800	1箱(1食入り×50袋)
	11	高齢者用白かゆ	食	高齢者用 1,467 食	1,900	1箱(1食入り×50袋)
食器類	12	丼椀(発砲スチロール)	個		12,909	
	13	丸皿(アルミ)	枚		6,120	
	14	弁当用容器	個		9,900	
	15	紙コップ	個		20,000	
	16	スプーン	本		6,100	
	17	割り箸	本		30,000	
乳児用品	18	哺乳瓶	本	183 本	183	
	19	粉ミルク	缶	11,864 g (約91,260ml)	8	800g入
	20	粉ミルク(アレルギー対応)	缶		3	800g アレルギー用 【ニューMA-1】 2
	21	液体ミルク	本		240	1本当たり240ml×1箱24本入り
	22	乳児用紙おむつ(L)	枚	1,630 枚	578	
	23	乳児用紙おむつ(M)	枚		1,100	
日用品	24	日用品セット	セット		1,578	セット内容:歯ブラシ・歯磨き粉・ティッシュ・タオル・バンドエード・ブラシ
	25	ティッシュペーパー	箱		3,000	1箱200枚入り
	27	トイレトペーパー(200m)	ロール		456	
		ペーパータオル	個		1,314	
	28	マスク	枚	147 枚	0	
	29	男性用肌着(真空パック)	セット		808	セット内容:Tシャツ・ブリーフ・靴下・タオル
	30	女性用肌着(真空パック)	セット		834	セット内容:Tシャツ・ショーツ・靴下・タオル
	31	大人用紙おむつ(M~L)	枚	326 枚	378	
	32	生理用品	個	1,589 個	1,632	
	33	ゴミ袋(70ℓ)	枚		6,000	ビニール袋1箱:10枚入り×30袋
	34	サランラップ	本		300	
		アルミホイル	本		200	
	35	蚊取り線香	個		50	
	36	蚊取り線香皿	枚		100	
	37	水のいらないシャンプー	本		493	
		固形石鹸	個		50	
		ペーパー歯みがき	個		4,560	
	歯ブラシセット	袋		5,000		
	手指消毒用アルコール(濃度65%)	本		80		

区分	No.	品名	単位	備蓄目標数	備蓄合計	備考
	38	スポーツタオル	枚		967	
		バスタオル	枚		760	
		フェイスタオル	枚		3,900	
資機材	39	携帯ラジオ	個		251	
	40	携帯ラジオ用電池（単3）	個		768	ラジオ1個につき3本必要
	41	電池式ランタン	個		249	
	42	電池式ランタン用電池（単1）	個		996	ランタン1個につき4本必要
	43	空気電池	個		3	インバーターセット
	44	安全キャンドル	本		60	
	45	ラジオ付LEDライト	個		100	
	46	ガソリン携行缶（20ℓ）	個		17	
		ガソリン携行缶（10ℓ）	個		40	
	47	発電機（EM550）	個		20	
	48	発電機（EX300）	個		16	
	49	発電機（EUis28）	個		3	
	50	投光器	個		20	
	51	投光器用15Aアダプタ	個		22	
	53	コードリール（50m）	個		16	
	54	コードリール（30m）	個		17	
		コードリール（10m）	個		60	
	55	固形燃料	缶		253	650g／1缶で約160分
	57	移動式炊飯器	台		10	燃料：プロパン又は薪
	58	炊飯器	個		6	燃料：天然ガス
	59	移動かまど	個		1	〈ヤマ物産衛大なべ55〉
	60	カセットコンロ	台		99	
		ガスボンベ	本		300	
	61	浄水機	機		1	本庁倉庫 1台
		工場扇	台		120	
	62	ポリバケツ（70ℓ蓋付）	個		41	
	63	ひしゃく（ブラ水ヒシャク）	本		41	
	64	テント（2間×3間）	張		3	
		テント（1間×1間）	張		20	
		医療用テント（SNWT-3060）	張		2	
66	ブルーシート（3.6×5.4）	枚		535		
67	20ℓポリタンク（白）	個		493		
68	6ℓポリ袋（リックサック）	枚		1,859		
69	4ℓポリ袋（手提げバッグ）	枚		100		
70	折り畳み式給水タンク	基		2		
応急手当	71	救急セット	ケース		16	50人用
	72	担架	台		52	
運搬具	84	台車	台		19	
	85	ローラー	台		5	
トイレ	86	仮設トイレ（箱型）	基	163基	16	
	87	災害用トイレ（組立式）	基		35	
	88	災害用トイレ（感染症対策用）	基		20	
	89	パイプ式便座	基		116	
	90	排便処理セット	回	58,000回	58,160	1箱100回分（20回分×5箱） ビニール袋2種類・凝固剤
その他	91	釜（京樋公園用）	個		3	
	92	一斗缶	個		270	
	93	救命胴衣	着		77	

備蓄目標数は、本市地域防災計画及び緊急物資確保計画による。

資料 2-22 災害時トイレ一覧表

平成 31 年 3 月末現在

種類	数量	保管及び設置場所	備考
仮設トイレ	8 基	都市整備部小山詰所	箱型トイレ 計 16 基
	3 基	第三中学校	
	5 基	道明寺南小学校	
災害用トイレ	10 基	市民総合会館本館	テント組立式トイレ 計 31 基
	4 基	藤井寺西小学校	
	9 基	藤井寺南小学校	
	8 基	生涯学習センター	
簡易便座	18 基	都市整備部小山詰所	パイプ式便座 計 113 基
	18 基	第三中学校	
	6 基	道明寺南小学校	
	17 基	野中配水場	
	26 基	市民総合会館	
	6 基	川北分園	
	6 基	藤井寺小学校	
	10 基	旧道明寺幼稚園	
	6 基	藤井寺中学校	
排便処理セット	8,300 回分	都市整備部小山詰所	ビニール袋 2 種類 凝固剤 計 54,500 回分
	8,300 回分	第三中学校	
	3,000 回分	道明寺南小学校	
	8,000 回分	野中配水場	
	13,055 回分	市民総合会館本館	
	2,900 回分	川北分園	
	2,800 回分	藤井寺小学校	
	5,400 回分	旧道明寺幼稚園	
	2,745 回分	藤井寺中学校	

資料 2-23 大阪府災害用備蓄物資一覧表

令和 2 年 3 月 31 日現在

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計					備考	
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民セン ター等		
重要物資	煮炊不要食等 食糧	1,100,000 食	1,091,500 食	82,510 食	831,870 食	170,620 食	6,500 食	
	毛布	880,942 枚	880,880 枚	111,130 枚	628,230 枚	132,540 枚	8,980 枚	
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本	
	紙おむつ	317,140 枚	317,920 枚	27,820 枚	212,506 枚	54,546 枚	23,048 枚	
	トイレット ペーパー	9,910,602m	9,916,800m	924,000m	7,047,200m	1,811,200m	134,400m	
	生理用品	257,676 枚	1,391,656 枚	340,272 枚	693,430 枚	337,714 枚	20,240 枚	
	マスク	23,786 枚	525,000 枚	0 枚	525,000 枚	0 枚	0 枚	
	簡易トイレ	8,810 基	1,556 基	306 基	850 基	400 基	0 基	※不足分 は協定先 から調達
	粉ミルク	g	1,245,600g	メーカー側ランニングストック (森永乳業、雪印ビーンスターク、明治乳業)				6,624 缶
ペットボトル水	本	522,208 本	8,880 本	505,768 本	7,560 本	0 本		
肌着	組	49,791 組	3,671 組	26,170 組	12,500 組	7,450 組		
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚		
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個		
飲料水袋	袋	51,750 袋	0 袋	11,750 袋	40,000 袋	0 袋		
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着		
移動式仮設風呂	基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基		
かにパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)					
漬物	トン	18 トン	大阪府漬物事業協同組合					

○ 調達対応

精米 (6社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・(株)丸三・ (株)勝山商店・津田物産(株)	倉庫保管料を負担し確保 6食分相当
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分 (上記推定入院患者の3日分 を除く)

資料 2-24 帰宅困難者一時滞在施設一覧表

番号	施設名	所在地
1	大阪緑涼高校 体育館	春日丘 3-8-1
2	四天王寺学園 体育館	春日丘 3-1-78

資料 2-25 自主防災組織結成状況一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

結成年度	当該年度 結成数	結成数 累計	結成率 (全 45 地区)
平成 8 年度	1	1	2.2 %
平成 9 年度	0	1	2.2 %
平成 10 年度	0	1	2.2 %
平成 11 年度	0	1	2.2 %
平成 12 年度	0	1	2.2 %
平成 13 年度	1	2	4.4 %
平成 14 年度	1	3	6.7 %
平成 15 年度	1	4	8.9 %
平成 16 年度	0	4	8.9 %
平成 17 年度	2	6	13.3 %
平成 18 年度	5	11	24.4 %
平成 19 年度	3	14	31.1 %
平成 20 年度	3	17	37.8 %
平成 21 年度	1	18	40.0 %
平成 22 年度	0	18	40.0 %
平成 23 年度	1	19	42.2 %
平成 24 年度	1	20	44.4 %
平成 25 年度	0	20	44.4 %
平成 26 年度	4	24	53.3 %
平成 27 年度	3	27	60.0 %
平成 28 年度	1	28	62.2 %
平成 29 年度	0	28	62.2 %
平成 30 年度	0	28	62.2 %
令和元年度	2	30	66.7 %
令和 2 年度	0	30	66.7 %
令和 3 年度	0	30	66.7 %
令和 4 年度	0	30	66.7 %
令和 5 年度	2	32	71.1 %

資料 2-26 市内ため池一覧表

番号	ため池名	所在地	管理者	満水面積 (m ²)	水深 (m)	貯水量 (m ³)	備考
①	唐池	津堂 3 丁目	西代水利組合長	公簿 17,354 実測	1	17,000	
②	大師池	小山 2 丁目	大師池水利組合長	公簿 6,095 実測	1.2	7,000	
③	下谷池	岡 2 丁目	北岡実行組合長	公簿 4,672 実測	1.6	7,100	井戸
④	新池	藤井寺 3 丁目	藤井寺水利組合長	公簿 7,657 実測	2	10,000	井戸
⑤	はざみ池	野中 1 丁目	野中水利組合長	公簿 7,560 実測	1.5	11,000	
⑥	宮池	野中 2 丁目	〃	公簿 5,193 実測	1	5,000	
⑦	下の田池	青山 3 丁目	〃	公簿 16,235 実測	2	32,000	
⑧	上の田池	青山 3 丁目	〃	公簿 15,125 実測	2	28,500	
⑨	飛ヶ城池	羽曳野市 野々上 2 丁目	野中水利組合長 藤井寺水利組合長	公簿 2,220 実測	1.5	3,000	
⑩	芦ヶ池	羽曳野市 軽里 2 丁目	野中水利組合長	公簿 32,173 実測	1.2	38,000	

資料2-27 樋門等一覧表

(その1)

番号	設置場所	樋門操作	操作方法	形式等	備考
1	芦ヶ池	可	手動	余水吐	野中水利組合
2	上の田池	可	手動	余水吐	野中水利組合
3	上の田池	可	手動	底樋	野中水利組合
4	上の田池・仁賢天皇陵	可	手動	余水吐	野中水利組合
5	下の田池	可	手動	余水吐	野中水利組合
6	野中4丁目	可	手動	スライド	野中水利組合
7	野中4丁目	可	手動	スライド	野中水利組合
8	藤ヶ丘3丁目12番	可	手動	スライド	野中水利組合
9	藤ヶ丘3丁目12番	可	手動	スライド	野中水利組合
10	ハザミ池	可	手動	底樋	野中水利組合
11	ハザミ池	可	手動	底樋	野中水利組合
12	野中2丁目5番(宮池)	可	手動	スライド	野中水利組合
13	野中2丁目5番(宮池)	可	手動	底樋	野中水利組合
14	野中2丁目5番(宮池)	可	手動	底樋	野中水利組合
15	野中1丁目6番	可	手動	スライド	野中水利組合
16	藤ヶ丘4丁目1番	可	自動・手動	転倒	市
17	新池	可	手動	余水吐・底樋	藤井寺水利組合
18	新池	可	手動	底樋	藤井寺水利組合
19	仲哀天皇陵	可	手動	底樋	藤井寺水利組合
20	藤井寺1丁目	可	手動	井戸	南岡水利組合
21	下谷池	可	手動	余水吐・底樋	北岡水利組合
22	下谷池	可	手動	余水吐・底樋	北岡水利組合
23	恵美坂1丁目1番	可	手動	スライド	北岡水利組合
24	岡2丁目(細池)	可	手動	スライド	北岡水利組合
25	岡2丁目(細池)	可	手動	スライド	北岡水利組合
26	小山1丁目1番	可	手動	堰板	小山水利組合
27	小山1丁目1番	可	手動	井戸	小山水利組合
28	小山1丁目1番	可	手動	スライド	小山水利組合
29	小山1丁目1番	可	手動	スライド	小山水利組合
30	小山5丁目8番	可	手動	堰板	小山水利組合
31	小山1丁目4番	可	手動	スライド	小山水利組合
32	小山1丁目6番	可	手動	その他	小山水利組合
33	小山1丁目6番	可	手動	堰板	小山水利組合
34	小山5丁目3番	可	手動	スライド	小山水利組合

(その2)

番号	設置場所	樋門操作	操作方法	形式等	備考
35	小山5丁目3番	可	手動	スライド	小山水利組合
36	北岡2丁目5番	不可	手動	転倒	丹北小山水利組合
37	小山2丁目14番	可	手動	ポンプ	大師池水利組合
38	小山3丁目	可	手動	ポンプ	津堂水利組合
39	小山3丁目	可	手動	スライド	津堂水利組合
40	津堂3丁目13番	可	手動	ポンプ	津堂水利組合
41	芦ヶ池(羽曳野市軽里)	可	手動	底樋	野中水利組合
42	大師池	可	手動	底樋	大師池水利組合
43	小山1丁目15番	可	手動	スライド	丹北小山水利組合
44	小山3丁目	可	手動	スライド	津堂水利組合
45	大師池	可	手動	底樋	大師池水利組合
46	中池	可	手動	余水吐	野中水利組合
47	御舟町1番	可	手動	転倒	小山水利組合
48	小山8丁目	可	自動・手動	スライド	小山水利組合
49	恵美坂1丁目19番	可	手動	スライド	島泉水利組合
50	津堂3丁目	可	手動	転倒	西代水利組合
51	津堂3丁目	可	自動・手動	転倒	西代水利組合
52	津堂3丁目	可	手動	転倒	西代水利組合
53	唐池	可	手動	余水吐	西代水利組合
54	唐池	可	手動	底樋	西代水利組合
55	小山藤の里町11番	可	手動	転倒	小山水利組合
56	小山9丁目	可	手動	スライド	小山水利組合
57	小山8丁目	可	手動	ポンプ	小山水利組合
58	小山7丁目7番	可	自動・手動	スライド	小山水利組合
59	西大井2丁目	可	手動	転倒	大井水利組合
60	川北2丁目8番	可	手動	スライド	川北水利組合
61	川北2丁目7番	可	手動	スライド	川北水利組合
62	大井5丁目11番	可	手動	スライド	大井水利組合
63	大井5丁目11番	可	自動・手動	スライド	京樋水利組合
64	大井5丁目9番	可	手動	スライド	京樋水利組合
65	大井5丁目4番	可	手動	スライド	大井水利組合
66	大井3丁目12番	可	手動	スライド	京樋水利組合
67	大井2丁目5番	可	手動	スライド	大井水利組合
68	大井2丁目1番	可	手動	スライド	大井水利組合

(その3)

番号	設置場所	樋門操作	操作方法	形式等	備考
69	大井2丁目2番	可	自動・手動	転倒	大井水利組合
70	北條町3番	可	手動	スライド	北條水利組合
71	北條町3番	可	手動	スライド	北條水利組合
72	北條町11番	可	手動	スライド	北條水利組合
73	北條町11番	可	手動	スライド	北條水利組合
74	北條町15番	可	自動・手動	スライド	船橋水利組合
75	北條町15番	可	手動	スライド	船橋水利組合
76	惣社2丁目5番	可	手動	スライド	京樋水利組合
77	惣社2丁目5番	可	手動	スライド	京樋水利組合
78	惣社2丁目4番	可	手動	スライド	京樋水利組合
79	惣社2丁目4番	可	手動	スライド	京樋水利組合
80	国府2丁目295-3	不可	自動	ポンプ	国府惣社水利組合
81	野中2丁目	可	手動	堰板	王水水利組合
82	野中2丁目	可	手動	スライド	王水水利組合
83	道明寺4丁目10番	可	手動	転倒	京樋水利組合
84	道明寺4丁目10番	可	手動	スライド	道明寺水利組合
85	道明寺4丁目10番	可	手動	スライド	京樋水利組合
86	羽曳野市碓井4丁目7番	可	手動	スライド	古室水利組合
87	古室3丁目	可	手動	井戸	沢田水利組合
88	古室2丁目3番	可	手動	その他	沢田水利組合
89	沢田2丁目1番	可	手動	その他	林1～4水利組合
90	沢田2丁目1番	可	手動	スライド	林1～4水利組合
91	林2丁目3番	可	手動	転倒	大井水利組合
92	林2丁目3番	可	手動	スライド	大井水利組合
93	林6丁目6番	可	手動	転倒	大井水利組合
94	林6丁目2番	可	手動	転倒	大井水利組合
95	大井1丁目	可	手動	スライド	大井水利組合
96	西大井1丁目	可	手動	転倒	大井水利組合
97	西大井1丁目	可	手動	スライド	大井水利組合
98	西大井1丁目	可	手動	スライド	市
99	西大井1丁目	可	手動	スライド	市
100	岡1丁目4番	可	手動	スライド	王水水利組合
101	東藤井寺町16番	可	手動	転倒	王水水利組合
102	林4丁目2番	可	手動	スライド	林1～4水利組合

(その4)

番号	設置場所	樋門操作	操作方法	形式等	備考
103	国府3丁目6番	可	手動	スライド	京樋水利組合
104	中池	可	手動	底樋	野中水利組合
105	大井5丁目11番	可	手動	スライド	大井水利組合
106	惣社2丁目5番	可	手動	スライド	国府惣社水利組合
107	野中2丁目5番	可	手動	スライド	野中水利組合

資料2-28 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表

	名称	所在地	浸水想定 区域図		洪水リスク表示図				
			大 和 川	石 川	寝 屋 川 流 域	東 除 川	大 水 川	落 堀 川	大 乗 川
1	府立藤井寺支援学校	藤井寺市川北 2-5-23	○		○				
2	よりそいデイサービスあおやま北條店	藤井寺市北條町 11-51	○	○					
3	グループホームたのしい家藤井寺	藤井寺市惣社 1-10-7	○	○					
4	特別養護老人ホームひかり	藤井寺市惣社 2-5-15	○	○					
	グループホームひかり デイサービスセンターひかり								
5	特別養護老人ホーム第2ひかり	藤井寺市惣社 2-6-17	○	○					
	デイサービスセンター第2ひかり								
6	市立第5保育所	藤井寺市国府 1-3-28		○					
7	市立道明寺東小学校	藤井寺市国府 2-5-21	○	○					
	ひまわり学級								
8	市立老人福祉センター松水苑	藤井寺市国府 2-5-38	○	○					
9	住宅型有料老人ホーム花林	藤井寺市林 2-6-21	○	○			○	○	○
10	有料老人ホームケアホーム藤井寺	藤井寺市林 2-7-35	○	○			○	○	○
	デイルーム沢田								
11	市立道明寺こども園(道明寺幼稚園)	藤井寺市林 3-1-25	○	○			○	○	○
	市立道明寺こども園(第2保育所)								
12	ビナスプラス藤井寺	藤井寺市林 3-12-10	○	○			○	○	○
	ビナスキッズふじいでら								
13	さくら福祉訓練所	藤井寺市林 6-6-30	○	○					
	グリーンリーフ								
14	ぼんぼこはうす2	藤井寺市大井 1-4-33	○	○			○	○	○
15	住宅型有料老人ホームももの花藤井寺	藤井寺市大井 2-3-18	○	○			○	○	○
16	ぼんぼこ INFINITO	藤井寺市大井 2-5-10	○	○			○	○	○
	ぼんぼこはうす e l m o								
17	藤井共同作業所	藤井寺市大井 4-6-15	○	○			○	○	○
18	リハビリデイサービスひらき	藤井寺市大井 5-1-13	○	○					
19	ひかりこども園	藤井寺市大井 5-5-12	○	○			○	○	○
	地域子育て支援センター(ひかりこども園ホール内)	藤井寺市大井 5-9-15	○	○			○	○	○
20	生活工房 M e k l s t	藤井寺市大井 5-11-53	○	○			○		○
21	ぼんぼこはうす	藤井寺市沢田 1-26-32	○	○					○
22	リハビリテーションデイアクティブ・ラヴィ	藤井寺市沢田 1-30-23	○	○			○		○
23	ベストライフ藤井寺	藤井寺市沢田 2-1-11	○	○			○		○
24	児童デイサービスまつぼっくり	藤井寺市沢田 2-8-31	○	○			○		○
25	たんぼぼ	藤井寺市沢田 2-8-35 井関マンション 103	○	○			○		○
26	WORKセンターゆき	藤井寺市沢田 2-11-2 悠和ハイツ	○	○					○
	グループホームほく								
27	共同生活援助事業所シェアハウスさくらんぼ	藤井寺市沢田 2-13-26 テイクアウト藤井寺	○	○					○
	共同生活援助事業所シェアハウスさくらんぼ1								
	共同生活援助事業所シェアハウスさくらんぼ2								
	共同生活援助事業所シェアハウスさくらんぼ3								

	名称	所在地	浸水想定 区域図		洪水リスク表示図					
			大和川	石川	寝屋川 流域	東除川	大水川	落堀川	大乗川	
28	有料老人ホームビーバー沢田苑	藤井寺市沢田 3-9-18		○						
29	特別養護老人ホームどうみょうじ高殿苑	藤井寺市道明寺 3-2-2	○	○						
	グループホームどうみょうじ高殿苑									
	ケアハウスどうみょうじ高殿苑									
	どうみょうじ高殿苑ショートステイ デイサービスセンターどうみょうじ高殿苑									
30	市立道明寺南幼稚園	藤井寺市道明寺 4-2-18	○	○					○	
31	市立道明寺南小学校	藤井寺市道明寺 4-9-18	○	○						○
	たんぼぼ学級									
32	青山デイサービス道明寺	藤井寺市道明寺 5-3-11	○	○						
33	市立第4保育所	藤井寺市道明寺 6-15-34		○						
34	地域密着型特別養護老人ホーム松が苑	藤井寺市古室 1-1-15	○	○						
	短期入所事業所松が苑									
	ワーク ピノⅡ									
35	有料老人ホーム松風	藤井寺市古室 1-2-28	○	○						
36	デイサービス元気藤井寺	藤井寺市古室 1-9-27	○	○						○
37	ショートステイ ピノ	藤井寺市古室 2-2-5		○						
	ライフ ピノ									
38	医療法人 ラポール会 青山脳神経外科病院	藤井寺市野中 2-91		○						
39	まっしの	藤井寺市西古室 2-195-4		○						
40	藤井寺カトリック幼稚園	藤井寺市御舟町 11-1	○	○						
41	ふじみ保育園	藤井寺市小山藤美町 10-3	○	○						○
	ぼけっとひろば(ふじみ保育園内)									
42	しゅらの郷福祉会 鈴藤	藤井寺市小山 1-1-1 エスト・エムビル3階	○	○						
43	清風苑 藤井寺	藤井寺市小山 1-2-30	○	○						
44	特別養護老人ホームつどうホール	藤井寺市小山 3-151-1	○	○			○	○	○	
	グループホームつどうホール									
	デイサービスセンターつどうホール									
45	市立藤井寺北小学校	藤井寺市小山 3-284-1	○	○			○	○	○	
	なかよし学級									
46	ラミー保育園	藤井寺市小山 9-4-8	○	○						
47	市立保健センター	藤井寺市小山 9-4-33	○	○						
48	つどいの広場「ふじいでら」	藤井寺市小山 9-4-45	○	○						
49	さくら	藤井寺市津堂 1-3-16	○	○		○	○	○		
50	のぎく作業所	藤井寺市津堂 2-105-1	○	○		○		○		
51	あゆみ	藤井寺市津堂 3-286-5	○	○		○	○	○		
52	0n	藤井寺市道明寺 2-11-4	○	○						○
53	リハビリプラザ小山	藤井寺市小山 7-1-5	○	○		○	○	○	○	
54	ソーシャルインクルーホーム藤井寺 小山新町	藤井寺市小山新町 7-7	○	○			○	○		

資料 2-29 藤井寺市内危険物施設一覧表

(1) 危険物施設一覧

令和 2 年 12 月 3 日現在

種別	施設数	品名	最大数量
①製造所	1	第 4 類 第 1 石油類	449 リットル
②屋外タンク貯蔵所	2	第 4 類 第 3 石油類	13000 リットル
③屋内タンク貯蔵所	4	第 3 石油類	36000 リットル
		第 4 類 第 3 石油類 (水溶性)	15000 リットル
		第 4 石油類	15000 リットル
④地下タンク貯蔵所	8	第 1 石油類	15000 リットル
		第 4 類 第 2 石油類	1500 リットル
		第 3 石油類	69000 リットル
⑤移動タンク貯蔵所	3	第 4 類	24000 リットル
⑥屋外貯蔵所	0		
⑦屋内貯蔵所	7	第 1 石油類	2670 リットル
		アルコール類	2880 リットル
		第 4 類 第 2 石油類	7800 リットル
		第 3 石油類	3950 リットル
		第 4 石油類	10050 リットル
⑧一般取扱所	4	第 2 石油類	1500 リットル
		第 4 類 第 3 石油類	19150 リットル
		第 4 石油類	7769 リットル
⑨給油取扱所	5	第 1 石油類	130000 リットル
		第 2 石油類	104600 リットル
		第 3 石油類	5500 リットル
		第 4 石油類	6200 リットル
⑩販売取扱所	0		
合計	34	第 1 石油類	148119 リットル
		アルコール類	2880 リットル
		第 2 石油類	115400 リットル
		第 3 石油類	146600 リットル
		第 3 石油類 (水溶性)	15000 リットル
		第 4 石油類	39019 リットル

(2) 危険物施設一覧

令和2年12月3日現在

① 製造所

事業所名	所在地
多田プラスチック工業(株)	津堂 2-12-8

② 屋外タンク貯蔵所

事業所名	所在地
近畿地方整備局 大和川河川事務所	川北 3-8-33
三元バルブ製造(株)	道明寺 3-3-5

③ 屋内タンク貯蔵所

事業所名	所在地
大井水みらいセンター管理本館	西大井 1-407-1
大井水みらいセンター管理本館	西大井 1-407-1
多田プラスチック工業(株)	津堂 2-12-8
多田プラスチック工業(株)	津堂 2-12-8

④ 地下タンク貯蔵所

事業所名	所在地
N T T西日本藤井寺ビル	藤井寺 2-5-4
大井水みらいセンター汚泥濃縮棟	西大井 1-407-1
小山雨水ポンプ場	小山 7-1049
多田プラスチック工業(株)	津堂 2-12-8
北條雨水ポンプ場	北條町 10-18
シティ・イン・キャンパス	大井 2-5-9
ホテルユータウン	川北 1-27-3
ホテルアリスの飛行船	川北 1-47-1

⑤ 移動タンク貯蔵所

事業所名	所在地
音田修二	西大井 1-415-1
日之出石油	道明寺 5-6-12
黒岡治夫	林 4-420-2

⑥ 屋内貯蔵所

事業所名	所在地
紀伊産業(株)	川北 2-2-4
大井水みらいセンター	西大井 1-407-1
(株)スズケン	野中 1-46-1
中国電線工業(株)	国府 2-4-56
富上 正	小山 7-1058
古林紙工(株)	青山 1-1-40
三元バルブ製造(株)	道明寺 3-3-5

⑦ 一般取扱所

事業所名	所在地
大井水みらいセンター管理本館	西大井 1-407-1
多田プラスチック工業(株)	津堂 2-12-8
北條雨水ポンプ場	北條町 10-18
N T T 西日本藤井寺ビル	藤井寺 2-5-4

⑧ 給油取扱所

事業所名	所在地
コスモ石油販売(株)セルフ藤井寺SS	大井 1-1-10
大正石油(株)藤井寺SS	岡 1-1-9
(株)KTR 藤井寺インターチェンジSS	西古室 2-195-1
司運輸(株)	国府 2-4-3
東陽運輸(株)	川北 1-56-1

資料2-30 指定文化財一覧表

令和3年1月31日現在

<国宝>

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者
彫刻	乾漆 千手観音坐像 (本堂安置)	1 軀	S13. 8. 26 (旧指定) S27. 11. 22 (新指定)	藤井寺 1-16-21	葛井寺
	木造 十一面観音立像 (本堂安置)	1 軀	M32. 8. 1 (旧指定) S27. 11. 22 (新指定)	道明寺 1-14-31	道明寺
工芸品	伝 菅公遺品 銀装革帯 玳瑁装牙櫛 牙笏 犀角柄刀子 伯牙弹琴鏡 青白磁円硯	1 条 1 枚 1 枚 1 口 1 面 1 面	S11. 7. 3 (旧指定) S28. 3. 31 (新指定)	道明寺 1-16-40	道明寺天満宮

<重要文化財>

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者
彫刻	木造 十一面観音立像 (伝 菅原道真作)	1 軀	M32. 8. 1 (旧指定) S25. 8. 29 (新指定)	道明寺 1-14-31	道明寺
	木造 聖徳太子立像 附胎内納入品	1 軀 1 括	M43. 8. 29 (旧指定) S25. 8. 29 (新指定) S49. 6. 8 (追加指定)		
工芸品	笹散蒔絵鏡匣	1 合	S16. 7. 3 (旧指定) S25. 8. 29 (新指定)	道明寺 1-16-40	道明寺天満宮
	笹散双雀鏡 (鏡面に金泥の種子あり)	1 面			
建造物	葛井寺四脚門 (切妻造、本瓦葺)	1 棟	S28. 8. 29	藤井寺 1-16-21	葛井寺
考古資料	埴輪水鳥 (城山古墳出土)	3 箇	H18. 6. 9	藤井寺 3-1-20	藤井寺市

<重要無形文化財>

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者
琵琶	奥村 和美 (芸名 奥村 旭翠)	1 名	H28. 9. 30	—	—

< 史跡 >

名称	種別	員数	指定面積	指定年月日	所在地	所有者
古市古墳群			118,926.77	H13.1.29(統合・名称変更)		藤井寺市 他
古室山古墳	古墳	20基	28,727.36	S31.9.22	古室2丁目	
赤面山古墳			185.00	S31.9.22	古室2丁目	
大鳥塚古墳			5,086.00	S31.9.22	古室2丁目	
助太山古墳			1,232.00	S31.9.22	道明寺6丁目	
鍋塚古墳			1,371.00	S31.9.22	沢田4丁目	
城山古墳			47,304.91	S33.1.21 S41.3.14(追加指定) H27.3.10(追加指定)	津堂他	
墓山古墳			2,946.55	S50.2.22 H26.10.6(追加指定) H29.2.9(追加指定) H30.10.15(追加指定)	青山1丁目他	
野中古墳			1,926.00	H7.2.21(追加指定)	野中3丁目	
鉢塚古墳			2,824.05	S54.12.22 H23.3.1(一部指定解除) H30.2.13(追加指定)	藤井寺4丁目	
はざみ山古墳			15,025.00	H8.3.29	野中1丁目	
青山古墳			5,102.00	H13.1.29(追加指定)	青山2丁目	
蕃所山古墳			397.35	H13.1.29(追加指定)	藤ヶ丘2丁目	
稻荷塚古墳			522.00	H26.10.6(追加指定)	野中5丁目	
東山古墳			4,067.00	H26.10.6(追加指定)	野中2丁目	
割塚古墳			393.00	H26.10.6(追加指定)	藤井寺4丁目	
唐櫃山古墳			1,759.57	H27.3.10(追加指定) H31.2.26(追加指定)	国府1丁目	
松川塚古墳			886.17	H28.3.1(追加指定) H30.2.13(追加指定)	古室2丁目	
浄元寺山古墳			5,137.57	H28.10.3(追加指定) H30.2.13(追加指定)	青山1丁目	
応神天皇陵 古墳外濠外堤			119.00	R2.3.10(追加指定)	道明寺6丁目他	
仲姫命陵古墳 周堤	456.85	R3.3(追加指定予定)	沢田4丁目			
国府遺跡	遺跡	1遺跡	18,450.75	S49.6.25 S52.7.19(追加指定)	惣社2丁目	藤井寺市 他

<国登録有形文化財>

名称	員数	登録年月日	所在地	所有者
藤本家住宅主屋便所及び塀付	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤本家住宅離れ	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤本家住宅表門	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤本家住宅裏門	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤本家住宅道具蔵	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤本家住宅衣装蔵	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤本家住宅北米蔵	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤本家住宅南米蔵	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤本家住宅西納屋	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤本家住宅東納屋	—	H18. 10. 18	藤井寺 2-3-23	個人
藤野家住宅主屋	—	H24. 8. 13	藤井寺 2-3-38	個人
藤野家住宅東門及び長屋	—	H24. 8. 13	藤井寺 2-3-38	個人
藤野家住宅納屋	—	H24. 8. 13	藤井寺 2-3-38	個人
藤野家住宅米蔵及び道具蔵	—	H24. 8. 13	藤井寺 2-3-38	個人
藤野家住宅物置	—	H24. 8. 13	藤井寺 2-3-38	個人
藤野家住宅鳥小屋	—	H24. 8. 13	藤井寺 2-3-38	個人
藤野家住宅正門	—	H24. 8. 13	藤井寺 2-3-38	個人
藤野家住宅露地門及び塀	—	H24. 8. 13	藤井寺 2-3-38	個人
藤野家住宅塀	—	H24. 8. 13	藤井寺 2-3-38	個人
玉手橋	1 基	H13. 10. 29	道明寺 3 丁目～ 柏原市石川町、玉手町	柏原市

<大阪府指定文化財>

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	
工 芸 品	石造 灯籠	工第 10 号	1 基	S45. 2. 20	藤井寺 1-16-21	葛井寺
	葛井寺金銅宝塔	工第 30 号	1 基	S58. 5. 2		
	脇差 銘秀光	工第 28 号	1 口	S56. 6. 1	道明寺 1-16-40	道明寺天満宮
考 古 資 料	長持山古墳石棺	考第 9 号	2 基	S49. 3. 29	藤井寺市	藤井寺市
	北岡遺跡出土 金銅五鈷杵	考第 59 号	2 口	H27. 4. 3	岡 1-1-1	藤井寺市

< 藤井寺市指定文化財 >

区分	名称		員数	指定年月日	所在地	所有者
絵画	天神縁起絵 扇面貼交屏風	絵第1号	1双	H18.3.9	道明寺 1-16-40	道明寺天満宮
彫刻	聖観音菩薩立像	彫第1号	1軀	H18.3.9	藤井寺 1-16-21	葛井寺
	地藏菩薩立像	彫第2号	1軀	H18.3.9		
工芸品	石燈籠 康元二年銘	工第1号	1基	H19.9.5	道明寺 1-16-40	道明寺天満宮
	石燈籠 建徳三年銘	工第2号	1基	H19.9.5	北條町 1-23	黒田神社
考古資料	国府遺跡出土 けつ状耳飾り	考第1号	1対	H18.3.9	道明寺 1-16-40	道明寺天満宮
	国府遺跡出土装身具 (腰飾り、首飾り、足輪)	考第2号	5点	H19.9.5	北岡 1-2-12	藤井寺市

第3編 自然災害応急対策関連資料

資料3-1 職員の配備基準

<情報収集体制における職員の配備基準>

種別	配備時期	配備内容
情報収集体制	ア. 台風の接近や雨が激しく降る等、情報収集活動の必要がある場合 イ. 大和川で氾濫注意水位（柏原水位観測所：3.2m）に到達するおそれがあるとき ウ. 石川で氾濫注意水位（玉手橋水位観測所：3.9m）に到達するおそれがあるとき エ. 東除川で氾濫注意水位（大堀上小橋水位観測所：2.9m）に到達するおそれがあるとき オ. 大阪府域で震度4を観測した場合 カ. 事態収束後も引き続き情報収集活動の必要がある場合 キ. 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が気象庁から発表された場合	状況に応じ危機管理担当職員により情報収集活動を実施する体制。

<風水害発生時における職員の配備基準>

種別	配備時期	配備内容	
事前配備体制	ア. 市域に気象注意報（大雨・洪水注意報等）が発表され、雨が激しく降るなど、情報連絡活動の必要がある場合 イ. 市域に気象警報（大雨・洪水警報等）が発表された場合 ウ. 大和川で氾濫注意水位（柏原水位観測所：3.2m）に到達したとき エ. 石川で氾濫注意水位（玉手橋水位観測所：3.9m）に到達したとき オ. 東除川で氾濫注意水位（大堀上小橋観測所：2.9m）に到達したとき	最小限の人員で、情報連絡活動を実施する体制。	
災害対策初動本部	警戒配備体制	ア. 市域に災害発生のおそれがある気象警報等（大雨・洪水警報等）が発表され、かつ、市域に小規模な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合 イ. 大和川で避難判断水位（柏原水位観測所：5.78m）に到達するおそれがあるとき【※5.5mで参集】 ウ. 石川で避難判断水位（玉手橋水位観測所：4.6m）に到達するおそれがあるとき【※4.4mで参集】 エ. 東除川で避難判断水位（大堀上小橋水位観測所：3.2m）に到達するおそれがあるとき【※3.0mで参集】 オ. その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合	災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制。
	初動配備体制	ア. 市域に特別警報（大雨特別警報等）が発表された場合 イ. 大和川で氾濫危険水位（柏原水位観測所：6.36m）に到達したとき	小規模の災害応急対策を実施する体制。

		ウ. 石川で氾濫危険水位（玉手橋水位観測所：4.8m）に到達したとき エ. 東除川で氾濫危険水位（大堀上小橋水位観測所：3.9m）に到達したとき オ. 市域に災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては直ちに準備又は警戒体制をとる必要がある場合 カ. 市域に局地的な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合 キ. その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合	
災害対策本部	災害対策配備体制	ア. 市域に中規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合 イ. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合	相当規模の災害応急対策を実施する体制。
	全職員配備体制	ア. 市域に大規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、災害対策配備体制では対処できない場合 イ. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合	市の全力を挙げて防災活動を実施する体制。

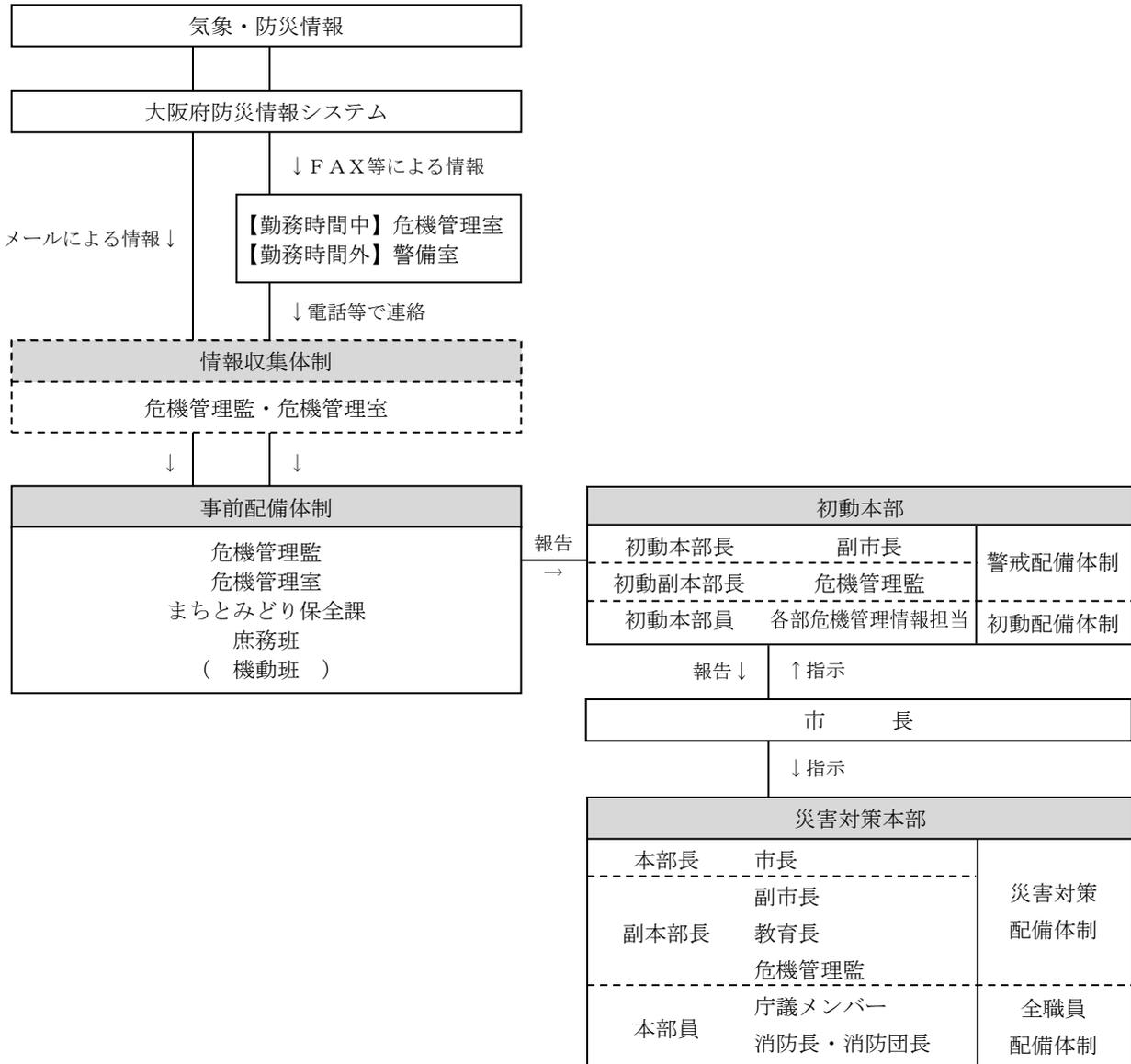
＜地震発生時における職員の配備基準＞

種別	配備時期	配備内容	
災害対策初動本部	警戒配備体制	1. 南河内又は中河内地域で震度4を観測した場合 2. その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合	災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制。
	初動配備体制	1. 南河内又は中河内地域で震度5弱を観測した場合 2. 市域に災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては直ちに準備又は警戒体制をとる必要がある場合 3. 市域に局地的な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合 4. その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合	小規模の災害応急対策を実施する体制。
災害対策本部	災害対策配備体制	1. 南河内又は中河内地域で震度5強を観測した場合 2. 市域に中規模の災害が発生し、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合 3. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合	相当規模の災害応急対策を実施する体制。
	全職員配備体制	1. 南河内又は中河内地域で震度6弱以上を観測した場合 2. 市域に大規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、災害対策配備体制では対処できない場合 3. その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合	市の全力を挙げて防災活動を実施する体制。

※震度については、大阪管区気象台の発表による。

資料 3-2 災害時の配備体制

<災害時の配備体制の流れ>



<配備体制と人数>

令和6年4月現在

配備体制		動員数	増員数
情報収集体制		11	—
事前配備体制		23	12
災害対策 初動本部体制	警戒配備体制	63	40
	避難所班・保健衛生支援チーム・建物班出動時	208	145
	初動配備体制	262	54
災害対策 本部体制	災害対策配備体制	281	19
	全職員配備体制	572	291

※ 動員数は本部長及び副本部長以外の本部員を除いた人数。

※ 全職員配備体制人員は特別職、再任用職員・任期付職員等及び小中学校長・教頭等を含む。

資料 3-3 災害対策各班事務内容等

令和 6 年 4 月現在

班名	事務内容	初動本部		災対本部	
		警戒配備	初動配備	災対配備	
総務隊	①大隊長	1	1	1	
	②中隊長 小隊長	総務隊の指揮及び本部との連絡調整	1	1	1
			2	2	2
	③全体調整班	本部事務局に関すること。 ・本部会議の準備・運営 ・対策内容の検討・調整 ・本部関係文書の管理・保存 各隊又は班の調整 ・職員配備状況のまとめ等 現地対策本部との連絡調整 府・他市町村・警察・消防等関係機関との連絡 消防団・水防団との連絡調整 配備職員の食糧・仮眠室等の確保 現地調整所との連絡調整	6	6	6
	④庶務班	気象情報の収集及び伝達 防災無線の基地局の統制 被害状況の総括 ・被害状況の整理・分析・報告 応急資機材の確認・調達 配備及び本部長命令の伝達 本部長・副本部長の秘書 配備職員の状況把握・救護等 報道提供資料の作成（広報班との調整）	14	14	14
		特殊標章の交付・管理			
	⑤広報班	被害状況の写真撮影 報道機関との連絡調整 記者会見の準備・実施 市民への周知・広報	0	0 (2)	0 (2)
	⑥市民対応班	市民からの要請等の受付 区長会との連絡調整 交通・医療・ライフライン等の民間関係 機関との連絡調整	8	8	8
	⑦要配慮者等 支援班	要配慮者・要配慮者利用施設等への情報提供 避難行動要支援者の安否状況集約	0	8	8
	⑧給食班	配備職員及び避難者に対する給食	0	4	8
	⑨車両班	車両の配車運営 配備職員搬送用車両の運転	0	0 (2)	0 (2)
⑩避難所班	避難所の開設・管理及び避難者の収容 避難行動要支援者の避難誘導等	0	76	76	
⑩避難所保健 衛生支援チーム	避難所での被災者の心のケア及び避難所の公衆 衛生	0	19	19	
⑪建物管理班	施設の管理 避難所班の応援	0	50	50	
総務隊小計		32	189	193	

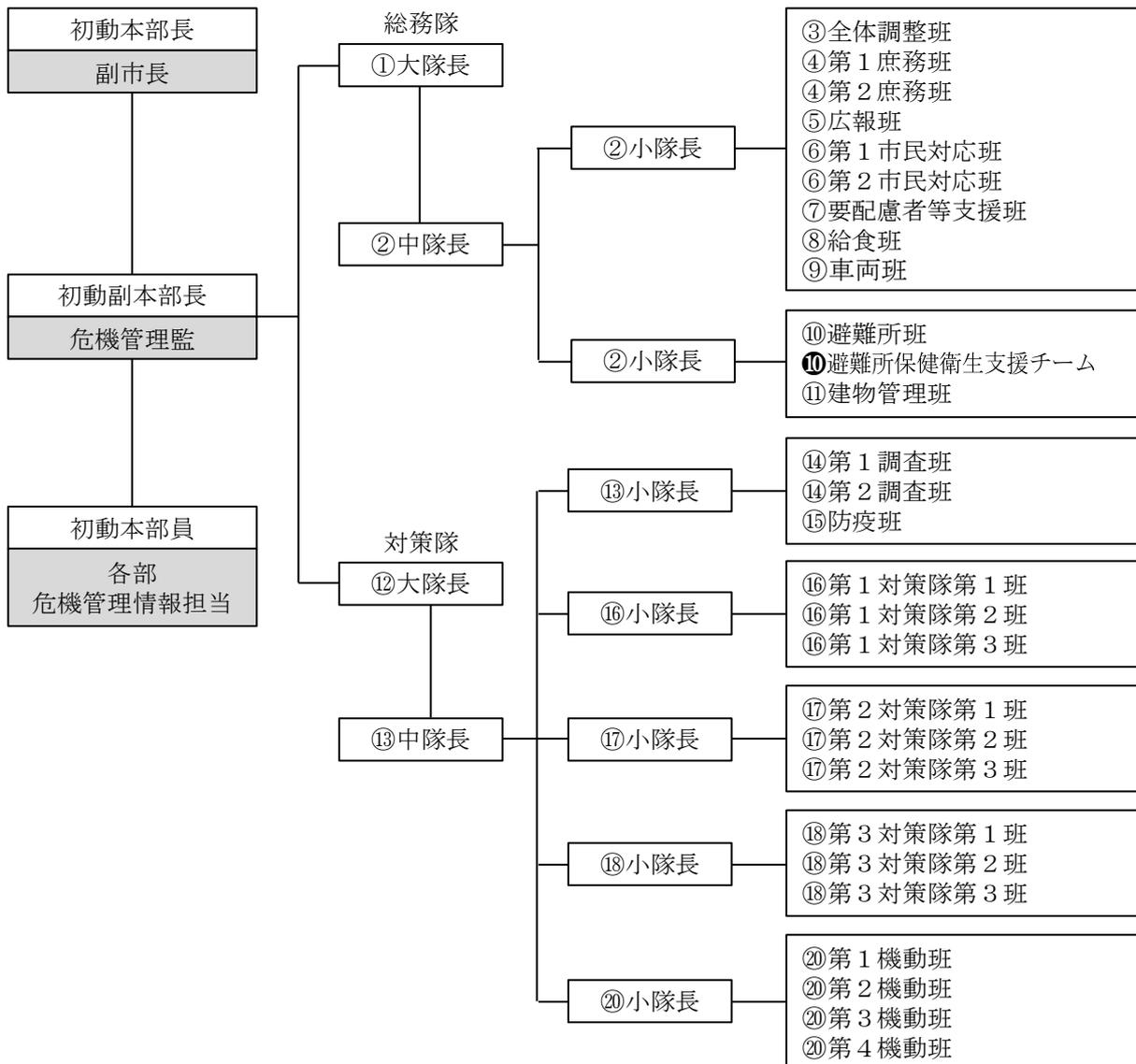
班名	事務内容	初動本部		災対本部	
		警戒配備	初動配備	災対配備	
対策隊	⑫大隊長	対策隊の指揮及び本部との連絡調整	1	1	1
	⑬中隊長		1	1	1
	小隊長		1	1	1
	⑭調査班	河川・ため池・道路等の状況調査及び被害調査 自主避難者の把握・被害家屋の調査 災害現場での状況把握	8	8	8
	⑮防疫班	防疫対策の実施 くみ取業者との連絡	0	3	3
	⑯～⑳小隊長	現地調整所の設置・運営又は参画等	1	4	5
	⑯第1対策隊	災害現場での応急対策 被災者の捜索及び救出	0	12	12
	⑰第2対策隊		0	12	12
	⑱第3対策隊		0	12	12
	⑲第4対策隊		0	0	12
⑳機動班	対策隊車両の運転 重機使用による応急対策 災害現場での応急対策	17	17	17	
対策隊小計		29	71	84	
合計		61	260	277	

※表中の人数は、班別の人数であり、本部長・副本部長及び各対策本部員は配備人数に含まない。

【ビブスの色分け】

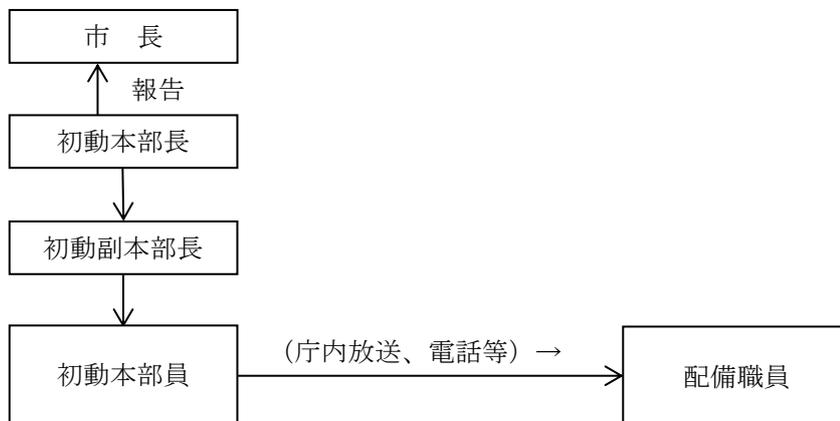
ネイビー	【初動・災対本部】 本部長・副本部長・本部員 【総務隊】 大隊長・中隊長・小隊長・全体調整班 【対策隊】 大隊長・中隊長
ブルー	【総務隊】 庶務班・市民対応班・要配慮者等支援班 建物管理班・広報班
グリーン	【総務隊】 給食班・車両班
オレンジ	【総務隊】 避難所班
ピンク	【総務隊】 避難所保健衛生支援チーム
イエロー	【対策隊】 小隊長・調査班・防疫班・対策隊・機動班

資料3-4 藤井寺市災害対策初動本部の組織図

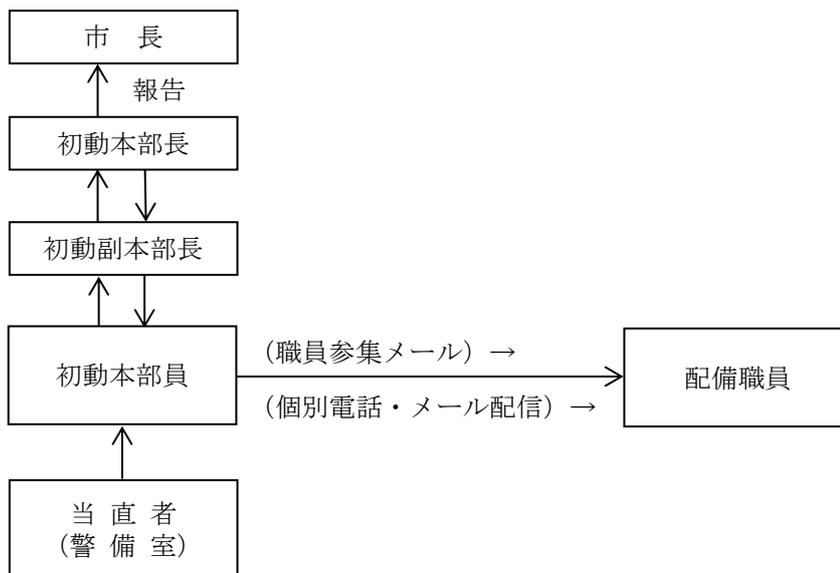


資料 3-5 災害対策初動本部配備指令の伝達

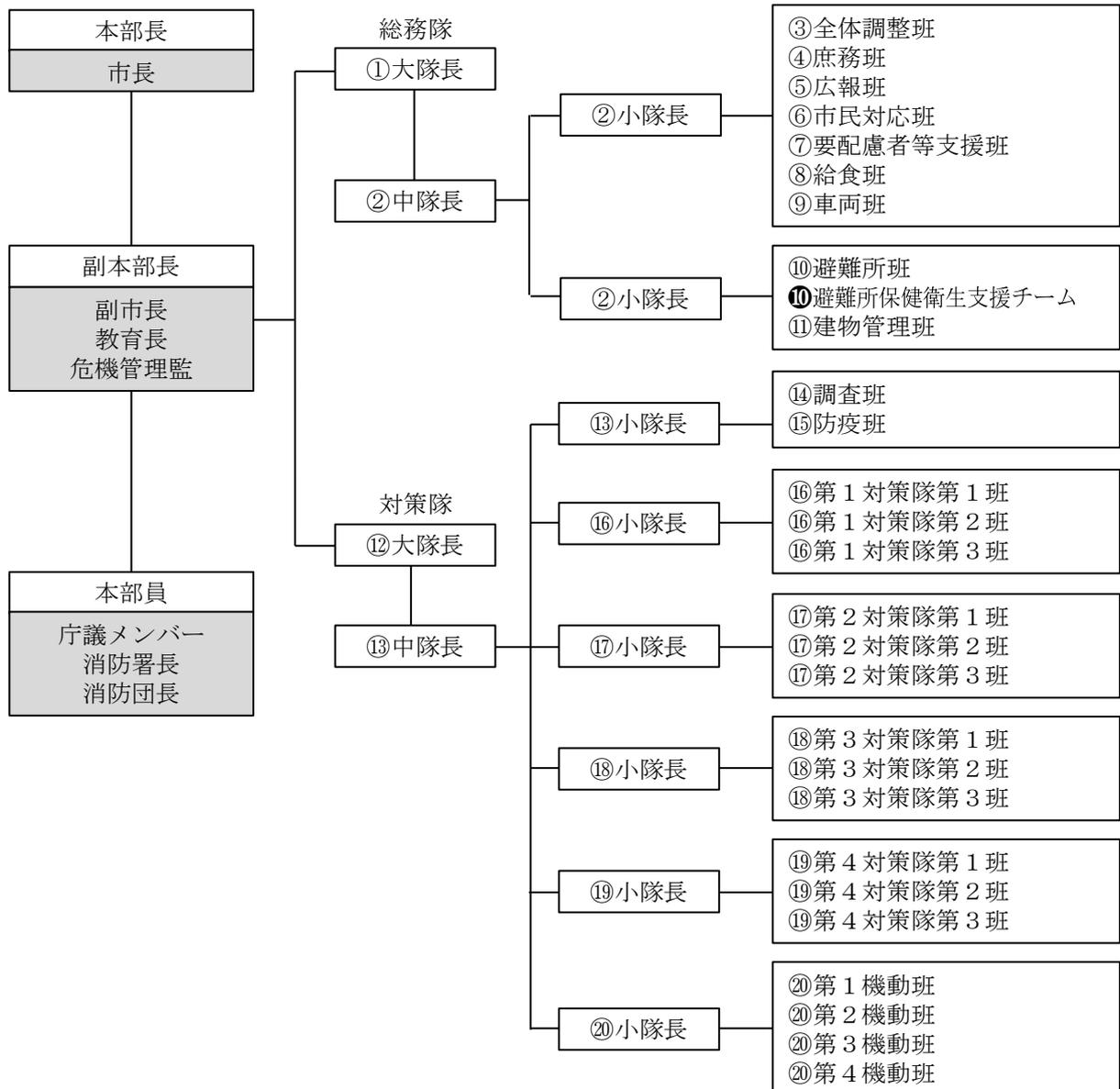
① 勤務時間内



② 勤務時間外



資料3-6 藤井寺市災害対策本部の組織図



資料3-7 災害対策本部の組織体制と事務分掌

本表は、災害発生からおおむね1日経過をめぐり、別表第1による応急対策から全職員体制で対策にあたる際の事務分掌を示す。災害対策本部が解散するまでの間は、本表に基づき対策にあたることとなるが、各対策部長をトップとした指揮命令系統で、各対策部が自律的に行動することが要求される。

また、主担当課とは、あくまでも事務を処理する上での中心課でしかなく、災害の種類、程度により、事務分担に偏りがある場合は、各対策部内で調整を行い、必要に応じて他の対策部に対して応援を要請することができるものとする。

＜災害対策本部の組織体制と事務分掌＞

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			各課共通	各所管に係る施設等の被害調査と応急措置に関すること
			部長 副部長	各対策部内の事務の調整に関すること 他の対策部への応援要請に関すること
対策本部総括	危機管理監・議会議務局長・選監公固事務局長・会計管理者	危機管理室長	危機管理室	災害対策本部の設置及び廃止に関すること 本部長の指示及び伝達に関すること 防災会議及び災害対策本部会議に関すること 気象、災害情報の収集、伝達、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部、防災関係機関への報告に関すること 災害通信の確保に関すること 職員の非常招集に関すること 自衛隊、隣接市、協定締結市町村及び関係機関への協力要請等に関すること 国・府等への連絡、報告及び要望に関すること 防災関係機関との連絡、調整に関すること 災害に関する文書の收受に関すること 大和川右岸水防事務組合との連絡調整に関すること 消防団の出動要請に関すること 自衛隊の災害派遣要請の依頼及び受入れに関すること 災害救助法の事務に関すること 災害記録に関すること 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること 自主防災組織に関すること 防犯活動に関すること 各対策部の連絡統制に関すること 義援物資に関すること
			会計室	国・府等からの見舞金の出納に関すること 見舞金・災害応急対策経費の支払いに関すること その他経費の支払いに関すること
			議会事務局	議員への連絡に関すること 本部長の特命事項に関すること
			選監公固事務局	所轄事務に係る委員等への連絡に関すること 本部長の特命事項に関すること

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
政策企画対策部	政策企画部長 (理事)	政策企画部危機管理情報担当	秘書課	本部長・副本部長（副市長）の秘書に関すること 渉外に関すること 見舞者等への応接に関すること
			戦略調整課	復旧・復興の総括的計画に関すること 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること
			FM推進課	
			DX推進課	情報機器の保全に関すること
			魅力発信課	災害に関する写真・ビデオ等による記録に関すること 報道機関との連絡調整及び災害広報に関すること 避難指示等の広報に関すること
総務対策部	総務部長	総務部危機管理情報担当	管財課	庁舎、電気施設の保全に関すること 庁舎の警備に関すること 災害用車両の調達配分計画及び燃料の確保に関すること 庁舎の被害調査及び応急措置に関すること 公有財産の被害調査及び応急措置に関すること
			人事課	職員の安否確認に関すること 職員の公務災害等の補償に関すること 職員の仮眠室等、健康管理に関すること 職員の給食及び被服等に関すること
			行財政管理課	災害対策費関係資料の作成及び報告に関すること 市の災害起債に関すること 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関すること 災害対策費の収入支出及び決算に関すること
			税務課	罹災証明に関すること 被災家屋調査に関すること 災害に伴う税の減免に関すること
			契約検査課	食料及び物資の調達、確保に関すること 食料及び物資の供給に関すること 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関すること 緊急時における関係業者等への協力依頼、連絡調整に関すること
市民生活対策部	市民生活部長 (理事)	市民生活部危機管理情報担当	市民課	市民の安否確認に関すること 遺体安置所等の運営等に関すること 被災者の給食に関すること
			協働人権課	市民総合会館の被害調査及び応急対策に関すること 市民からの相談・要望の受付、本部への報告に関すること 外国人に対する情報提供及び相談に関すること 地区自治会への協力要請に関すること
			商工労働課	商工業の被害調査、復旧に関すること 被災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務に関すること 不正計量防止に関すること 商工会との連絡調整に関すること
			観光課	来訪者に関すること

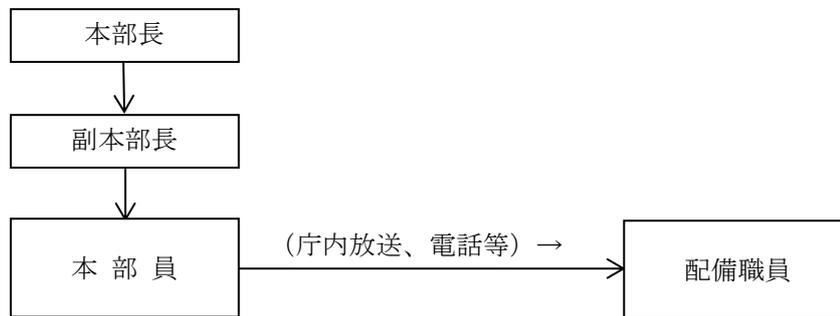
	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			環境衛生課	防疫資材及び防疫薬品の整備に関する事 防疫対策の実施に関する事 し尿及びごみ処理に係る応急対策に関する事 塵芥収集計画及び廃棄物の処理に関する事 災害廃棄物等、廃材等の処理（他の部の所管は除く）に関する事 清掃施設、清掃業者の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事
健康福祉対策部	健康福祉部長	健康福祉部危機管理情報担当	福祉総務課	義援金の受領及び分配、災害弔慰金に関する事 見舞金の交付に関する事 避難行動要支援者対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事
			法人指導課	社会福祉施設の被害調査、報告に関する事
			生活支援課	生活保護世帯、生活困窮者、行旅の被災状況調査に関する事
			高齢介護課	避難行動要支援者対策に関する事 被災者に対する介護保険の減免等に関する事 老人福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事
			健康・医療連携課	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、医療機関等との連絡調整に関する事 救護所の設置・運営に関する事 医療救護活動に関する事 応援・派遣保健師の調整及び要請に関する事 被災者への心のケアに関する事 感染症の予防等、公衆衛生に関する事 災害医療センター及び地域医療救護班との連絡調整に関する事 保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査、報告に関する事 保健センターの被害調査及び応急対策に関する事
			保険年金課	被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の減免等に関する事
こども未来対策部	こども未来部長	こども未来部危機管理情報担当	子育て支援課	子育て関係団体との連絡調整に関する事
			こども施設課	市立保育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 被災した園児・保育児童の状況調査、応急対策、及び応急保育等に関する事 民間保育施設等の被害調査、報告に関する事
			こども育成課	
			各保育所・こども園・幼稚園	園児・保育児童の安全対策に関する事 園児・保育児童の避難誘導及び収容に関する事

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
都市整備対策部	都市整備部長	都市整備部危機管理情報担当	都市デザイン課	建物の応急危険度判定に関すること 応急危険度判定の実施に関すること 空家対策に関すること 市有建物の応急修理及び緊急装置の準備に関すること 応急仮設住宅の建設に関すること 所管工事現場の災害防止に関すること 復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関すること 現場員に対する物資の配給に関すること
			まち建設課	道路・所管工事現場の災害防止に関すること
			まちとみどり 保全課	道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 土砂、災害廃棄物等、廃材等道路障害物の除去及び道路啓開に関すること 応急資機材の調達に関すること 河川、水路の被害調査、報告に関すること 用排水路等の障害物除去及び応急対策に関すること 法定外公共物の管理・運営に関すること 交通対策関係機関等との連絡調整に関すること ため池管理者との連絡調整に関すること ため池の被害調査及び応急対策に関すること 樋門の管理に関すること 農作物、農地の被害調査に関すること 公園・街路樹等の被害調査及び応急対策に関すること 災害用農林金融あっせんに関すること
			下水道課	雨水ポンプ場の管理・運営に関すること 公共下水道施設の被害調査、報告に関すること 公共下水道の応急対策に関すること 浸水箇所等の確認巡視及び応急対策に関すること 所管工事現場の災害防止に関すること 公共下水道の復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関すること
教育対策部	教育部長	教育部危機管理情報担当	教育総務課	教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 被災した児童・生徒に関する学用品の調達及び支給に関すること 民間教育施設の被害調査、報告に関すること
			学校教育課	被災した児童・生徒の状況調査及び応急措置に関すること 応急教育に関すること
			文化財保護課	文化財の保護に関すること
			生涯学習課	生涯学習センターの被害調査及び応急対策に関すること 避難所の開設及び収容に関すること 放課後児童会に関すること
			スポーツ振興課	体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 避難所の開設及び収容に関すること
			図書館	図書館の被害調査及び応急対策に関すること

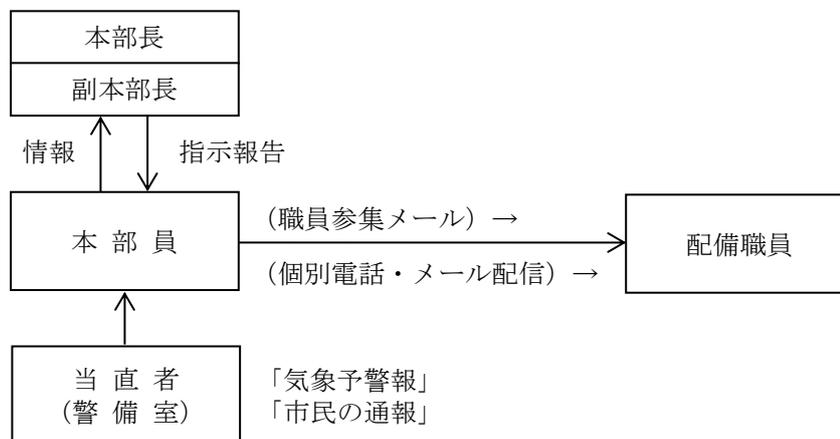
	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
	各小中学校長	各小中学校教頭		避難所の開設及び収容に関すること 学校内の避難場所の選定に関すること 避難所開設から市職員が派遣されるまでの避難所管理に関すること 児童・生徒の安全対策に関すること 児童・生徒の避難誘導及び収容に関すること 教員の動員、補充に関すること 休校、授業短縮の措置及び開校準備に関すること

資料 3-8 藤井寺市災害対策本部配備指令の伝達

① 勤務時間内



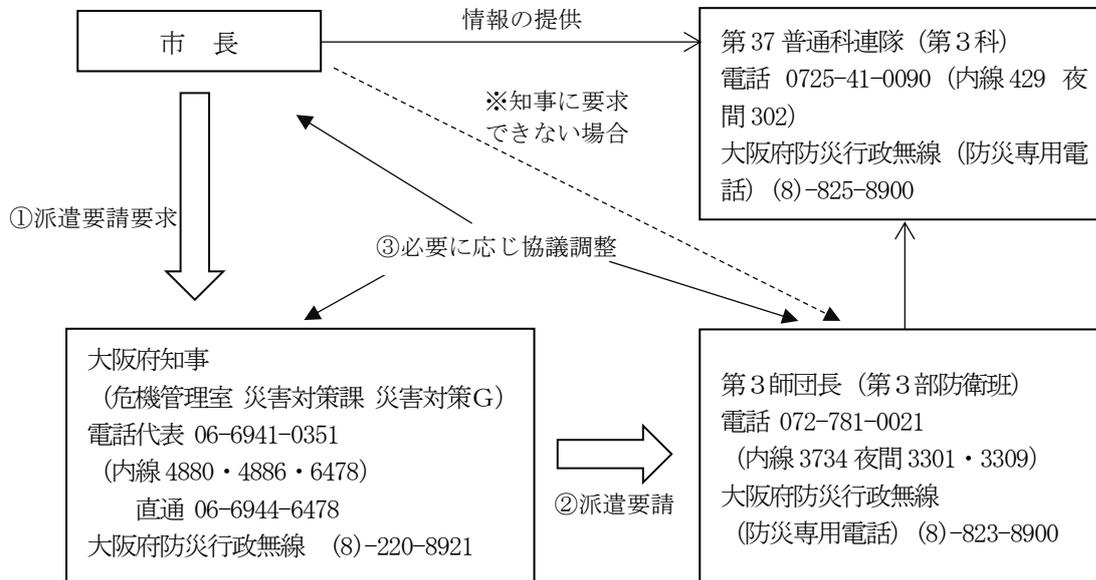
② 勤務時間外



資料 3-9 自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順（集結場所含む）

藤井寺市担当部隊（陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊）

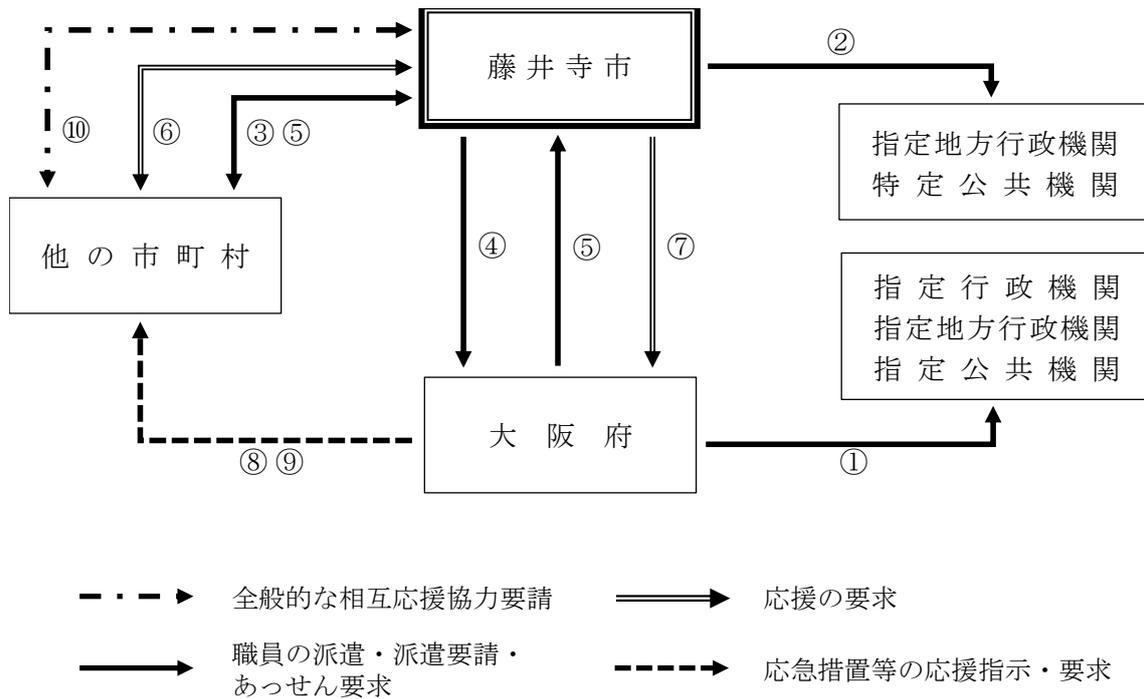
〒594-8502 和泉市伯太町官有地 TEL 0725-41-0090



<派遣部隊の集結場所>

青少年運動広場A	大井 1-433-3
青少年運動広場B	大井 1-433-2

資料 3-10 法律、協定に基づく応援協力の要請系統（応援部隊の集結場所含む）



内容		根拠法令等	
①	職員の派遣要請	災害対策基本法	第 29 条第 1 項
②			第 29 条第 2 項
③		地方自治法	第 252 条の 17
④	職員の派遣あつせん要請	災害対策基本法	第 30 条第 1 項、第 2 項
⑤	職員の派遣	地方自治法	第 252 条の 17
⑥	応援の要求	災害対策基本法	第 67 条
⑦			第 68 条
⑧	他の市町村の応援指示		第 72 条第 1 項
⑨	他の市町村の応援要求		第 72 条第 2 項
⑩	一般的な相互応援協力要請	相互応援協定	

< 応援部隊の集結場所 >

スポーツセンター	林 1-18-4
----------	----------

資料3-11 相互応援協定の状況

(1) 相互応援協定の状況

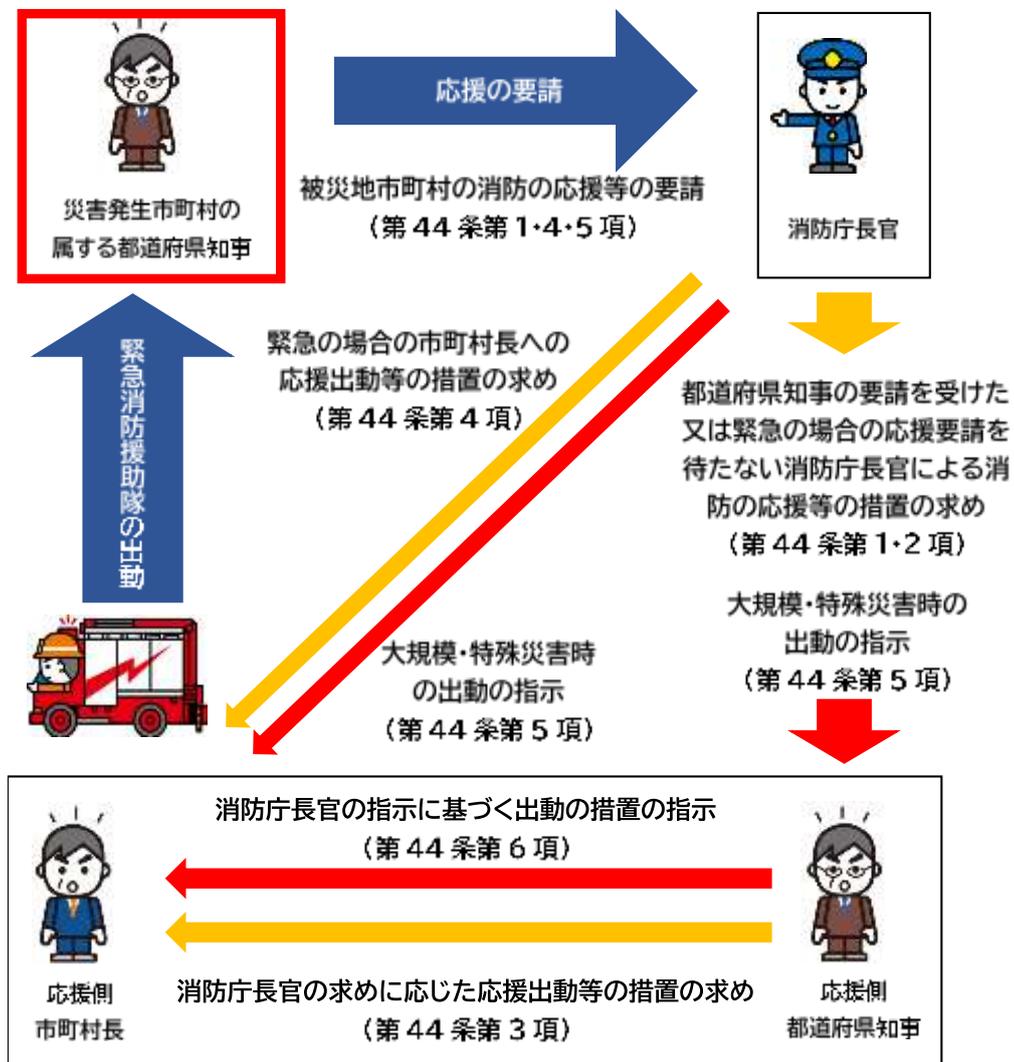
協定名	締結年月日	協定機関	内容
災害相互応援協定	H17. 2. 1	中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村	全ての災害
災害時相互応援協定	H23. 9. 1	堺市と南河内地域（6市2町1村）	全ての災害
大阪府中ブロック消防相互応援協定	H17. 2. 1	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合	全ての災害
西名阪自動車道消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	奈良県広域消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合、松原市	全ての災害
柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市消防相互応援協定	H20. 10. 1	柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市	全ての災害
南阪奈道路消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	堺市・柏原羽曳野藤井寺消防組合、富田林市、奈良県広域消防組合	全ての災害
航空消防応援協定書	H22. 4. 1 (再締結)	大阪市・柏原羽曳野藤井寺消防組合	全ての災害、消防訓練、火災予防・広報・調査・その他業務
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	H26. 1. 31 (再締結)	大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、柏原市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市	航空機災害
八尾市、柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定	H26. 6. 1 (再締結)	八尾市、柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	全ての災害
大阪府下広域消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	市町村及び消防組合	大規模な災害
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合	林野火災
阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定	H26. 4. 1 (再締結)	柏原市、羽曳野市、富田林市、太子町、柏原羽曳野藤井寺消防組合、香芝市、葛城市、奈良県広域消防組合	林野火災

(2) その他の協定の状況

協定名	締結年月日	協定機関	内容
災害相互物資援助協定	H14. 5. 24	大阪府藤井寺市、滋賀県近江八幡市、和歌山県御坊市	物資援助
大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定書	H10. 4. 1	大阪府、柏原羽曳野藤井寺消防組合	無線設備の管理
中河内消防救急業務指導に関する協定	H10. 5. 1	大阪府立中河内救命救急センター、東大阪市、八尾市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、中河内救命救急センター救急業務連絡協議会	救急業務指導
阪神高速道路14号松原線の応援出場に係る覚書	H11. 7. 1	柏原羽曳野藤井寺消防組合、松原市	消防業務
市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定	H20. 10. 1	柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市	立入検査、消防設備設置指導、防火管理、火災原因調査等
特異疾患を有する園児、児童及び生徒の情報提供並びに管理に関する協定書(柏原市)	H23. 6. 23	柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	救急業務
特異疾患を有する園児、児童及び生徒の情報提供並びに管理に関する協定書(藤井寺市)	H23. 6. 29	藤井寺市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	救急業務
特異疾患を有する園児、児童及び生徒の情報提供並びに管理に関する協定書(羽曳野市)	H23. 7. 1	羽曳野市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	救急業務
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 6. 21	近畿地方整備局、藤井寺市	職員等の派遣、機材等の貸付他
保安3法事務連携機構おおさかの設立に関する協定	H26. 4. 1 (再締結)	大阪府下全消防本部	保安3法事務
境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定	H26. 6. 1 (一部改正)	松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	立入検査、消防設備設置指導、防火管理、火災原因調査等
境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定	H26. 6. 1 (一部改正)	八尾市、柏原羽曳野藤井寺消防組合	立入検査、消防設備設置指導、防火管理、火災原因調査等

協 定 名	締結年月日	協 定 機 関	内 容
災害時の避難ビルとしての使用に関する協定書	H27. 1. 14	大阪府、藤井寺市	大阪府営住宅の避難ビルとしての施設利用
大和川下流流域下水道大井水みらいセンター施設への一時避難に関する協定書	H27. 1. 16	大阪府南部流域下水道事務所、藤井寺市	広域避難場所及び緊急避難場所としての施設利用
災害発生時の施設使用に関する協定書	R3. 1. 18	藤井寺市、大阪府羽曳野警察署	警察署庁舎が倒壊等で使用できなくなった場合の市庁舎の使用

資料 3-12 緊急消防援助隊の応援等要請・出動スキーム
 (大阪府への応援要請等の連絡窓口含む)



<大阪府への応援要請等の連絡窓口>

大阪府	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	FAX番号
危機管理室	昼間	危機管理室 消防保安課	NTT 06-6944-6458 06-6944-3947	NTT 06-6944-6654
			無線 200-4868 200-4874 200-4876	無線 220-8820 220-8821
	夜間	危機管理室 当直室	NTT 06-6944-6021	
			無線 200-4887	

資料 3-13 民間との協力

<労働力の確保>

① 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急措置 (災害応急措置全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市 長
		〃 第 65 条第 2 項	警 察 官
		〃 第 65 条第 3 項	自 衛 官
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 第 7 条	知 事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急措置 (災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号～第 9 号の事項の応急措置実施に特に必要な施設・土地・家屋・物資の管理、使用、収容等) (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知 事 委任を受けた 市 長
	協力命令	〃 第 71 条第 2 項	
	保管命令		
災害応急措置 (災害応急措置全般)	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警 察 官
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

② 従事命令の対象者

命令区分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、自衛官の従事命令 (災害応急措置全般)	当該市の区域内の市民又は、当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急措置全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
従事命令 (消防作業) 従事命令 (水防作業)	火災の現場附近にある者 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

資料3-14 民間との協定の状況

協定名	締結年月日	協定機関	内容
災害時における応急対策等への協力に関する協定書	H20.09.19	藤井寺市、藤井寺建設業協同組合	道路、河川等の公共施設の応急対策及び応急復旧
災害時における物品の供給協力に関する協定書	H24.04.01	藤井寺市、大阪いずみ市民生活協同組合	物品調達・輸送
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	H24.07.27	藤井寺市、認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会	被災者の捜索活動・被災市民のこころのケア
災害時における支援協力に関する協定書	H26.04.01 (再締結)	藤井寺市、イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー	物品調達・搬送
災害時等の緊急放送における協定	H26.07.01	藤井寺市、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジュピターテレコム	緊急放送
災害時における廃棄物の収集運搬の救援に関する協定書	H26.12.04	藤井寺市、藤井寺環境衛生事業協同組合	災害廃棄物(し尿等を含む。)の収集及び運搬の救援
緊急避難場所の利用に関する協定書	H27.01.09	藤井寺市、道明寺	緊急避難場所としての施設利用
緊急避難場所の利用に関する協定書	H27.01.31	藤井寺市、道明寺天満宮	緊急避難場所としての施設利用
帰宅困難者一時滞在施設の利用に関する協定書	H27.02.19	藤井寺市、学校法人四天王寺学園	帰宅困難者一時滞在施設としての施設利用
災害時における情報提供に関する協定書	H31.01.24	藤井寺市、大阪ガス株式会社	ガス復旧状況等の情報提供
災害時の医療救護活動に関する協定書	H31.02.01	藤井寺市、一般社団法人藤井寺市歯科医師会	歯科医療救護班の派遣
災害時の医療救護活動に関する協定書	H31.03.01	藤井寺市、藤井寺市薬剤師会	薬剤師の派遣
災害時の医療救護活動に関する協定書	H31.04.26	藤井寺市、一般社団法人藤井寺市医師会	医療救護班の派遣
帰宅困難者一時滞在施設の利用に関する協定書	R1.07.10	藤井寺市、大阪緑涼高等学校	帰宅困難者一時滞在施設としての施設利用
災害時における支援協力に関する協定書	R1.09.14	藤井寺市、株式会社ダイエー	物品調達・搬送

協定名	締結年月日	協定機関	内容
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	R1. 09. 26	藤井寺市、大栄環境株式会社	災害廃棄物の撤去・積込・収集・運搬・処分・災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
災害時における復旧支援協力に関する協定	R2. 02. 12	藤井寺市、公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の早期復旧支援
災害時等における宿泊施設の利用に関する協定	R2. 09. 01	藤井寺市、旅館千成家	要配慮者のための避難所としての施設利用
災害時等における宿泊施設の利用に関する協定	R2. 10. 01	藤井寺市、春日屋旅館	要配慮者のための避難所としての施設利用
災害に係る情報発信等に関する協定	R03. 06. 30	ヤフー株式会社	防災情報等の発信支援
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	R03. 07. 01	西日本電信電話株式会社 関西支店	避難所で利用できる電話回線の設置等
災害時における燃料の供給に関する協定書	R03. 09. 01	大正石油株式会社	自家発電設備・公用車等への燃料供給
災害時等における緊急一時避難施設の使用に関する協定書	R03. 09. 15	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	緊急避難場所としての施設利用
災害時等における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	R04. 08. 31	南海グリーンサポート株式会社	緊急避難場所としての施設利用、遺体の安置・搬送等
災害時等における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	R04. 08. 31	有限会社寺内葬祭	遺体の安置・搬送等
災害時等における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	R04. 08. 31	総合葬祭トミヤマ株式会社	遺体の安置・搬送等

協定名	締結年月日	協定機関	内容
災害時等における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	R04. 08. 31	株式会社花利	遺体の安置・搬送等
災害時における電動車両等の支援に関する協定	R04. 10. 03	西日本三菱自動車販売(株)及び三菱自動車工業(株)	外部給電車両の貸与
災害時等における支援協力に関する協定書	R04. 11. 17	株式会社サンプラザ	物品調達・搬送、緊急避難場所としての施設利用
災害時における物資供給の協力に関する協定書	R05. 01. 18	株式会社 万代	物品調達・搬送
地域防災力の向上を目指した外部給電車両の活用に関する協定	R05. 03. 02	大阪トヨタ自動車(株)、大阪トヨペット(株)、トヨタカローラ南海(株)、ネットトヨタ南海(株)及びトヨタモビリティパーツ(株)	外部給電車両の貸与
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	R05. 03. 29	株式会社 ナガワ	レンタル機材の貸与
災害時におけるLPガスの供給協力に関する協定	R06. 03. 19	一般社団法人大阪府LPガス協会 南河内北支部	LPガスの供給
災害時における物資輸送等に関する協定	R06. 03. 26	福山通運株式会社八尾支店	備蓄品等の配送、物資拠点の運営補助等

資料3-15 気象警報・注意報（気象情報等を含む）

<特別警報の種類と警告内容>

警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。気象庁では以下の6種類の特別警報を発表しています。

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強さの台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強さの台風と同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強さの台風と同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

<津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準>

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」*、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3 mを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

（*）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

<緊急地震速報と地震動の特別警報、警報及び予報との関係>

地震動の特別警報、警報及び予報については以下の区分で運用します。

なお、その名称については、「緊急地震速報」の名称で一般に認知されつつあることを踏まえ、以下のとおり引き続きこの名称を用いて発表します。

地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

（※）2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

<警報の種類と警告内容>

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の7種類の警報を発表しています。

大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。
大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害に加えて暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」を発表します。
波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

<注意報の種類と注意喚起内容>

注意報とは、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の16種類の注意報を発表しています。

大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられます。
大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害に加えて強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」を発表します。
波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。
雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表します。
融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表します。
霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表します。

注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

<大阪府の警報・注意報発表基準一覧表>

(大阪管区气象台管内)

令和5年6月8日現在

発表官署		大阪管区气象台				
府県予報区		大阪府				
一次細分区域		大阪府				
市町村等をまとめた地域		大阪市	北大阪	東部大阪	南河内	泉州
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s	20m/s		陸上 20m/s* ¹ , 海上 25m/s	
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う		陸上 20m/s* ¹ , 海上 25m/s 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の 深さ 10cm	平地 12時間降雪の深さ 10cm, 山地 12時間降雪の深さ 20cm			
	波浪 (有義波高)	3.0m			3.0m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	強風 (平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s	12m/s		陸上 12m/s* ² , 海上 15m/s	
	風雪 (平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う		陸上 12m/s* ² , 海上 15m/s 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の 深さ 5cm	平地 12時間降雪の深さ 5cm, 山地 12時間降雪の深さ 10cm			
	波浪 (有義波高)	1.5m			1.5m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧 (視程)	陸上 100m, 海上 500m	100m		陸上 100m, 海上 500m	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%				
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨* ³				
	低温	最低気温 -5℃以下				
	霜	4月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下				
着氷						
着雪	24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃					
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		100mm				

*¹ 関空島 (アメダス) の観測値は 25m/s を目安とする。

*² 関空島 (アメダス) の観測値は 15m/s を目安とする。

*³ 気温は大阪管区气象台の値。

注) 表中の別表1～5については本資料に掲載していない。

府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

< 藤井寺市の警報・注意報発表基準一覧表 >

令和2年8月6日現在
発表官署 大阪管区气象台

藤井寺市	府県予報区	大阪府			
	一次細分区域	大阪府			
	市町村等をまとめた地域	南河内			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—	
	洪水		流域雨量指数基準		
			複合基準*1	—	
			指定河川洪水予報による基準	大和川下流 [柏原] , 大和川水系石川 [金剛大橋・玉手橋]	
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	114		
	洪水		流域雨量指数基準		
			複合基準*1	—	
			指定河川洪水予報による基準	大和川下流 [柏原] , 大和川水系石川 [金剛大橋・玉手橋]	
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%			
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨*2			
	低温	最低気温-5℃以下			
	霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は大阪管区气象台の値。

市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
1 km四方毎の基準値については、別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「○○川流域＝10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (9) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (10) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

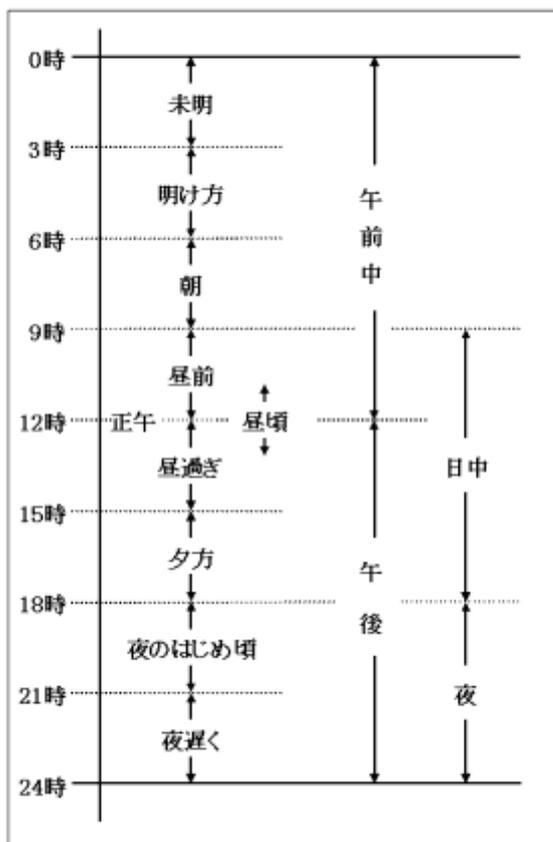
警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した区域に対して発表します。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがあります。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもあります。

<気象情報>

<p>竜巻注意情報</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風(以下「竜巻等」)に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表します。対象地域内で竜巻等の発生する可能性が高まっている領域については、竜巻発生確度ナウキャストでご確認ください。</p> <p>竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約1時間です。発表後すみやかに防災機関や報道機関へ伝達されます。</p>
<p>記録的短時間大雨情報</p>	<p>数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに発表します。その基準は、1時間雨量歴代1位又は2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決めています。この情報は、大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するもので大雨を観測した観測点名や市町村等を明記しています。</p>

◆気象用語

<一日の時間細分（府県天気予報の場合時間細分）>



<継続>

用 語	説 明
きょう一杯	予報発表時から24時まで
あす一杯	あすの0時から24時まで
2～3日	今日を含めて2～3日を指し、状況によって過去の期間をいう場合と未来の期間をいう場合がある。
数 日	4～5日程度の期間
しばらく	2～3日以上で1週間以内の期間を指し、状況によって過去の期間をいう場合と未来の期間をいう場合がある。

気象庁ホームページより抜粋

資料3-16 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

<警報の危険度分布等の概要>

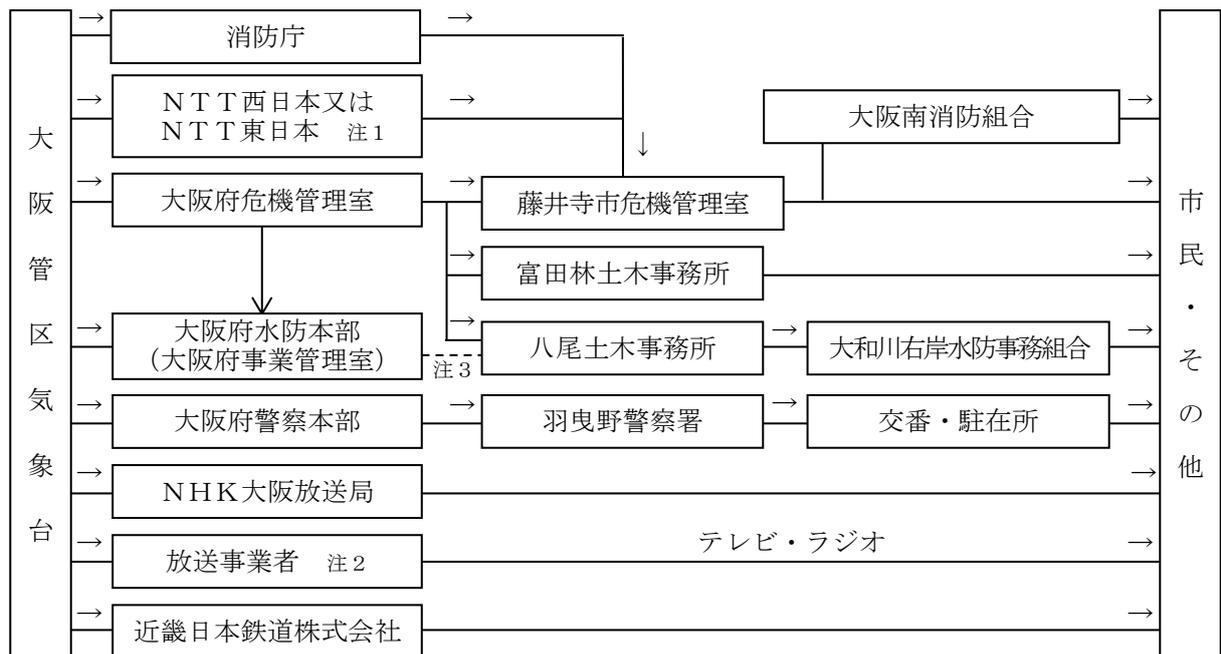
種 類	概 要
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

資料3-17 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上の揺れが予想された場合 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想された場合 	震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して緊急地震速報（警報）を発表。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想された場合は、緊急地震速報（予報）を発表。 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない） 	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注1）	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注1）	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

資料3-18 気象予警報等の伝達系統図



※注1) NTT西日本又はNTT東日本からは特別警報、警報のみが伝達される。

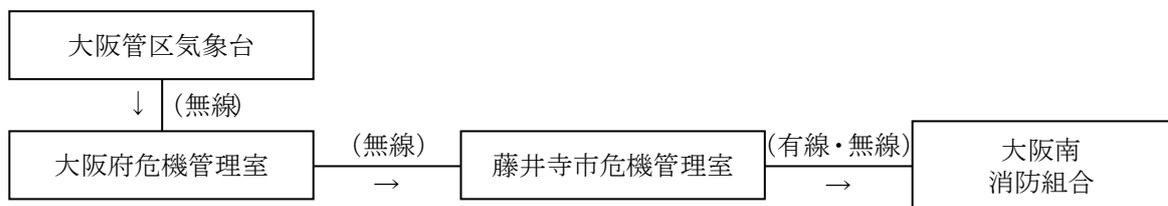
注2) 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、(株)日経ラジオ社大阪支社、(株)ジェイコムウエスト、(株)テレビ岸和田、箕面FMまちそだて(株)、テレビ大阪(株)、(株)FM802 (FMCO.CO.LO) の11社である。

注3) 別途FAXによる水防連絡

注4) 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

<大阪府危機管理室から本市への伝達系統>

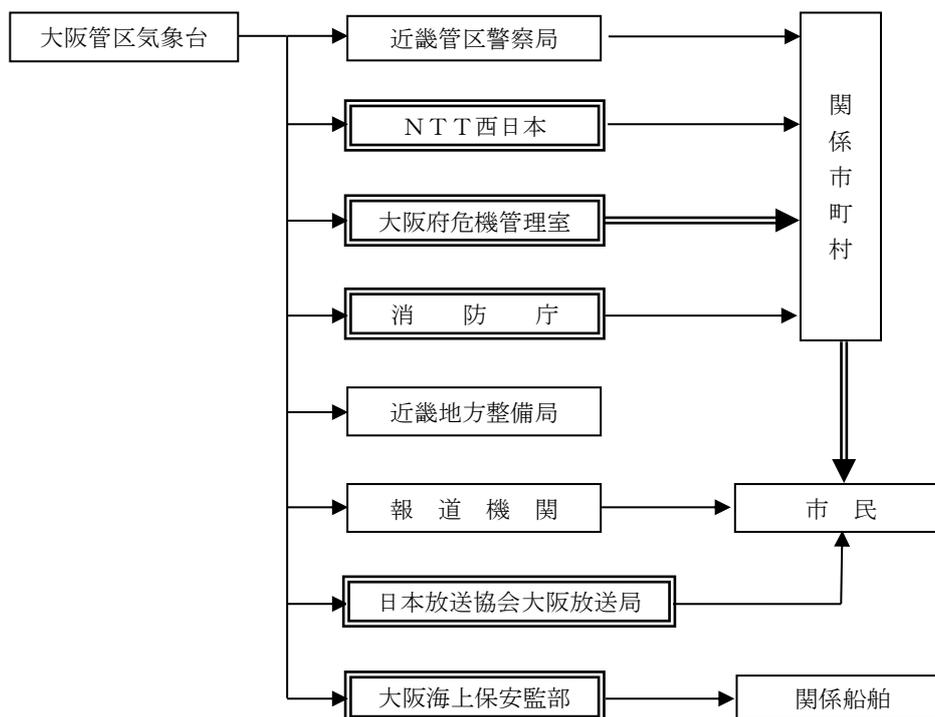
(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



< 特別警報の伝達系統図 >

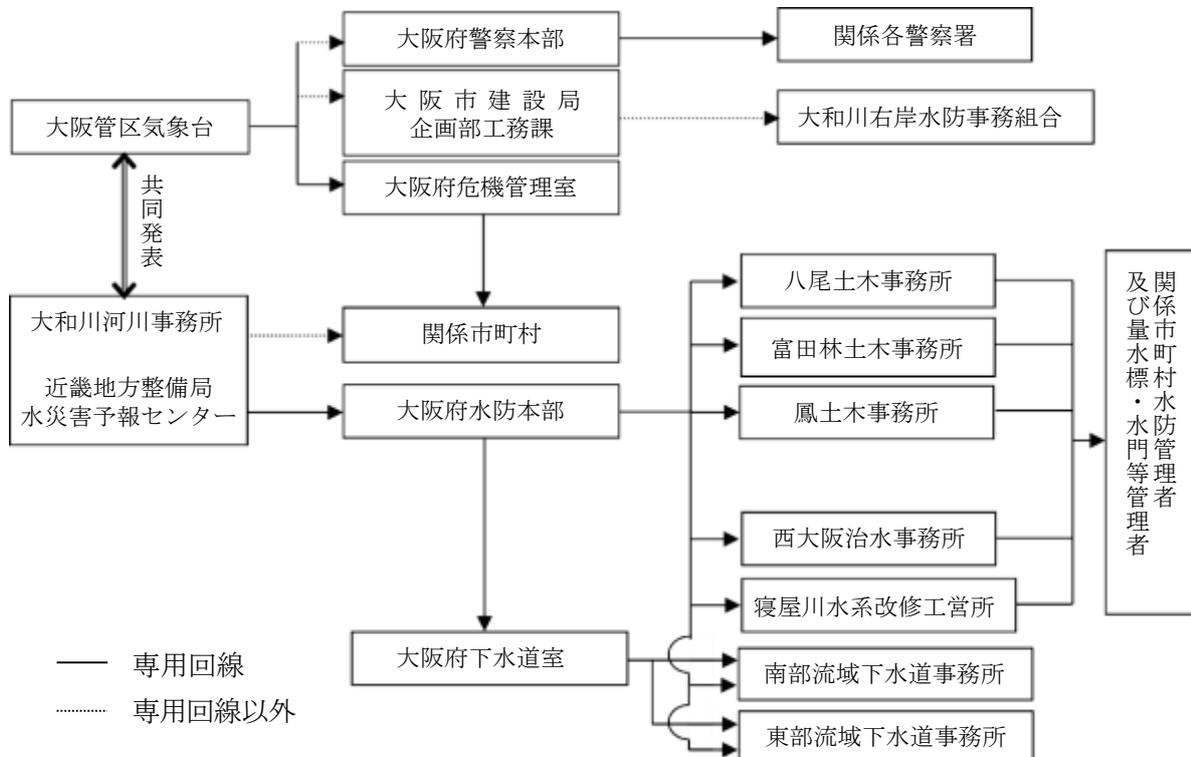


- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
- 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

資料 3-19 大阪管区气象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）

種 類	発 表 の 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点（柏原）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点（柏原）の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点（柏原）の水位が氾濫危険水位に達したとき。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

<大和川洪水予報通信連絡系統図>

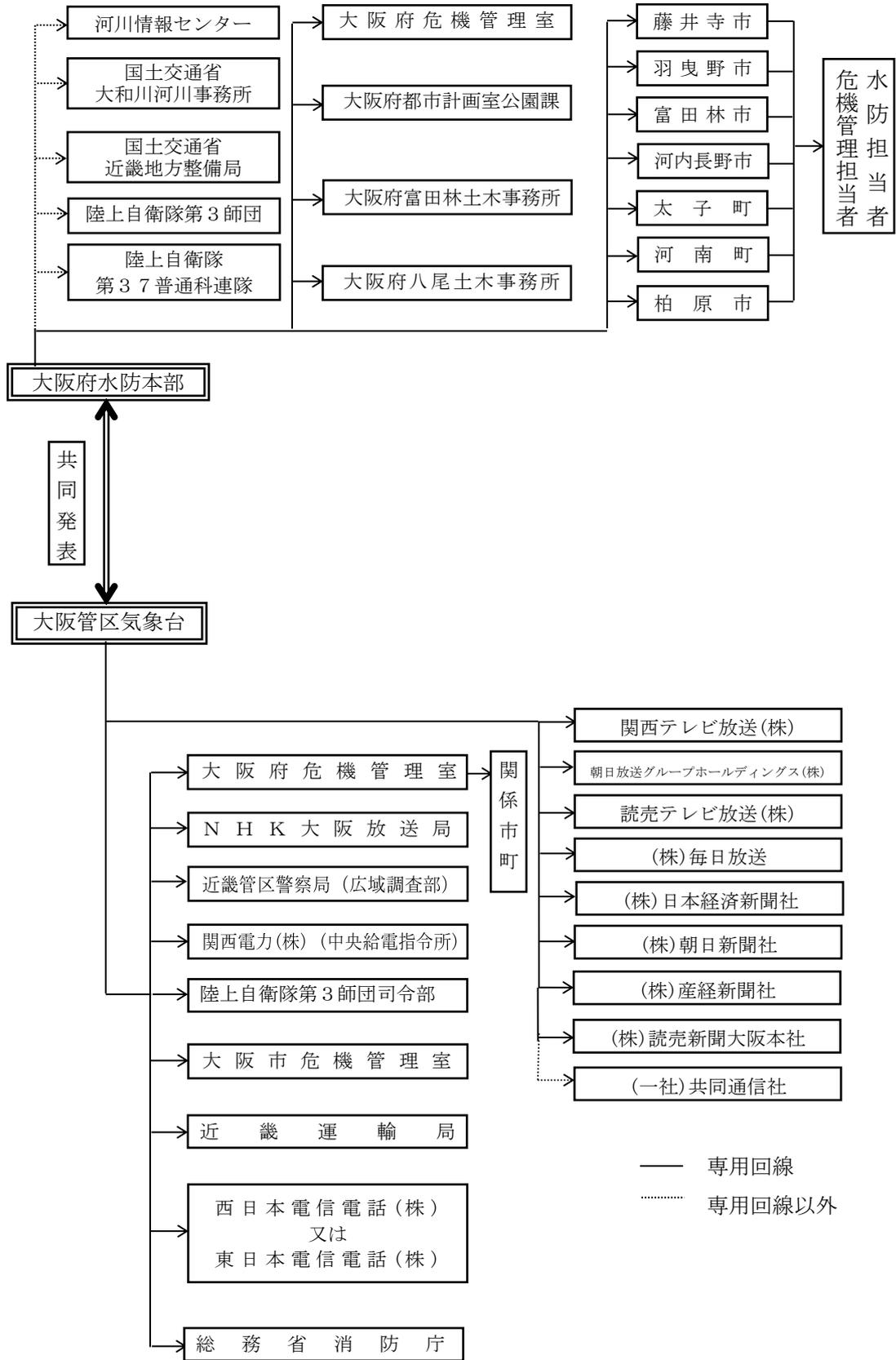


資料3-20 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）

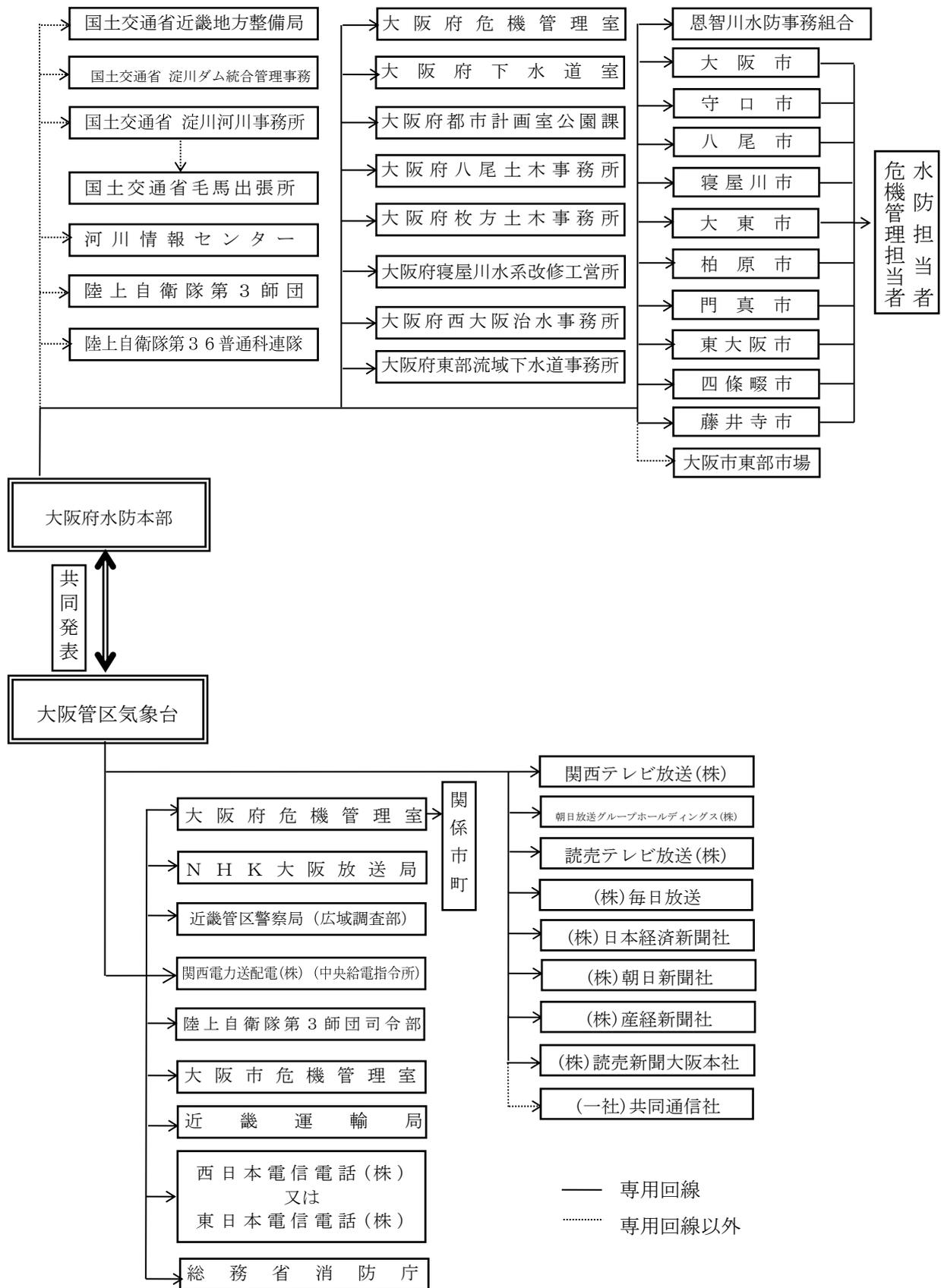
<発表の基準>

種 類	発 表 の 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

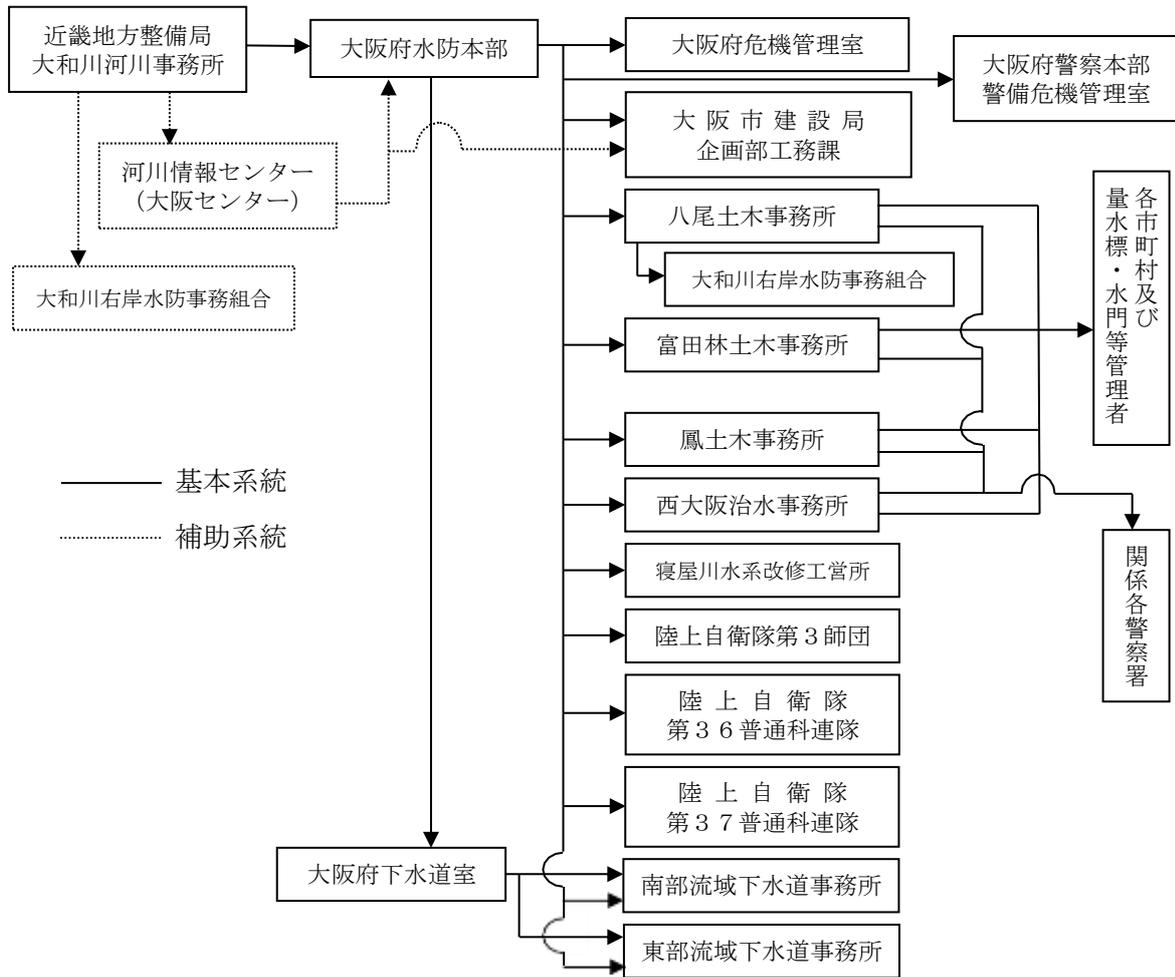
<石川洪水予報通信連絡系統図>



< 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図 >

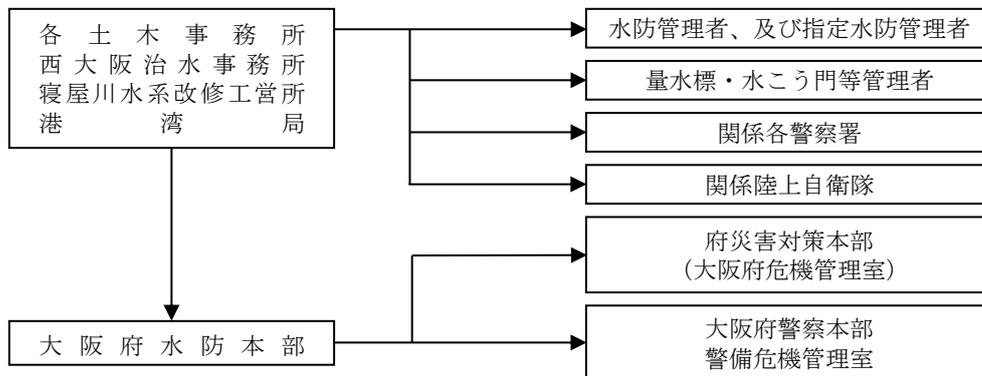


資料3-21 国土交通大臣が発表する水防警報（伝達系統含む）



資料 3-22 知事の発表する水防警報等（伝達系統含む）

＜石川水防警報伝達系統図＞



資料 3-23 雨量・水位観測所一覧表

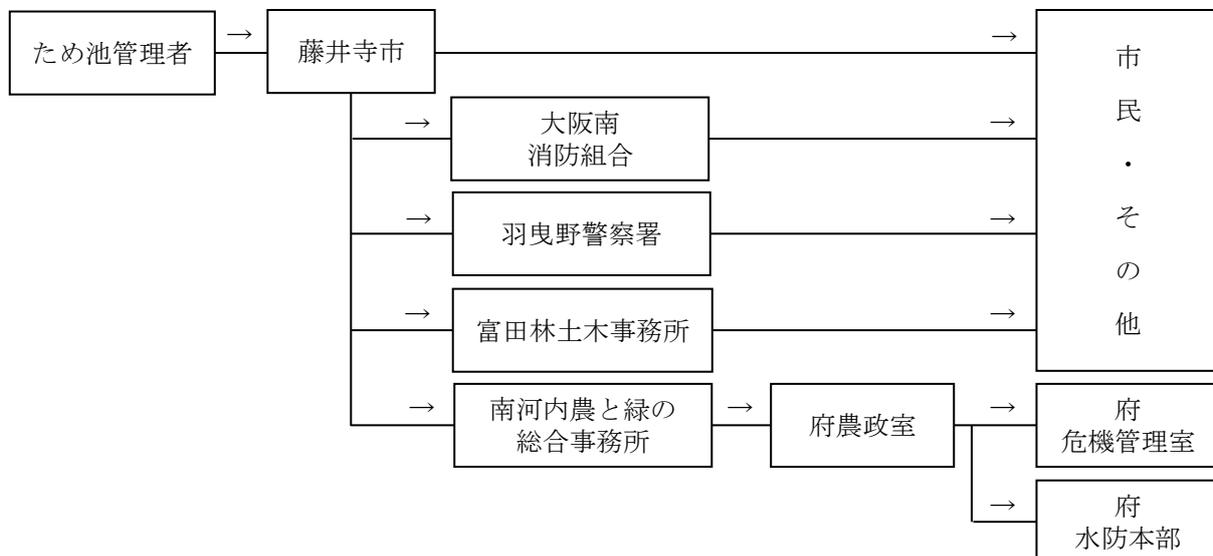
＜雨量観測所一覧表＞

観測所名	所在地	管理者	観測者
市役所	岡 1-1-1	市長	危機管理室
小山雨水ポンプ場	小山 7-7-8	市長	下水道課
北條雨水ポンプ場	北條町 10-18	市長	下水道課

＜水位観測所一覧表＞

観測所名	河川名	所在地	管理者	観測者
小山雨水ポンプ場	大水川雨水幹線	小山 7-7-8	市長	下水道課
北條雨水ポンプ場	京樋雨水幹線	北條町 10-18	市長	下水道課

資料 3-24 ため池水位の通報



資料 3-25 大和川右岸水防事務組合概要

<大和川右岸水防事務組合概要>

名称	管理者	所在地	電話	構成市
大和川右岸 水防事務組合	大阪市長	大阪市住吉区 遠里小野 7-8-18	(06) 6694-0271	大阪市 東大阪市 柏原市 松原市 八尾市 藤井寺市

<管轄区域（大和川筋）>

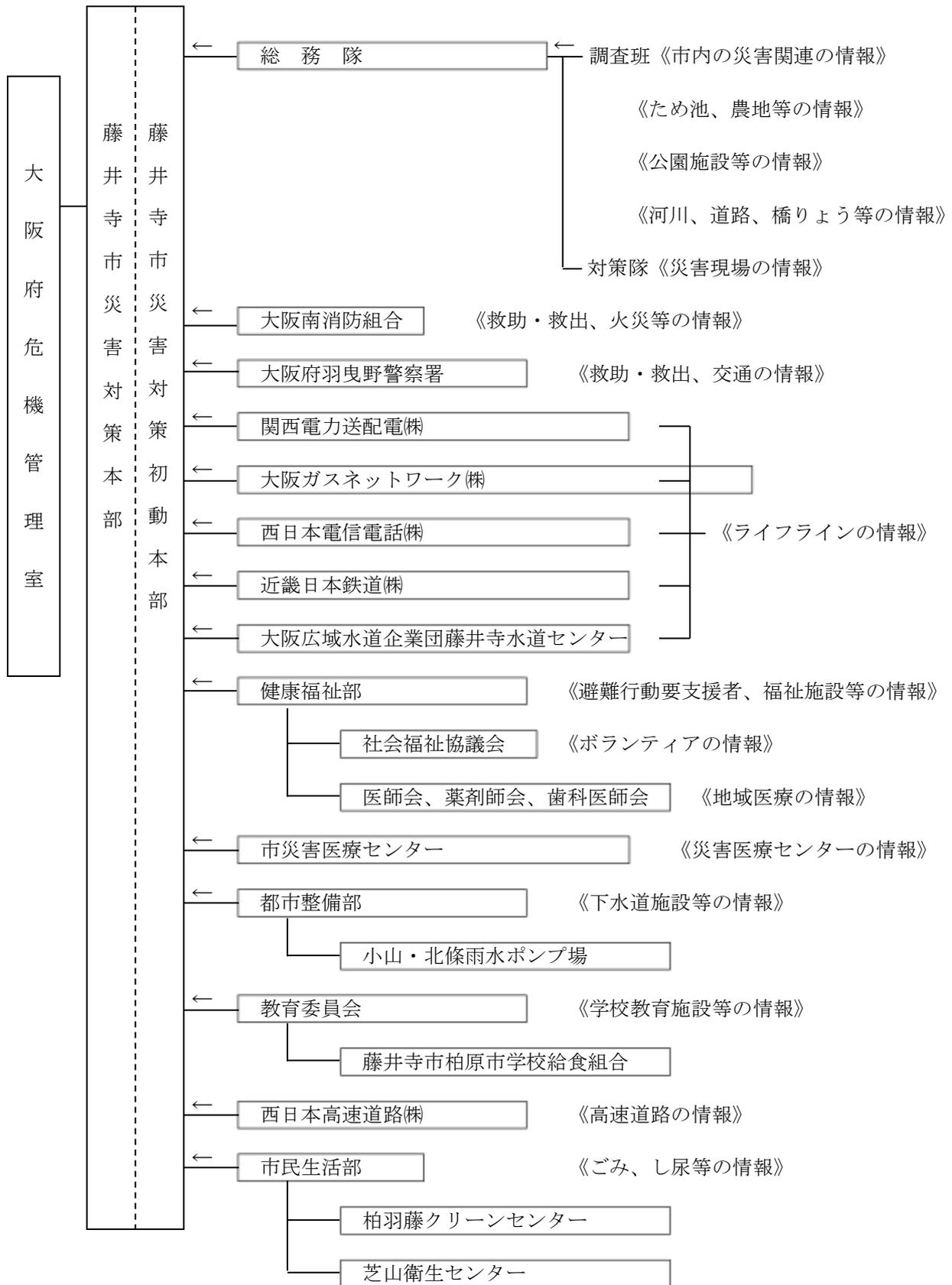
名称	防御区間	堤防延長
藤井寺水防区	柏原市・藤井寺市境界から 藤井寺市・八尾市境界に至る間	1,250m

資料3-26 緊急調査担当地区一覧表

<緊急調査担当地区一覧表>

	地区名	地区数	小学校区割	担当
1	小山西	8	藤井寺北校区	総務対策部
2	小山			
3	中小山			
4	東小山			
5	小山新町			
6	丹北小山			
7	津堂			
8	恵美坂2丁目			
9	南岡	6	藤井寺校区	都市整備対策部
10	北岡			
11	御舟町			
12	小山藤の里町			
13	小山藤美町			
14	恵美坂1丁目			
15	春日丘	5	藤井寺西校区	政策企画対策部
16	春日丘新町			
17	藤井寺			
18	東藤井寺町			
19	西古室1丁目			
20	青山	8	藤井寺南校区	教育対策部
21	野中			
22	藤ヶ丘1・2丁目			
23	藤ヶ丘3・4丁目			
24	さくら町			
25	南藤井寺			
26	陵南町			
27	西古室2丁目			
28	沢田西	9	道明寺校区	市民生活対策部
29	沢田			
30	沢田南			
31	古室			
32	林1～4丁目			
33	林5・6丁目			
34	大井住宅			
35	大井			
36	川北			
37	国府	5	道明寺東校区	健康福祉対策部
38	惣社			
39	船橋町			
40	北條町			
41	梅が園町			
42	道明寺	4	道明寺南校区	こども未来対策部
43	三ツ山			
44	土師ノ里			
45	古室3丁目			

資料3-27 災害情報の収集伝達経路



資料 3-28 各機関の電話番号・連絡先及び所在地

機関名	連絡先	所在地	電話番号	府防災行政無線 ※	
				防災専用電話	庁内内線電話
〔国関係〕					
大阪管区气象台	予報課	大阪府中央区大手前 4-1-76	06-6949-6303	(8)- 816-8930	
近畿地方整備局 大和川河川事務所	調査課	柏原市大正 2-10-8	072-971-1381		
陸上自衛隊第 3 師団		伊丹市広畑 1-1	072-781-0021	(8)- 823-8900	
陸上自衛隊第 3 師団 第 37 普通科連隊		和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	(8)- 825-8900	
羽曳野労働基準監督署		羽曳野市誉田 3-15-17	072-956-7161		
近畿農政局 大阪府拠点		大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 6 階	06-6943-9691		
〔府関係〕					
大阪府庁	危機管理室 (災害対策 課)	大阪府中央区大手前 3-1-43 (府庁新別館北館 3 階)	06-6941-0351	(8)- 220-8921	(8)- 200-4880
藤井寺保健所	企画調整課	藤井寺市藤井寺 1-8-36	072-955-4181	(8)-240- 618-8900	
富田林土木事務所	地域支援・ 企画課	富田林市寿町 2-6-1	(直通)0721-25-1175 (代表)0721-25-1131	(8)- 304-8910	(8)- 304-203
南河内農と緑の総合 事務所		富田林市寿町 2-6-1 (南河内府民センター ビル内)	0721-25-1131		
羽曳野警察署	警備課	羽曳野市誉田 4-2-1	072-952-1234		
〔市関係〕					
藤井寺市役所	危機管理室	藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1111	(8)- 526-8900	
藤井寺市消防団	〃	〃	〃		
大阪南消防組合	指令課	藤井寺市青山 3-613-8	072-958-0119	(8)-447- 11-8900	
柏羽藤環境事業組合		柏原市円明町 666 番地	072-976-3333		
藤井寺市保健センター		藤井寺市小山 9-4-33	072-939-1112		
藤井寺市休日急病 診療所		藤井寺市小山 9-4-33 (藤井寺市立保健セン ター 2 階)	072-939-7194		

※府防災無線について、防災専用電話からかける場合は、無線発信特番（8）が不要です。

機関名	連絡先	所在地	電話番号	府防災行政無線 ※	
				防災専用電話	庁内内線電話
〔公共機関等〕					
西日本電信電話(株) 関西支店	災害対策室	大阪市都島区東野田町 4-15-82 NTT WEST i-CAMPUS B 棟 10F	06-6490-1324	(8)- 240-570	
(株)NTTドコモ 関西支社	災害対策室	大阪市北区梅田 1-10-1 梅田DTタワー6階	06-6457-8621	(8)- 240-571	
KDDI(株) 関西総支社	管理部	大阪市中央区城見 2-2-72 KDDI大阪ビル	06-7178-9001	(8)- 240-841	
ソフトバンク モバイル(株)		大阪市北区小松原町 2-4 大阪富国生命ビル	06-4709-3100		
関西電力送配電(株)		大阪市住之江区浜口西 3-9-5	停電(一般) 0800-777-8026		
大阪ガスネットワーク(株)	(平日昼間) 南部事業部計画チーム (休日・夜間) 南部事業部対策室	堺市堺区住吉橋町 2-2-19	(平日昼間) 072-238-2375 (休日・夜間) 072-222-0589		
近畿日本鉄道(株) 藤井寺駅	駅長	藤井寺市岡 2-7-18	072-955-0037		
西日本高速道路(株) 関西支社(阪奈高速道路事務所)	総務課	藤井寺市小山 9-3-1	072-955-9581		
大和川右岸水防事務組合		大阪市住吉区遠里小野 7-8-18	06-6694-0271	(8)- 853-8900	
藤井寺市医師会		藤井寺市小山 9-4-33 (藤井寺市立保健センター3階)	072-939-3443		
(市災害医療センター) 医療法人ラポール会 青山病院		藤井寺市野中 4-16-25	072-953-1211		
大阪広域水道企業団	藤井寺水道センター	藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1111		
(公社)日本水道協会 大阪府支部事務局	豊中市 上下水道局 経営部 総務課	豊中市北桜塚 4-11-18	06-6858-2911		
大阪市水道局	総務部 総務課	大阪市住之江区南港北 2-1-10	06-6616-5401		
藤井寺郵便局		藤井寺市藤ヶ丘 3-11-14	0570-943-823		
日本放送協会	大阪放送局	大阪市中央区大手前 4-1-20	06-6941-0431		
藤井寺市商工会		藤井寺市岡 1-2-16	072-939-7047		
商店連合会		藤井寺市岡 1-2-16 (藤井寺市商工会館内)			
大阪南農業協同組合		富田林市甲田 3-4-10	0721-25-1451		
	道明寺支店	藤井寺市林 5-8-24	072-955-8885		
	藤井寺支店	藤井寺市岡 1-16-28	072-955-1386		
〔隣接市関係〕					
柏原市役所	危機管理課	柏原市安堂町 1-55	072-972-1501	(8)- 521-8900	(8)- 521-2463
八尾市役所	危機管理課	八尾市本町 1-1-1	072-991-3881	(8)- 512-8900	(8)- 512-2128
羽曳野市役所	危機管理室	羽曳野市誉田 4-1-1	072-958-1111	(8)- 522-8900	(8)- 522-2713
松原市役所	危機管理課	松原市阿保 1-1-1	072-334-1550	(8)- 517-8900	(8)- 517-2404

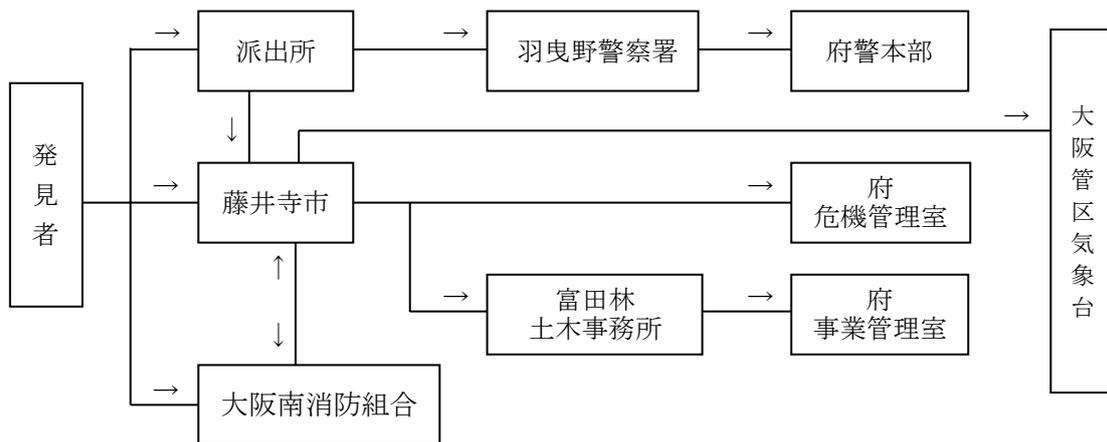
※府防災無線について、防災専用電話からかける場合は、無線発信特番(8)が不要です。

資料 3-29 大阪地区非常通信協議会連絡経路

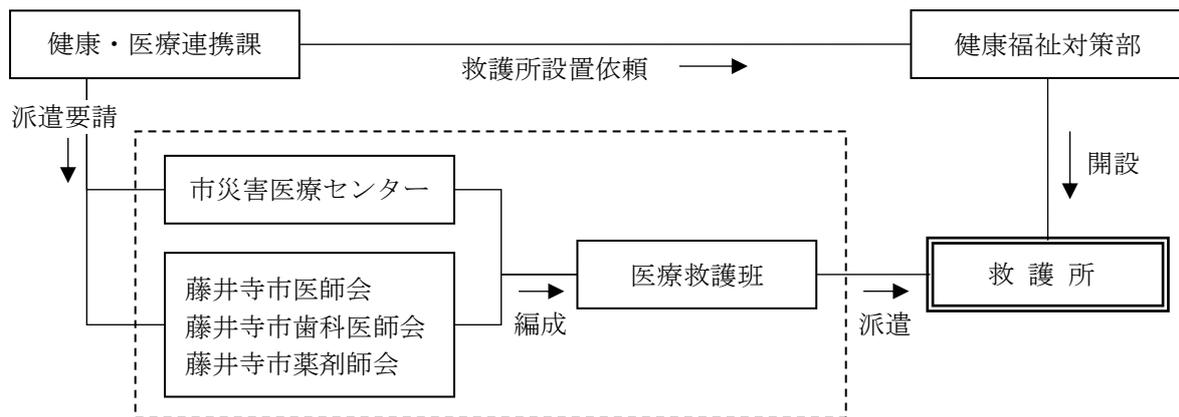
発信 (市町村)	……：使送区間 ---：無線区間 ~~~：有線区間	非常通信経路（中継）		着信 (大阪府)
藤井寺市 危機管理室	---	大阪南消防局（通信指令室）	消防 --- 大阪市消防局 （指定情報センター）	府防 ---
	---	大阪南消防局（通信指令室）	(地域衛星通信ネットワーク) (防T):9-200-220-8921 (防F):9-200-220-8821	地星 ---
	---	羽曳野警察署（警備課）	警察 --- 大阪府警察本部 （通信指令室）	府防 ---
	同一場所 ……	大和川右岸移動局	水防 --- 大和川右岸 水防事務組合	府防 ---
	2.1K ……	国土交通省 大和川河川事務所 （管理課専門官）	--- 近畿地方整備局 （情報通信技術課 通信ネットワーク係）	府防 ---
	(地域衛星通信ネットワーク)		(防T):9-200-220-8921 (防F):9-200-220-8821	地星 ---

【回線種別の略式記号】
 ……中 防：中央防災無線網（地上系） ……中 星：中央防災無線網（衛星系） ……消 防：消防防災無線網（地上系）
 ……地 星：地域衛星通信ネットワーク ……県 防：都道府県防災行政無線網（地上系） ……市 移：市町村防災行政無線（移動系）
 ……市 同：市町村防災行政無線（同報系） ……水 防：水防道路用通信回線 ……警 察：警察用通信回線
 ……消 救：消防・救急無線 ……防 衛：防衛用通信回線 ……相 互：防災相互通信回線
 ……海 保：海上保安用通信回線 ……専 用：電気通信事業者の専用回線 ……電 力：電気事業者用通信回線
 ……非 常：非常呼出し用周波数（4,630kHz） ……自 営：前記以外の自営無線通信網 ……その他：その他の通信回線
 ……斜体文字・二重下線の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設（近畿地方非常通信協議会 平成25年度調査結果）

資料 3-30 異常現象通報系統



資料 3-31 医療救護班の編成



資料 3-32 避難所保健衛生支援チーム

- ・ 避難所保健衛生支援チームは、災害対策配備体制に関係なく本部長の命令により出動するものとする。（自主避難者用としての避難所開設時には、原則このチームは出動しない。）
- ・ 大和川柏原水位観測所で本市避難判断水位に到達するおそれがあるとき。（5.5m で参集）
- ・ 石川玉手橋水位観測所で本市避難判断水位に到達するおそれがあるとき。（4.4m で参集）
- ・ 東除川大堀小橋水位観測所で本市避難判断水に到達するおそれがあるとき。（3.0m で参集）
- ・ 地震発生時は、震度 5 弱以上で災害対策本部に自動参集し、本部長の命令により出動するものとする。
- ・ 出動後は、総務隊に属するものとする。
- ・ 被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、避難者の健康維持に必要な活動を実施する。
- ・ チーム編成は、【保健支援チーム】、【栄養指導チーム】、【歯科衛生指導チーム】の 3 チーム編成により、順次避難所を巡回し、指導・調査等を行う。
- ・ コントローラーを本部に配置し、巡回指導等を行うチームの指揮、展開を行う。

資料3-33 避難指示等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動

警戒レベル	市民等がとるべき行動	行動を市民等に促す情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	今後気象状況悪化のおそれ ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性) (気象庁が発表)	
警戒レベル2	気象状況悪化 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意)
警戒レベル3	災害のおそれあり ・高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難(市が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)
警戒レベル4	災害のおそれ高い ・危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示(市が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険)
警戒レベル5	災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保(市が発令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害)) ※1

注1 市は、市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注2 避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 ※1の大雨特別警報は、洪水の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

資料 3-34 大和川・石川・東除川の避難指示等発令基準

① 大和川（柏原観測所）

令和6年2月現在

発令種別	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・【藤井寺市域右岸側】避難判断水位（6.48m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき ・【藤井寺市域左岸側】避難判断水位（5.78m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・【藤井寺市域右岸側】氾濫危険水位（7.06m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき ・【藤井寺市域左岸側】氾濫危険水位（6.36m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・【藤井寺市域右岸側】氾濫危険水位（7.06m）を超え、氾濫相当水位（9.12m）に到達するおそれが高いとき ・【藤井寺市域左岸側】氾濫危険水位（6.36m）を超え、氾濫相当水位（7.28m）に到達するおそれが高いとき
避難情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・【藤井寺市域右岸側】避難判断水位（6.48m）以下に下がり、今後上昇するおそれがないとき ・【藤井寺市域左岸側】避難判断水位（5.78m）以下に下がり、今後上昇するおそれがないとき ・浸水が発生している場合は、水が引くとともに、市民の立ち入りに危険性が無いと判断できるとき

右岸側：大和川の北側　左岸側：大和川の南側

② 石川（玉手橋観測所）

令和6年2月現在

発令種別	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（4.60m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（4.80m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（4.80m）を越え、氾濫相当水位（5.50m）に到達するおそれが高いとき
避難情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（4.60m）以下に下がり、今後上昇するおそれがないとき ・浸水が発生している場合は、水が引くとともに、市民の立ち入りに危険性が無いと判断できるとき

③東除川（大堀上小橋水位観測所）

令和6年2月現在

発令種別	判断基準
高齢者等避難	・避難判断水位（3.20m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
避難指示	・氾濫危険水位（3.90m）に到達し、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれるとき
緊急安全確保	・氾濫危険水位（3.90m）を超え、氾濫相当水位（5.20m）に到達するおそれが高いとき
避難情報解除	・避難判断水位（3.20m）以下に下がり、今後上昇するおそれがないとき ・浸水が発生している場合は、水が引くとともに、市民の立ち入りに危険性が無いと判断できるとき

資料3-35 量水標及び通報水位、警戒水位一覧表

管理者・観測者：大和川河川事務所 TEL 072-971-1381

河川名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	計画 高水位 (m)
石川	道明寺	国府	TP+ 18.000	2.00	3.50	—	—	5.65
大和川	柏原	大井	TP+ 13.500	1.50	3.20	4.50	5.10	7.315

資料 3-36 避難指示等が対象とする避難行動

「水平避難」・・・現在いる危険な場所から立ち退いて、避難場所や近隣の安全を確保できる場所に移動すること。

「垂直避難」・・・2階以上の安全を確保できる高さに移動すること。

市民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動として必ずしも従来の立ち退き避難を必要としない場合もあることから、「屋内での待避等の屋内における安全確保措置」も避難指示等が対象とする避難行動とし、次の全ての行動を避難行動とする。

- ①避難場所への移動
- ②（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③近隣の高い建物等への移動
- ④建物内の安全な場所での待避

※新型コロナウイルス感染症流行時の避難行動

平時より新型コロナウイルス感染症の特徴を正しく理解していただくことを市民に周知・啓発することが重要であるため、以下の点に留意する。

①適切な避難行動の周知

- ・避難所の指定状況や新たな避難所については、ホームページ、広報紙、防災行政無線、SNS等を活用し、市民に広く周知・徹底する。
- ・開設される多様な避難所等の位置や、避難経路に危険な場所が無いかなど、市民に対しハザードマップや避難情報等で自分の安全を改めて確認するよう啓発する。
- ・自宅で安全が確保できる場合（事前にハザードマップ等で確認）は、必ずしも避難場所に行く必要がないことを市民に周知・徹底する。
- ・親戚や知人宅への避難も検討するよう周知・啓発する。

②必要な物資等の持参の啓発

- ・非常持出品に加え、マスク、体温計、手洗い洗剤、アルコール消毒、台所用洗剤等を可能な限り持参することを啓発する。

災害発生時には、可能な限り事前の体温計測を行ってもらうとともに、避難所での受付時に「避難者カード」に各自の健康状態を記入し持参していただくよう併せて啓発する。

資料3-37 避難場所等一覧表

(一時避難場所、指定避難所、広域避難場所、二次避難施設(福祉避難所)、緊急避難場所含む)

① 避難場所

●一時避難場所(地震)

地震発生直後、広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、一時的に市民の生命の安全を確保するための避難に適する場所

番号	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	藤井寺小学校 運動場	北岡 1-2-29	5,492	5,400
2	藤井寺南小学校 運動場	藤井寺 3-8-1	5,038	5,000
3	藤井寺西小学校 運動場	藤井寺 4-1-57	4,295	4,200
4	藤井寺北小学校 運動場	小山 3-284-1	4,589	4,500
5	道明寺小学校 運動場	沢田 3-6-37	3,248	3,200
6	道明寺東小学校 運動場	国府 2-5-21	5,890	5,800
7	道明寺南小学校 運動場	道明寺 4-9-18	7,167	7,100
8	藤井寺中学校 運動場	御舟町 2-9	10,380	10,300
9	道明寺中学校 運動場	林 6-2-21	9,220	9,200
10	第三中学校 運動場	林 1-2-1	10,218	10,200
11	府立藤井寺支援学校 運動場	川北 2-5-23	2,200	2,200
12	府立藤井寺工科高校 運動場	御舟町 10-1	14,743	14,700
13	府立藤井寺高校 運動場	津堂 3-516	20,702	20,700
14	野中宮山児童公園	野中 2-3	2,850	2,800
15	津堂市民野球場	津堂 3-620-1	11,935	11,900
16	ふじみ緑地	小山藤美町 880-40	6,270	6,200
合 計			124,237	123,400

●広域避難場所（地震）

地震などによる火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から市民の生命の安全を確保するための避難に適する場所

番号	名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)	備考
1	国府遺跡	惣社 2 丁目地内	13, 217	
2	津堂城山古墳	津堂地内	41, 296	史跡城山古墳ガイダンス棟 まほらしろやまを含む
3	野中宮山古墳	野中 2 丁目地内	10, 196	学習畑を含む
4	大井水みらいセンター	西大井 1-407-1	33, 710	ふれあい緑地

●指定緊急避難場所（大和川・石川氾濫時）

大和川・石川が氾濫し、又はそのおそれがある場合に、その危険から逃れるため、垂直避難等が可能な施設又は場所

番号	施設名	所在地	備考
1	大井水みらいセンター	西大井 1-407-1	ふれあい広場
2	道明寺天満宮	道明寺 1-16-40	
3	道明寺	道明寺 1-14-31	
4	府営住宅 藤井寺川北	川北 3-5-1、6-2、7-3	
5	府営住宅 藤井寺大井	大井 5-26-1、12-2	
6	府営住宅 藤井寺小山藤美	小山藤美町 11-1	

② 避難所

●指定避難所（風水害、地震）

家屋の損壊、滅失、浸水、流出などにより避難が必要となった場合に避難所として開設。
災害時等に自宅等での生活が困難な者を一時的に収容・保護する収容施設。

番号	施設名 (電話番号)	所在地	収容場所				災害種類	
			場所名	面積 (㎡)	収容人数 (人) (1.65㎡の場合)	収容人数 (人) (3.3㎡の場合)	風水害	地震
1	藤井寺小学校 TEL 939-7105	北岡 1-2-29	体育館	558※ (2,930)	330 (1,760)	160 (880)	○	○
2	藤井寺南小学校 TEL 939-7115	藤井寺 3-8-1	体育館	510 (1,984)	300 (1,180)	150 (590)	○	○
3	藤井寺西小学校 TEL 939-7125	藤井寺 4-1-57	体育館	509 (1,769)	300 (1,060)	150 (530)	○	○
4	藤井寺北小学校 TEL 938-0791	小山 3-284-1	体育館	503 (1,707)	300 (1,020)	150 (510)	×	○
5	道明寺小学校 TEL 939-7135	沢田 3-6-37	体育館	638 (2,223)	386 (1,330)	193 (660)	○	○
6	道明寺東小学校 TEL 939-7145	国府 2-5-21	体育館	455 (1,744)	270 (1,040)	130 (510)	×	○
7	道明寺南小学校 TEL 939-7155	道明寺 4-9-18	体育館	513 (1,597)	310 (960)	150 (480)	×	○
8	藤井寺中学校 TEL 939-7100	御舟町 2-9	体育館	890 (2,641)	530 (1,590)	260 (790)	○	○
9	道明寺中学校 TEL 939-7110	林 6-2-21	体育館	684 (2,251)	410 (1,340)	200 (670)	×	○
10	第三中学校 TEL 938-0040	林 1-2-1	体育館	717 (2,477)	430 (1,480)	210 (730)	×	○
11	府立藤井寺支援学校 TEL 973-1313	川北 2-5-23	体育館	585	350	170	○	○
12	市民総合会館本館 TEL 939-7020	北岡 1-2-3	{ 〔1階〕 小会議室E ふれあいプラザ 〔4階〕 小会議室 A・B・C・D 中会議室 A・B 〔5階〕 多目的室 和室A・B 絵画教室 音楽教室 茶室	901	540	260	○	○
13	市民総合体育館 TEL 939-1141	大井 1-2-20	主競技場 多目的室1・2	1,921	1,160	580	×	○
14	心技館 TEL 939-1141	大井 1-2-20	{ 〔2階〕 会議室 1・2・3・4・5 〔3階〕 剣道場 柔道場	820	490	240	×	○
15	府立藤井寺工科高校※ TEL 955-0281	御舟町 10-1	体育館 { 〔1階〕 剣道場 柔道場 〔2階〕 体育場	1,175	710	350	—	○
16	府立藤井寺高校※ TEL 939-7750	津堂 3-516	体育館 { 〔1階〕 剣道場 柔道場 〔2階〕 競技場	1,520	920	460	—	○
合 計				13,180 (28,526)	7,896 (17,090)	3,893 (8,490)		

○利用可 ×利用不可

※ 藤井寺工科高校、藤井寺高校は、大阪府との覚書等により、地震時のみ使用

注 () 内の数字は普通教室及び一部特別教室を含んだ面積・収容人数

※ 各施設の収容人数は、各部屋ごとの面積を一人当たりの所要面積で割り算出される収容人数の合計

<指定避難所の一人当たりの所要面積>

被害想定で被害が最大である生駒断層帯地震の場合には、一人当たりの所要面積は概ね 1.65 m²とし（大阪府が「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」の「避難所必要面積について」で示している数字は一人当たり 1.65 m²である）、その他の地震（特に近いうちに高い確率で発生が予想される南海トラフ地震）では被害想定の数が少ない為、一人当たりの所要面積は概ね 3.3 m²とする。

●二次避難施設（福祉避難所）

避難所における生活が長期にわたると予測される場合は、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮し、指定避難所から二次的避難を行うための施設

<二次避難施設（福祉避難所）一覧>

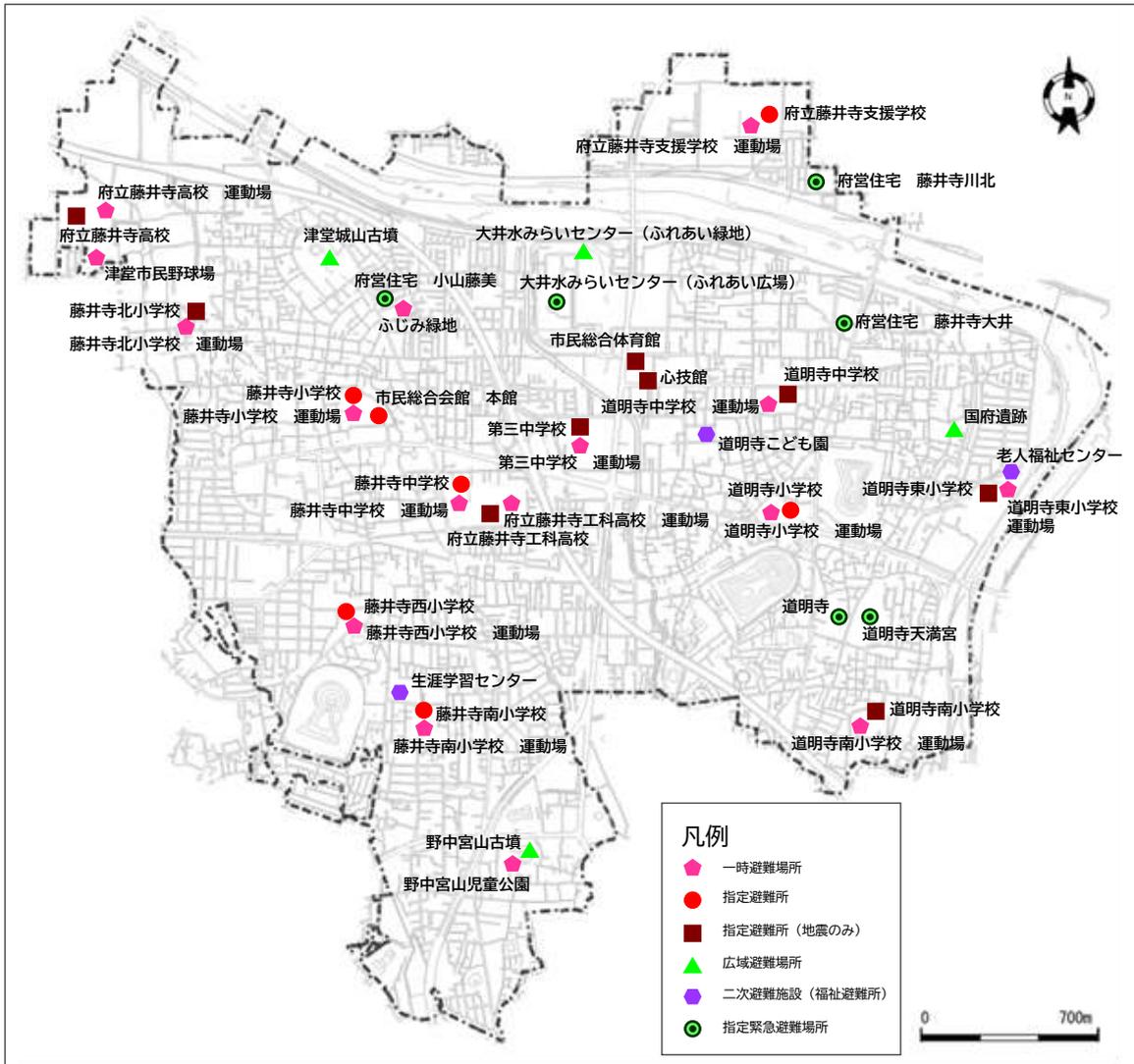
番号	施設名 (電話番号)	所在地	収容場所		
			場所名	面積 (m ²)	収容人数 (人)
1	老人福祉センター Tel 939-7010	国府 2-5-38	〔1階〕 大広間 和室(松) 和室(竹) 和室(梅) 和室(鶴) 和室(亀) 〔2階〕 中広間 〔別館〕 別館1 別館2 別館3	514	150
2	生涯学習センター Tel 952-7800	藤井寺 3-1-20	〔1階〕 和室3室 〔2階〕 幼児コーナー 〔3階〕 視聴覚室 音楽教室○ アトリエ○ 研修室	513	150
3	道明寺こども園	林 3-1-25	〔1階〕 多目的スペース 〔2階〕 遊戯室	277	80

※各施設の収容人数は、各部屋ごとの面積を一人当たりの所要面積で割り算出される収容人数の合計

<二次避難施設（福祉避難所）の一人当たりの所要面積>

一人当たりの所要面積を概ね 3.3 m²とする。

資料 3-38 避難場所等の位置図



資料 3-39 警戒区域の設定

時機等	要件	設定権者	内 容	根拠法令
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき	市 長	警戒区域を設定することができる。	災害対策基本法 第 63 条
		警 察 官	市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。	
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	市長その他市長の職権を行うことができる者がその場に行かない場合に限り、警戒区域を設定することができる。	
府の地域に係る災害が発生した場合	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	知 事	市長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代行しなければならない。	災害対策基本法 第 73 条
ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合	当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防長 又は 消防署長	火災警戒区域を設定することができる。	消防法 第 23 条 の 2
		警察署長	消防長若しくは消防署長（権限の委任を受けた消防吏員又は消防団員を含む）が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、火災警戒区域を設定することができる。	
火災の現場 （水災を除く他の災害について準用）		消防吏員 又は 消防団員	消防警戒区域を設定することができる。	消防法 第 28 条、第 36 条
		警察官	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定することができる。	
水防上緊急の必要がある場所		水防団長 水防団員 消防機関に属する者	警戒区域を設定することができる。	水防法 第 21 条
		警察官	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができる。	

資料 3-40 交通規制の実施責任者

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第 1 項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 76 条第 1 項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第 4 条第 1 項
	警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第 5 条第 1 項
	警察官	道路における交通が著しく混雑する恐れがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第 6 条第 2 項 第 4 項

資料3-41 緊急物資集積場所（藤井寺市、大阪府）

① 藤井寺市における緊急物資集積場所

施設名	所在地	備考
市民総合会館 本館1階駐車場	北岡 1-2-3	
本庁 別棟バス車庫	岡 1-1-1	
本庁 地下駐車場	岡 1-1-1	

② 大阪府における緊急物資集積場所

区分	対象地区	所在地
陸上輸送基地	1 日本万国博覧会記念公園	吹田市千里万博公園 1-1
	2 北大阪トラックターミナル	茨木市宮島 2
	3 大阪府立消防学校	大東市平野屋 1-4-1
	4 東大阪トラックターミナル	東大阪市本庄中 1-87
	5 大阪城公園（東部地区）	大阪府中央区大阪城
	6 大阪府北部広域防災拠点	吹田市千里万博公園 5-5
	7 大阪府中部広域防災拠点	八尾市空港 1丁目 209-7
	8 大阪府南部広域防災拠点	泉南市りんくう南浜 2-14
航空輸送基地	1 大阪国際空港	豊中市蛍池西町 3-555
	2 関西国際空港	泉南郡田尻町泉州空港中 1
	3 八尾空港	八尾市空港 2-12
海上輸送基地	1 大阪南港（A岸壁）	大阪市住之江区南港南 3
	2 堺泉北港（堺浜1号岸壁-7.5m）	堺市堺区築港八幡町
	3 堺泉北港（汐見5号岸壁-12m）	泉大津市汐見町
	4 堺泉北港（助松1号岸壁-9m）	泉大津市小津島町
	5 堺泉北港（助松9号岸壁-12m暫定）	高石市南高砂
河川輸送基地 （船着場）	【国土交通省近畿地方整備局設置 緊急用船着場】	
	1 淀川／海老江緊急用船着場	大阪市福島区海老江 3
	2 淀川／新北野緊急用船着場	大阪市淀川区新北野
	3 淀川／柴島緊急用船着場	大阪市東淀川区柴島 2
	4 淀川／毛馬緊急用船着場	大阪市都島区毛馬町 4
	5 淀川／佐太緊急用船着場	守口市佐太西町 1
	6 淀川／鳥飼緊急用船着場	摂津市鳥飼下
	7 淀川／点野緊急用船着場	寝屋川市点野 1
	8 淀川／大塚緊急用船着場	高槻市大塚
9 淀川／枚方緊急用船着場	高槻市大塚	

区 分	対象地区	所在地
河川輸送基地 (船着場)	【大阪府設置 防災船着場】	
	10 神崎川／高浜防災船着場	吹田市内本町 3
	11 神崎川／榎木防災船着場	吹田市芳野町
	12 神崎川／三国防災船着場	大阪市淀川区新高 5
	13 神崎川／佃防災船着場	大阪市西淀川区佃 2
	14 神崎川／西島防災船着場	大阪市淀川区西島 2
	15 堂島川／福島港（ほたるまち港）	大阪市福島区福島 1
	16 堂島川／大阪国際会議場前港	大阪市北区中之島 5
	17 堂島川／ローズポート	大阪市北区中之島 1
	18 安治川／大阪市中央卸売市場前港	大阪市福島区野田 1
	19 木津川／大阪ドーム千代崎港	大阪市西区千代崎 3
	20 尻無川／大阪ドーム岩崎港	大阪市西区千代崎 3
	21 大川／八軒家浜船着場	大阪市中央区天満橋京町
	【大阪市設置 防災船着場】	
	22 道頓堀川／太左衛門橋船着場	大阪市中央区宗右衛門町
	23 道頓堀川／湊町船着場	大阪市浪速区湊町 1
	24 道頓堀川／日本橋船着場	大阪市中央区道頓堀 1
	25 東横堀川／本町橋船着場	大阪市中央区本町橋
	26 城北川／西大宮橋船着場	大阪市旭区
	27 城北川／中葦橋船着場	大阪市城東区
	28 城北川／今福大橋船着場	大阪市城東区

出典：大阪府地域防災計画 関連資料集（令和 2 年 3 月）大阪府選定の輸送基地

資料3-42 災害の認定基準

<国の被害認定統一基準>

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

<藤井寺市における災害救助法適用基準>

世帯数 (世帯)	人口 (人)	1号適用 基準世帯数 (戸)	2号適用 基準世帯数 (戸)
27,814	63,688	80	40

注) 世帯数及び人口は、令和2年国勢調査による。

2号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が2,500世帯以上であることが要件である。

被害種類		認定基準
田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
道路		道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう		道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川		河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする
港湾		港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防		砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の二の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
船舶		櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話		災害により通話不能となった電話回線数とする。
電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

資料3-43 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住 宅の供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を 得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方 法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金 職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購 入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百三十円以 内とする。</p> <p>四 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所 での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。) を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における 通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活し ている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施 し、これを供与することができる。</p>	災害発生の日 から七日以内
	応急仮設住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの 資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>一 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下 同じ。)</p> <p>イ 設置にあたっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な 公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の实情、世帯 構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設 置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の 一切の経費として、五百七十一万四千元以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居 住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸 数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二 第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有 し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに 供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することがで きる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するも のをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずるこ ととし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、 敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介 業者との契約に不可欠なものとして、地域の实情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければなら ない。</p>	完成の日から 二年以内
炊き出しそ の他による 食品の給与 及び飲料水 の供給	炊き出しそ の他による食品 の給与	<p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊 事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日に つき千百六十円以内とする。</p>	災害発生の日 から七日以内
	飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械 及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域 における通常の実費とする。</p>	災害発生の日 から七日以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間																																											
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等を行うことをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="5">世帯区分</th> <th rowspan="2">六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> <tr> <th>一人世帯</th> <th>二人世帯</th> <th>三人世帯</th> <th>四人世帯</th> <th>五人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>円 18,800</td> <td>円 24,200</td> <td>円 35,800</td> <td>円 42,800</td> <td>円 54,200</td> <td>円 7,900</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>32,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。</p>	区分	季別	世帯区分					六人以上一人増すごとに加算する額	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900	冬季	32,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	災害発生の日から十日以内
区分	季別	世帯区分					六人以上一人増すごとに加算する額																																							
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯																																								
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900																																							
	冬季	32,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																							
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																							
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																							
医療及び助産	医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から十四日以内																																											

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
	助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内
被災者の救出		<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理		<p>一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円</p> <p>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円</p>	災害発生の日から一月以内
生業に必要な資金の貸与		<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 一件につき三万円</p> <p>ロ 就職支度費 一件につき一万五千円</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から一月以内
学用品の給与		<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。))に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき 四千五百円</p> <p>(2) 中学校の生徒 一人につき 四千八百円</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千二百円</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
埋葬	一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とする。	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から十日以内
死体の処理	一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 三 検案は、原則として救護班によって行う。 四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千四百円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万七千九百円以内とする。	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

(実費弁償の額)

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第四条第一号から第四号までに掲げる者		円	日当の額を七・七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	医師及び歯科医師	22,500		
	薬剤師	17,100		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,600		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	17,100		
	救急救命士	14,000		
	土木技術者及び建築技術者	15,500		
	大工	20,900		
	左官	22,500		
とび職	24,300			
政令第四条第五号から第十号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

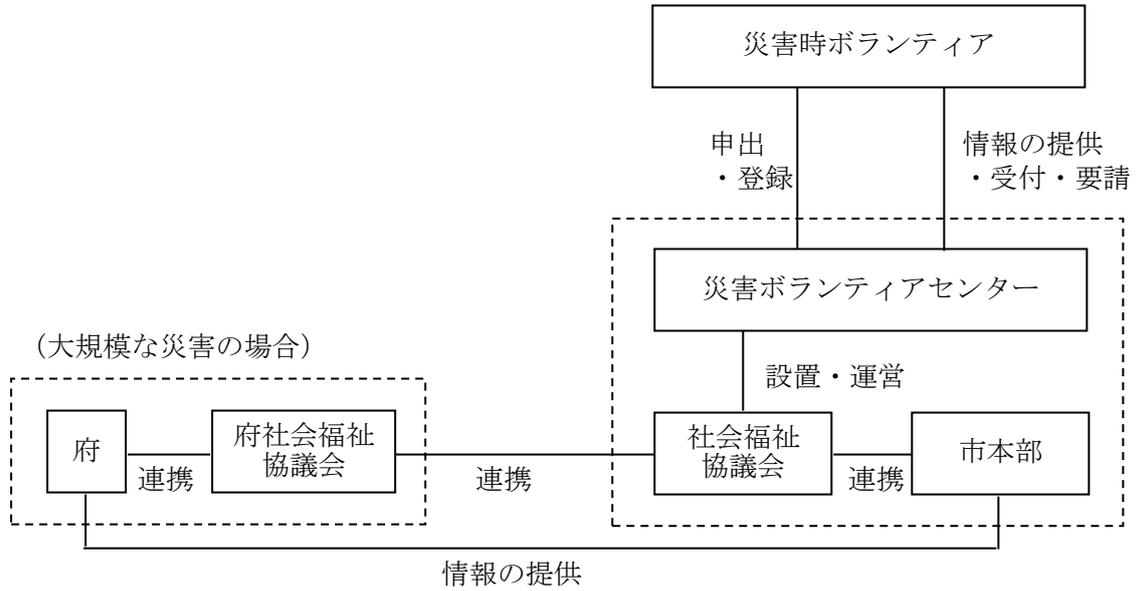
(扶助金の支給基礎額)

対象者	支給基礎額
政令第八条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第八条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者	一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。 二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。

資料3-44 応急仮設住宅建設予定地一覧表

応急仮設住宅 建設予定地名		所在地	備考
1	藤井寺小学校運動場	北岡 1-2-29	
2	藤井寺南小学校運動場	藤井寺 3-8-1	
3	藤井寺西小学校運動場	藤井寺 4-1-57	
4	藤井寺北小学校運動場	小山 3-284-1	
5	道明寺小学校運動場	沢田 3-6-37	
6	道明寺東小学校運動場	国府 2-5-21	
7	道明寺南小学校運動場	道明寺 4-9-18	
8	藤井寺中学校運動場	御舟町 2-9	
9	道明寺中学校運動場	林 6-2-21	
10	第三中学校運動場	林 1-2-1	
11	スポーツセンター	林 1-18-4	防災関係機関活動拠点
12	津堂市民野球場	津堂 3-620-1	
13	青少年運動広場A	大井 1-433-3	自衛隊災害派遣部隊の集結場所・ 災害時用臨時ヘリポート
14	青少年運動広場B	大井 1-433-2	自衛隊災害派遣部隊の集結場所・ 災害時用臨時ヘリポート
15	ふじみ緑地	小山藤美町 880-40	

資料3-45 災害時ボランティアの受入れ（ボランティアセンター一覽含む）



＜ボランティアセンター＞

施設名	室名	備考
福祉会館	市民総合会館別館 1・2階	ボランティアセンター事務局
市民総合会館別館	中ホール	ボランティア受入れ

資料3-46 清掃施設一覽表

(ゴミ処理施設)

令和2年4月1日現在

名称	所在地	処理能力 (t/日)
柏羽藤クリーンセンター	柏原市円明町 666	450

(し尿処理施設)

名称	所在地	処理能力 (t/日)
芝山衛生センター	柏原市国分市場 1-11-35	290

資料3-47 清掃業者一覧表

(ゴミ収集)

○市直営

令和2年4月1日現在

名称	所在地	車種	台数	総積載量	電話
環境衛生課	小山 7-1013-1	塵芥車	4	20,700 kg	939-1077
		トラック	6		
		軽トラック	2		

○委託業者

名称	所在地	車種	台数	総積載量	電話
(有)松井清掃社	春日丘 2-8-12	塵芥車	3	8,350 kg	955-1308
		トラック	1		
		軽トラック	1		
阪南清掃(株)	富田林市 美山台 5-1	塵芥車	9	22,900 kg	0721-23-6558
		トラック	2		
		軽トラック	1		
阪南企業高安清掃 土木	羽曳野市 島泉 7-12-7	塵芥車	3	6,350 kg	953-3417
		軽トラック	1		
(株)小谷組	羽曳野市郡戸 13-1	塵芥車	5	12,350 kg	955-4384
		トラック	1		
		軽トラック	1		
海原衛生(有)	羽曳野市向野 2-1-10	塵芥車	6	16,900 kg	937-7222
		トラック	1		
		軽トラック	1		
悦商事(株)	羽曳野市伊賀 6-5-11	塵芥車	4	14,350 kg	953-8101
		トラック	2		
		軽トラック	1		

○許可業者

名称	所在地	車種	台数	総積載量	電話
(株)小谷組	羽曳野市 郡戸 13-1	塵芥車	6	14,350 kg	955-4384
		トラック	1		
		軽トラック	1		
海原衛生(有)	羽曳野市 向野 2-1-10	塵芥車	5	13,950 kg	937-7222
		トラック	1		
		軽トラック	1		
悦商事(株)	羽曳野市 伊賀 6-5-11	塵芥車	6	18,350 kg	953-8101
		トラック	3		
		軽トラック	1		
(株)日日開発	奈良県御所市 大字室 215-1	塵芥車	13	35,100 kg	0745-65-0717
		トラック	2		
阪南清掃(株)	富田林市 美山台 5-1	塵芥車	11	24,950 kg	0721-23-6558
		軽トラック	1		

(し尿収集)

○許可業者

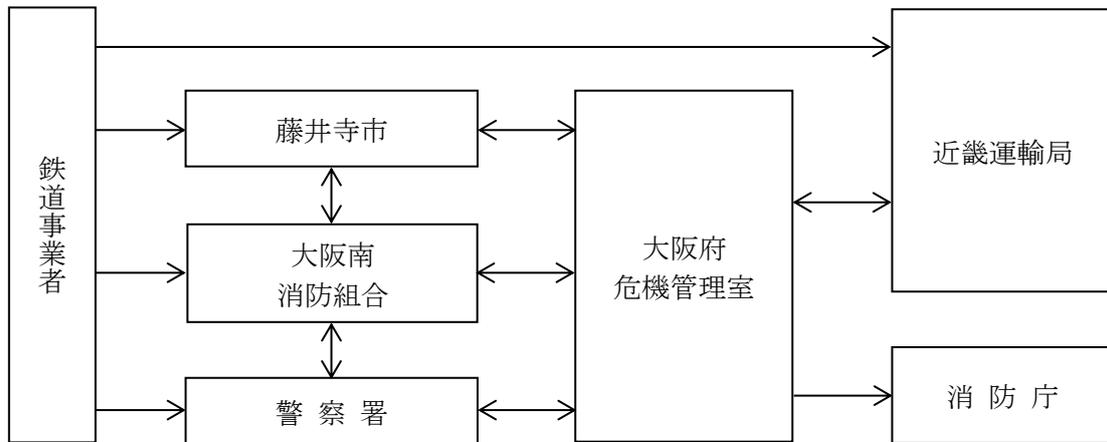
名称	所在地	車種	台数	総積載量	電話
(有)松井清掃社	春日丘 2-8-12	バキューム車	6	18,400 ㍓	955-1308
阪南清掃(株)	富田林市 美山台 5-1	バキューム車	14	42,900 ㍓	0721-23-6558
阪南企業高安清掃 土木	羽曳野市 島泉 7-12-7	バキューム車	7	24,100 ㍓	953-3417

資料 3-48 遺体安置所一覧表

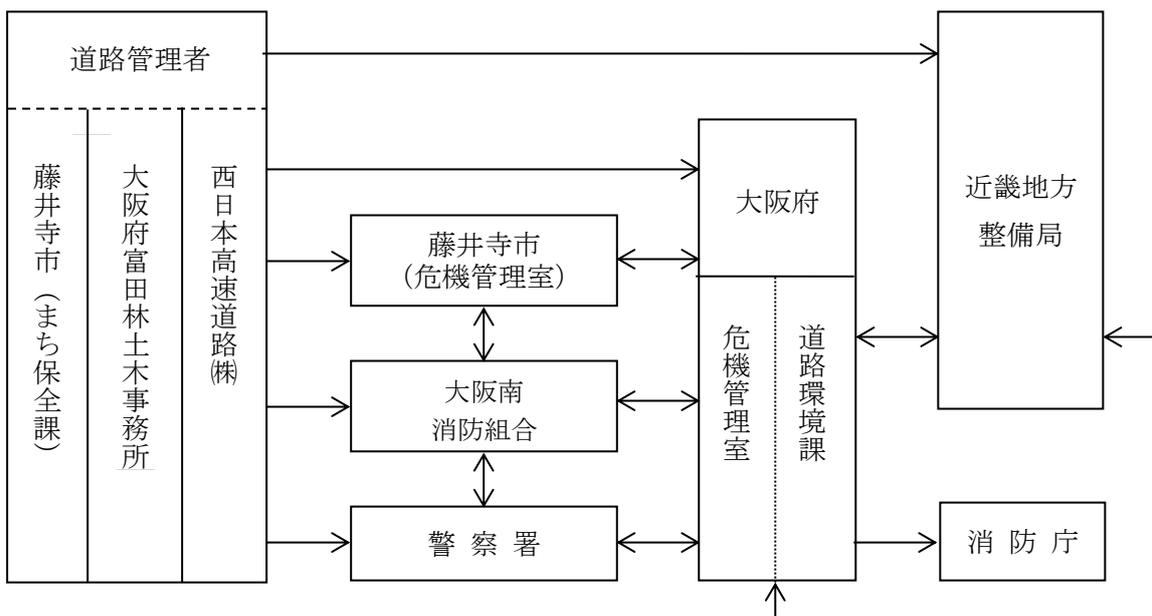
施設名	室名	面積
市民総合会館本館	小ホール	194.80 m ²
	市民ギャラリー	235.55 m ²

第4編 事故等災害応急対策関連資料

資料4-1 情報収集伝達体制（鉄道災害）



資料4-2 情報収集伝達体制（道路災害）



資料 4-3 大阪府域の原子力災害対策重点地域

原子力災害対策重点区域を含む市町	原子力災害対策重点区域（全てUPZ）
泉佐野市	日根野（一部）
熊取町	<p>【京都大学複合原子力科学研究所からおおむね半径500m】 朝代西3丁目（一部）</p> <p>【京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所からおおむね半径500m】 大久保南3丁目（一部）、朝代東1丁目（一部）、朝代東2丁目（一部）、朝代西1丁目（一部）、朝代西2丁目（一部）、美熊台1丁目（一部）、</p> <p>【原子燃料工業株式会社熊取事業所からおおむね半径500m】 大久保南1丁目（一部）、大久保南4丁目（一部）、大久保東2丁目（一部）、五門西4丁目（一部）、五門東4丁目（一部）、東和苑（一部）</p>

原子力施設が立地する市町	原子力災害対策重点区域
東大阪市	設定なし

出典：大阪府地域防災計画（原子力災害対策編） 令和元年11月修正

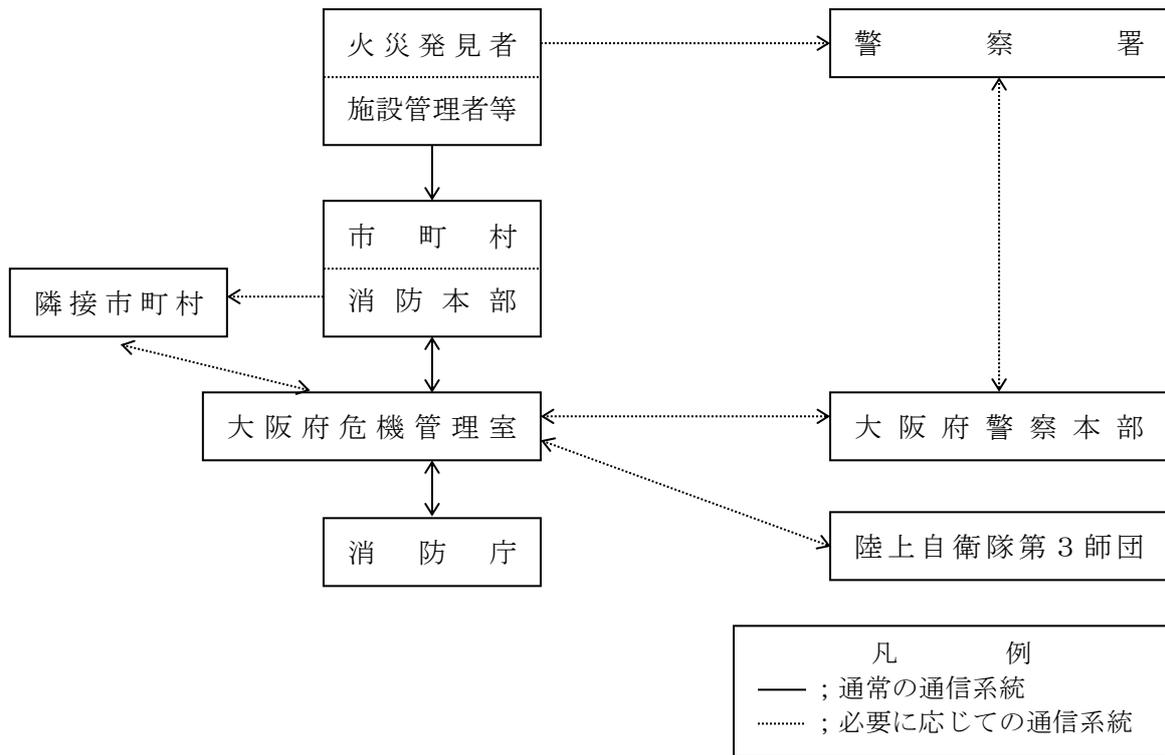
資料4-4 避難元（滋賀県）・避難先（大阪府）マッチング割当

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当		避難先			
		避難元地域（自治会区）		地域	市町村		
長浜市	旧湖北町(一部) 旧西浅井町	《旧湖北町(一部)》 《旧西浅井町》		大阪市	大阪市		
		木之本, 廣瀬, 黒田, 田部, 千田, 西山, 田居, 北布施, 赤尾 金居原, 杉野, 杉本, 音羽 大見, 川合, 古橋, 石道, 木之本小山 大音 飯浦, 山梨子		泉北	堺市 泉大津市 和泉市 高石市 忠岡町		
	旧高月町	高月 馬上 高野, 柏原, 渡岸寺, 落川, 森本, 宇根, 東阿閉, 熊野, 高月東高田, 西物部 持寺, 洞戸, 保延寺, 雨森 井口, 高月尾山 東柳野, 柳野中, 高月西野, 片山 唐川, 横山, 東物部 磯野 西阿閉 西柳野 高月布施 重則, 松尾		中河内	八尾市 柏原市 東大阪市		
		坂口, 下余呉, 中之郷 下丹生, 上丹生, 摺墨, 菅並 余呉東野 八戸, 川並 国安, 池原, 小谷 文室, 今市, 新堂 椿坂 柳ヶ瀬, 中河内		南河内	富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村		
		坂口, 下余呉, 中之郷 下丹生, 上丹生, 摺墨, 菅並 余呉東野 八戸, 川並 国安, 池原, 小谷 文室, 今市, 新堂 椿坂 柳ヶ瀬, 中河内		泉南	岸和田市 貝塚市 泉佐野市 泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町		
		高島市	旧朽木村 旧安曇川町 旧新旭町	《旧朽木村》 《旧安曇川町》 《旧新旭町》		大阪市	大阪市
				マ：海津1～3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会 マ：山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区 マ：蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会 マ：マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会 マ：在原区 マ：大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目 今：松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 棟川区 今：酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区 今：伊井区, 北林区, 北仰東自治会 今：大供区 今：栄区, 東区 今：弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井ノ口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中ノ町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区 今：南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区 今：天神区, 今津中野区, 宮西区 今：藺生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区 今：岸脇区, 上弘部区 今：西区		豊能	豊中市 池田市 箕面市 豊能町 能勢町
				マ：海津1～3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会 マ：山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区 マ：蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会 マ：マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会 マ：在原区 マ：大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目 今：松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 棟川区 今：酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区 今：伊井区, 北林区, 北仰東自治会 今：大供区 今：栄区, 東区 今：弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井ノ口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中ノ町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区 今：南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区 今：天神区, 今津中野区, 宮西区 今：藺生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区 今：岸脇区, 上弘部区 今：西区		三島	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 島本町
			マ：海津1～3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会 マ：山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区 マ：蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会 マ：マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会 マ：在原区 マ：大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目 今：松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 棟川区 今：酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区 今：伊井区, 北林区, 北仰東自治会 今：大供区 今：栄区, 東区 今：弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井ノ口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中ノ町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区 今：南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区 今：天神区, 今津中野区, 宮西区 今：藺生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区 今：岸脇区, 上弘部区 今：西区		北河内	守口市 枚方市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市	

※マ：旧マキノ町の地域、今：旧今津町の地域

出典：大阪府地域防災計画（原子力災害対策編） 令和元年11月修正

資料4-5 通報連絡体制（市街地災害）



第5編 災害復旧復興対策関連資料

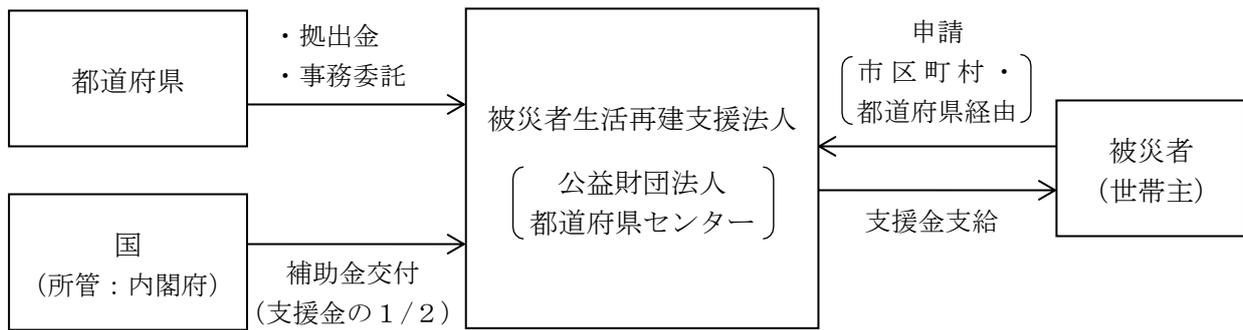
資料5-1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業

復旧事業名	根拠条例	府関係部局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ・知的障害者厚生・授産施設災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業（公共施設区域内） ・堆積土砂排除事業（公共施設区域外） ・湛水排除事業	3条① 3条② 3条③ 3条④ 3条⑤ 3条⑥ 3条⑥の2 3条⑦ 3条⑧ 3条⑨ 3条⑩ 3条⑪ 3条⑫ 3条⑬ 3条⑭	環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 教育庁 住宅まちづくり部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 健康医療部 健康医療部 環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部
農林水産業に関する特別の助成 ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助	5条 6条 7条 8条 9条 10条 11条 11条の2	環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成 ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による 貸付金の還償期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・中小企業者に対する融資に関する特例	12条 13条 14条 15条	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部
その他の財政援助及び助成 ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資機材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・産業労働者住宅建設資金融通の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額 への算入等 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	16条 17条 19条 20条 21条 22条 23条 24条 25条	教育庁 教育庁 健康医療部 福祉部 都市整備部 住宅まちづくり部 総務部、教育庁、 都市整備部、環境農林水産部 商工労働部

資料5-2 災害援護資金

被 害		金 額
療養に要する期間が おおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がある場合	家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という）及び住居の損害がない場合。	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合 （被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合 （被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合（下欄に該当する場合を除く） （被災した住居と立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失又は流出した場合	350万円

資料5-3 被災者生活再建支援制度のしくみ



付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画関連資料

資料6-1 南海トラフ地震に関連する情報

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

※南海トラフ地震臨時情報に付記される情報

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「半割れケース」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「一部割れケース」／「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

その他

資料－１ 藤井寺市防災会議条例

昭和39年 9 月 17 日 条例第29号

〔注〕平成24年12月から改正経過を注記した。

改正

昭和54年 3 月 14 日 条例第 5 号

平成12年 3 月 29 日 条例第 1 号

平成24年12月25日 条例第23号

藤井寺市防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第 6 項の規定に基づき、藤井寺市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 藤井寺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は31人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地域行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職されるものとする。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月14日条例第5号)

この条例は、昭和54年5月17日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条第5項第8号の規定により最初に委嘱された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

資料－２ 藤井寺市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市防災会議条例（昭和39年藤井寺市条例第29号）第5条の規定に基づき、藤井寺市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員の代理)

第3条 やむを得ない事情により、会議に出席できない委員は、当該委員の属する組織の職員等を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により、代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

(専決処分)

第4条 緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは簡易な事項については、会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて、専決処分をすることができる。

(1) 藤井寺市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、危機管理室が掌理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附則

この要綱は昭和52年8月25日より実施する。

附則

この要綱は昭和53年9月1日より実施する。

附則

この要綱は、平成18年12月26日より施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

資料－3 藤井寺市防災会議委員名簿

会長 岡田 一樹 藤井寺市長

令和6年4月1日現在

No.	機 関 名	委員区分 ※1
1	近畿地方整備局大和川河川事務所長	第1号
2	大阪府藤井寺保健所次長	第2号
3	大阪府富田林土木事務所長	
4	大阪府富田林土木事務所地域防災担当参事兼地域支援・企画課長	
5	大阪府羽曳野警察署長	第3号
6	副市長	第4号
7	危機管理監	
8	政策企画部長	
9	総務部長	
10	市民生活部長	
11	健康福祉部長	
12	こども未来部長	
13	都市整備部長	
14	教育長	第5号
15	大阪南消防組合柏羽藤消防署長	第6号
16	藤井寺市消防団長	
17	大阪広域水道企業団藤井寺水道センター所長	第7号
18	西日本電信電話（株）関西支店設備部長	
19	関西電力送配電（株）大阪南本部羽曳野配電営業所長	
20	大阪ガスネットワーク（株）南部事業部導管計画チームマネージャー	
21	近畿日本鉄道株式会社 藤井寺駅長	
22	西日本高速道路(株)関西支社阪奈高速道路事務所副所長	
23	大和川右岸水防事務組合事務局長	
24	藤井寺市商工会	第8号 ※2
25	藤井寺市婦人防火クラブ	
26	藤井寺市区長会自主防災会ネットワーク	
27	藤井寺市社会福祉協議会	
28	藤井寺市医師会	

※1 藤井寺市防災会議条例第3条第5項に基づく委員区分。

※2 第8号に基づく委員は、名簿に記載の各機関の推薦により委嘱する。

資料－4 藤井寺市災害対策本部条例

昭和39年9月17日条例第30号

〔注〕平成24年9月から改正経過を注記した。

改正

平成10年3月30日条例第14号

平成24年9月28日条例第17号

藤井寺市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、藤井寺市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(災害対策本部長への委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料－５ 藤井寺市災害応急対策実施要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御、災害の拡大を防止し、又は被害の軽減に努めるため、災害時における職員の服務配備体制及び応急対策実施について次のとおり定める。

I 職員の服務

職員は、この要領の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

非常参集

職員は、勤務時間外において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを察知した場合は速やかに勤務場所に参集しなければならない。

II 職員の配備体制

1. 配備区分

職員の配備区分は次のとおりとする。

(1) 情報収集体制

- ア 台風の接近や雨が激しく降る等、情報収集活動の必要がある場合
- イ 大和川で氾濫注意水位（柏原水位観測所：3.2m）に到達するおそれがある場合
- ウ 石川で氾濫注意水位（玉手橋水位観測所：3.9m）に到達するおそれがある場合
- エ 東除川で氾濫注意水位（大堀上小橋水位観測所：2.9m）に到達するおそれがある場合
- オ 大阪府域で震度4を観測した場合
- カ 事態収束後も引き続き情報収集活動の必要がある場合
- キ 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が気象庁から発表された場合

○配備内容

危機管理担当職員により情報収集活動を実施する体制

(2) 事前配備体制（風水害のみ）

- ア 市域に気象注意報（大雨・洪水注意報等）が発表され、雨が激しく降る等、情報連絡活動の必要がある場合
- イ 市域に気象警報（大雨・洪水警報等）が発表された場合
- ウ 大和川で氾濫注意水位に到達した場合（柏原水位観測所：3.2m）
- エ 石川で氾濫注意水位に到達した場合（玉手橋水位観測所：3.9m）
- オ 東除川で氾濫注意水位に到達した場合（大堀上小橋観測所：2.9m）

○配備内容

最小限の人員で、情報連絡活動を実施する体制

(3) 災害対策初動本部体制（警戒配備体制）

（風水害）

- ア 市域に災害発生のおそれがある気象警報等（大雨・洪水警報等）が発表され、かつ、市域に小規模な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合

- イ 大和川で避難判断水位（柏原水位観測所：5.78m）に到達するおそれがある場合
- ウ 石川で避難判断水位（玉手橋水位観測所：4.6m）に到達するおそれがある場合
- エ 東除川で避難判断水位（大堀上小橋水位観測所：3.2m）に到達するおそれがある場合
- オ その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合
（地震）

- ア 南河内又は中河内地域で震度4を観測した場合
 - イ その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合
- 配備内容

災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制

(4) 災害対策初動本部体制（初動配備体制）

（風水害）

- ア 市域に特別警報（大雨特別警報等）が発表された場合
- イ 大和川で氾濫危険水位に到達した場合（柏原水位観測所：6.36m）
- ウ 石川で氾濫危険水位に到達した場合（玉手橋水位観測所：4.8m）
- エ 東除川で氾濫危険水位に到達した場合（大堀上小橋水位観測所：3.9m）
- オ 市域に災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては直ちに準備又は警戒体制をとる必要がある場合
- カ 市域に局地的な災害が発生し始めた場合又は発生するおそれがある場合
- キ その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合

（地震）

- ア 南河内又は中河内地域で震度5弱を観測した場合
 - イ その他の状況により初動本部長（副市長）が必要と認めた場合
- 配備内容

小規模の災害応急対策を実施する体制

(5) 災害対策本部体制（災害対策配備体制）

（風水害）

- ア 市域に中規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合
- イ その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合

（地震）

- ア 南河内又は中河内地域で震度5強を観測した場合
- イ 市域に中規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合
- ウ その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合

○配備内容

相当規模の災害応急対策を実施する体制

(6) 災害対策本部体制（全職員配備体制）

（風水害）

- ア 市域に大規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれが

あり、災害対策配備体制では対処できない場合

イ その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合
（地震）

ア 南河内又は中河内地域で震度 6 弱以上を観測した場合

イ 市域に大規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、災害対策配備体制では対処できない場合

ウ その他の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合

○配備内容

市の全力を挙げて防災活動を実施する体制

2. 動員方法

(1) 職員の動員は、配備区分に従い本部長（市長）が指令する。

(2) 勤務時間外において、動員指令が出された場合は、本部員は配備職員を直ちに非常招集しなければならない。

(3) 全職員配備体制による動員指令が出された場合は、各部の緊急連絡体制により全職員を直ちに、非常招集しなければならない。なお、各部の長は、毎年各部における緊急連絡体制を定めるものとする。

(4) 配備指令が出された場合、招集を受けない職員にあつては自宅待機とする。

(5) 勤務時間外において、市内に突発的な災害が発生し、通信網の途絶等により配備伝達が困難な事態となった場合は、全職員配備体制が発せられたものとする。

なお、大阪府域で震度 4 が観測された場合は情報収集体制を、南河内又は中河内地域で震度 4 が観測された場合は警戒配備体制を、震度 5 弱が観測された場合は初動配備体制を、震度 5 強が観測された場合は災害対策配備体制を、震度 6 弱以上が観測された場合は全職員配備体制が発せられたものとする。

3. 配備区分別の職員数

(1) 配備区分に基づく動員職員は、毎年定めるものとする。

なお、災害の種類、規模又はその状況に応じて、人員を増減することができるものとする。

(2) 各部の長は、配備職員及び全職員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、非常参集時には速やかに参集できるよう、徹底しておくものとする。

4. 職員配備状況報告

災害動員における各班長は、班員の出勤状況を取りまとめ、報告するものとする。また、各部の長は、所属職員の配備状況を取りまとめ、職員配備状況報告書により報告するものとする。

III 区域責任者

災害が発生したとき又はそのおそれがあるときで、配備区分に基づく体制とは別に緊急的に調査を実施し、市域の被害状況について早急に把握する必要があるときは、区域責任者は本部長（市長）にかわり担当区域の現場視察及び応急対策を行うとともに本部長に報告する。

区域責任者及び担当区域は次の表のとおりとする。

＜緊急調査担当地区一覧表＞

	地区名	地区数	小学校区割	担当
1	小山西	8	藤井寺北校区	総務対策部
2	小山			
3	中小山			
4	東小山			
5	小山新町			
6	丹北小山			
7	津堂			
8	恵美坂2丁目			
9	南岡	6	藤井寺校区	都市整備対策部
10	北岡			
11	御舟町			
12	小山藤の里町			
13	小山藤美町			
14	恵美坂1丁目			
15	春日丘	5	藤井寺西校区	政策企画対策部
16	春日丘新町			
17	藤井寺			
18	東藤井寺町			
19	西古室1丁目			
20	青山	8	藤井寺南校区	教育対策部
21	野中			
22	藤ヶ丘1・2丁目			
23	藤ヶ丘3・4丁目			
24	さくら町			
25	南藤井寺			
26	陵南町			
27	西古室2丁目			
28	沢田西	9	道明寺校区	市民生活対策部
29	沢田			
30	沢田南			
31	古室			
32	林1～4丁目			
33	林5・6丁目			
34	大井住宅			
35	大井			
36	川北			
37	国府	5	道明寺東校区	健康福祉対策部
38	惣社			
39	船橋町			
40	北條町			
41	梅が園町			
42	道明寺	4	道明寺南校区	こども未来対策部
43	三ツ山			
44	土師ノ里			
45	古室3丁目			

IV 地区被害状況緊急調査

市域の被害状況について早急に把握する必要がある場合、配備区分に基づく体制とは別に、緊急調査を次の表のとおり実施するものとする。

＜調査担当地区一覧表＞

小学校区割	担 当 部 課
藤井寺北校区	総務対策部
	総務課、管財課、人事課、行財政管理課、税務課、契約検査課
藤井寺校区	都市整備対策部
	都市デザイン課、まち建設課、まちとみどり保全課、下水道課
藤井寺西校区	政策企画対策部
	秘書課、戦略調整課、FM推進課、DX推進課、魅力発信課
藤井寺南校区	教育対策部
	教育総務課、学校教育課、文化財保護課、生涯学習課、スポーツ振興課、図書館
道明寺校区	市民生活対策部
	市民課、協働人権課、商工労働課、観光課、環境衛生課
道明寺東校区	健康福祉対策部
	福祉総務課、法人指導課、生活支援課、高齢介護課、健康・医療連携課、保険年金課
道明寺南校区	こども未来対策部
	子育て支援課、こども施設課、こども育成課

V 災害時における各対策部事務分掌

災害発生直後にあつては各班事務内容（別表第1）により応急対策を実施し、災害発生からおおむね1日経過をめぐり、各対策部の事務分掌（別表第2）により災害応急対策を実施するものとする。

補 則

この要領に定めるもののほか、災害応急対策実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 <各班事務内容>

班名	事務内容	初動本部		災対本部	
		警戒配備	初動配備	災対配備	
総務隊	①大隊長	1	1	1	
	②中隊長 小隊長	総務隊の指揮及び本部との連絡調整	1	1	1
			2	2	2
	③全体調整班	本部事務局に関すること。 ・本部会議の準備・運営 ・対策内容の検討・調整 ・本部関係文書の管理・保存 各隊又は班の調整 ・職員配備状況のまとめ等 現地対策本部との連絡調整 府・他市町村・警察・消防等関係機関との連絡 消防団・水防団との連絡調整 配備職員の食糧・仮眠室等の確保 現地調整所との連絡調整	6	6	6
	④庶務班	気象情報の収集及び伝達 防災無線の基地局の統制 被害状況の総括 ・被害状況の整理・分析・報告 応急資機材の確認・調達 配備及び本部長命令の伝達 本部長・副本部長の秘書 配備職員の状況把握・救護等 報道提供資料の作成（広報班との調整）	14	14	14
		特殊標章の交付・管理			
	⑤広報班	被害状況の写真撮影 報道機関との連絡調整 記者会見の準備・実施 市民への周知・広報	0	0 (2)	0 (2)
	⑥市民対応班	市民からの要請等の受付 区長会との連絡調整 交通・医療・ライフライン等の民間関係 機関との連絡調整	8	8	8
	⑦要配慮者等 支援班	要配慮者・要配慮者利用施設等への情報提供 避難行動要支援者の安否状況集約	0	8	8
	⑧給食班	配備職員及び避難者に対する給食	0	4	8
	⑨車両班	車両の配車運営 配備職員搬送用車両の運転	0	0 (2)	0 (2)
⑩避難所班	避難所の開設・管理及び避難者の収容 避難行動要支援者の避難誘導等	0	76	76	
⑪避難所保健 衛生支援チーム	避難所での被災者の心のケア及び避難所の公衆 衛生	0	19	19	
⑫建物管理班	施設の管理 避難所班の応援	0	50	50	
総務隊小計		32	189	193	

班名	事務内容	初動本部		災対本部
		警戒配備	初動配備	災対配備
対策隊	⑫大隊長	1	1	1
	⑬中隊長 小隊長	1	1	1
	⑭調査班	8	8	8
	⑮防疫班	0	3	3
	⑯～⑳小隊長	1	4	5
	⑯第1対策隊	0	12	12
	⑰第2対策隊	0	12	12
	⑱第3対策隊	0	12	12
	⑲第4対策隊	0	0	12
	⑳機動班	17	17	17
対策隊小計		29	71	84
合計		61	260	277

※表中の人数は、班別の人数であり、本部長・副本部長・及び本部員は配備人数に含まない。

別表第2 <災害対策本部の組織体制と事務分掌>

本表は、災害発生からおおむね1日経過をめどに、別表第1による応急対策から全職員体制で対策にあたる際の事務分掌を示す。災害対策本部が解散するまでの間は、本表に基づき対策にあたることとなるが、各対策部長をトップとした指揮命令系統で、各対策部が自律的に行動することが要求される。

また、主担当課とは、あくまでも事務を処理する上での中心課でしかなく、災害の種類、程度により、事務分担に偏りがある場合は、各対策部内で調整を行い、必要に応じて他の対策部に對して応援を要請することができるものとする。

<災害対策本部の組織体制と事務分掌>

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			各課共通	各所管に係る施設等の被害調査と応急措置に関すること
			部長 副部長	各対策部内の事務の調整に関すること 他の対策部への応援要請に関すること
対策本部総括	危機管理監・議会議務局長・選監公固事務局長・会計管理者	危機管理室長	危機管理室	災害対策本部の設置及び廃止に関すること 本部長の指示及び伝達に関すること 防災会議及び災害対策本部会議に関すること 気象、災害情報の収集、伝達、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部、防災関係機関への報告に関すること 災害通信の確保に関すること 職員の非常招集に関すること 自衛隊、隣接市、協定締結市町村及び関係機関への協力要請等に関すること 国・府等への連絡、報告及び要望に関すること 防災関係機関との連絡、調整に関すること 災害に関する文書の收受に関すること 大和川右岸水防事務組合との連絡調整に関すること 消防団の出動要請に関すること 自衛隊の災害派遣要請の依頼及び受入れに関すること 災害救助法の事務に関すること 災害記録に関すること 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること 自主防災組織に関すること 防犯活動に関すること 各対策部の連絡統制に関すること 義援物資に関すること
			会計室	国・府等からの見舞金の出納に関すること 見舞金・災害応急対策経費の支払いに関すること その他経費の支払いに関すること
			議会議務局	議員への連絡に関すること 本部長の特命事項に関すること
			選監公固事務局	所轄事務に係る委員等への連絡に関すること 本部長の特命事項に関すること

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
政策企画対策部	政策企画部長（・理事）	政策企画部危機管理情報担当	秘書課	本部長・副本部長（副市長）の秘書に関すること 渉外に関すること 見舞者等への応接に関すること
			戦略調整課	復旧・復興の総括的計画に関すること 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること
			FM推進課	
			DX推進課	情報機器の保全に関すること
			魅力発信課	災害に関する写真・ビデオ等による記録に関すること 報道機関との連絡調整及び災害広報に関すること 避難指示等の広報に関すること
総務対策部	総務部長	総務部危機管理情報担当	管財課	庁舎、電気施設の保全に関すること 庁舎の警備に関すること 災害用車両の調達配分計画及び燃料の確保に関すること 庁舎の被害調査及び応急措置に関すること 公有財産の被害調査及び応急措置に関すること
			人事課	職員の安否確認に関すること 職員の公務災害等の補償に関すること 職員の仮眠室等、健康管理に関すること 職員の給食及び被服等に関すること
			行財政管理課	災害対策費関係資料の作成及び報告に関すること 市の災害起債に関すること 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関すること 災害対策費の収入支出及び決算に関すること
			税務課	罹災証明に関すること 被災家屋調査に関すること 災害に伴う税の減免に関すること
			契約検査課	食料及び物資の調達、確保に関すること 食料及び物資の供給に関すること 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関すること 緊急時における関係業者等への協力依頼、連絡調整に関すること
市民生活対策部	市民生活部長（・理事）	市民生活部危機管理情報担当	市民課	市民の安否確認に関すること 遺体安置所等の運営等に関すること 被災者の給食に関すること
			協働人權課	市民総合会館の被害調査及び応急対策に関すること 市民からの相談・要望の受付、本部への報告に関すること 外国人に対する情報提供及び相談に関すること 地区自治会への協力要請に関すること
			商工労働課	商工業の被害調査、復旧に関すること 被災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務に関すること 不正計量防止に関すること 商工会との連絡調整に関すること
			観光課	来訪者に関すること

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
			環境衛生課	防疫資材及び防疫薬品の整備に関する事 防疫対策の実施に関する事 し尿及びごみ処理に係る応急対策に関する事 塵芥収集計画及び廃棄物の処理に関する事 災害廃棄物等、廃材等の処理（他の部の所管は除く）に関する事 清掃施設、清掃業者の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事
健康福祉対策部	健康福祉部長（・理事）	健康福祉部危機管理情報担当	福祉総務課	義援金の受領及び分配、災害弔慰金に関する事 見舞金の交付に関する事 避難行動要支援者対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事
			法人指導課	社会福祉施設の被害調査、報告に関する事
			生活支援課	生活保護世帯、生活困窮者、行旅の被災状況調査に関する事
			高齢介護課	避難行動要支援者対策に関する事 被災者に対する介護保険の減免等に関する事 老人福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事
			健康・医療連携課	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、医療機関等との連絡調整に関する事 救護所の設置・運営に関する事 医療救護活動に関する事 応援・派遣保健師の調整及び要請に関する事 被災者への心のケアに関する事 感染症の予防等、公衆衛生に関する事 災害医療センター及び地域医療救護班との連絡調整に関する事 保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査、報告に関する事 保健センターの被害調査及び応急対策に関する事
			保険年金課	被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の減免等に関する事
こども未来対策部	こども未来部長（・理事）	こども未来部危機管理情報担当	子育て支援課	子育て関係団体との連絡調整に関する事
			こども施設課	市立保育所の被害調査及び応急対策に関する事 市立幼稚園の被害調査及び応急対策に関する事 被災した園児・保育児童の状況調査、応急対策、及び応急保育等に関する事 民間保育施設等の被害調査、報告に関する事
			こども育成課	
			各保育所・幼稚園	園児・保育児童の安全対策に関する事 園児・保育児童の避難誘導及び収容に関する事

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
都市整備対策部	都市整備部長	都市整備部危機管理情報担当	都市デザイン課	建物の応急危険度判定に関すること 応急危険度判定の実施に関すること 空家対策に関すること 市有建物の応急修理及び緊急装置の準備に関すること 応急仮設住宅の建設に関すること 所管工事現場の災害防止に関すること 復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関すること 現場員に対する物資の配給に関すること
			まち建設課	道路・所管工事現場の災害防止に関すること
			まちとみどり 保全課	道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 土砂、災害廃棄物等、廃材等道路障害物の除去及び道路啓開に関すること 応急資機材の調達に関すること 河川、水路の被害調査、報告に関すること 用排水路等の障害物除去及び応急対策に関すること 法定外公共物の管理・運営に関すること 交通対策関係機関等との連絡調整に関すること ため池管理者との連絡調整に関すること ため池の被害調査及び応急対策に関すること 樋門の管理に関すること 農作物、農地の被害調査に関すること 公園・街路樹等の被害調査及び応急対策に関すること 災害用農林金融あっせんに関すること
			下水道課	雨水ポンプ場の管理・運営に関すること 公共下水道施設の被害調査、報告に関すること 公共下水道の応急対策に関すること 浸水箇所等の確認巡視及び応急対策に関すること 所管工事現場の災害防止に関すること 公共下水道の復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関すること
教育対策部	教育部長	教育部危機管理情報担当	教育総務課	教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 被災した児童・生徒に関する学用品の調達及び支給に関すること 民間教育施設の被害調査、報告に関すること
			学校教育課	被災した児童・生徒の状況調査及び応急措置に関すること 応急教育に関すること
			文化財保護課	文化財の保護に関すること
			生涯学習課	生涯学習センターの被害調査及び応急対策に関すること 避難所の開設及び収容に関すること 放課後児童会に関すること
			スポーツ振興課	体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 避難所の開設及び収容に関すること
			図書館	図書館の被害調査及び応急対策に関すること

	部長	副部長	主担当課	主な事務分掌
	各小中学校長	各小中学校教頭		避難所の開設及び収容に関すること 学校内の避難場所の選定に関すること 避難所開設から市職員が派遣されるまでの避難所管理に関すること 児童・生徒の安全対策に関すること 児童・生徒の避難誘導及び収容に関すること 教員の動員、補充に関すること 休校、授業短縮の措置及び開校準備に関すること

資料－6 災害による被災者に対する市税の減免に関する条例

平成7年7月3日

条例第14号

改正

平成16年12月24日条例第20号

平成18年9月29日条例第25号

平成30年3月26日条例第2号

平成30年7月2日条例第17号

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（昭和36年藤井寺市条例第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき市民税及び固定資産税の軽減若しくは免除及びその申請については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この条例に定めるところによる。

（市民税の減免）

第2条 市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）で災害により次の表の左欄に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該災害により被害を受けた日（以下「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率をそれぞれ当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

減免の原因となるべき事項	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全部
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）になった場合	10分の9
重傷（治療に2月以上を要し、又は多額の治療費を要する負傷で障害者となるに至らない程度のものをいう。）を負った場合	10分の6

2 市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。）で合計所得金額が、10,000,000円以下である者が、自己が居住し、又は使用する住宅又は家財道具（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）について災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上の被害を受けた場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度分の市民税額のうち、被災日以後の納期に係る税額について次の表の区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害程度	軽減又は免除の割合	
	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	10 分の 5 以上のとき
合計所得金額		
5,000,000 円以下であるとき	2 分の 1	全部
7,500,000 円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1
7,500,000 円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1

3 前2項の規定に基づき市民税について重複して軽減することとなる場合においては、それぞれの規定により軽減すべき当該率を加えて得た率（その率が10分の10を超えるときは10分の10とする。）を被災日以後の納期に係る税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

4 第2項の合計所得金額とは被災年度分の市民税の課税の基礎となる法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下同じ。）をいう。

一部改正〔平成16年条例20号・18年25号・30年17号〕

第3条 市民税の納税義務者で合計所得金額が10,000,000円以下である者（合計所得金額のうち農業所得以外の所得が、4,000,000円を超える者を除く。）が冷害、凍霜害、干害等によりその年中において収穫すべき農作物について損害を受け、その減収率（当該農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額の平年における農作物の収穫価格に対する割合をいう。）が10分の3以上である場合においては、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該納税義務者の合計所得金額を農業所得に係る部分と農業所得以外の所得に係る部分とにあん分して得た当該農業所得に係る所得割額に同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を当該納税義務者の被災年度分の市民税額から軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
3,000,000円以下であるとき。	全部
4,000,000円以下であるとき。	10分の8
5,500,000円以下であるとき。	10分の6
7,500,000円以下であるとき。	10分の4
7,500,000円を超えるとき。	10分の2

一部改正〔平成30年条例2号〕

（土地に対する固定資産税の減免）

第4条 災害により農地又は宅地が流失、水没、崩壊その他の被害を受け、作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課すべき被災年度分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき。	全部
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき。	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき。	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき。	10 分の 4

2 災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る被災年度分の固定資産税については、前項の規定の例によってその税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第5条 災害により家屋が被害を受けた場合においては、当該家屋に対して課すべき被災年度分の固定資産税額のうち被災日の属する翌月以後の納期に係る税額については、次の表の左欄に掲げる区分に従いそれぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	全部
主要構造部が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。	10 分の 8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき。	10 分の 6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	10 分の 4

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第6条 災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課すべき被災年度分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって軽減し、又は免除する。

(被災日以後に納期がない場合の特例)

第7条 前5条の規定を適用する場合において、被災年度の市民税又は固定資産税について、被災日以後の納期に係る税額がないときは、当該納税義務者に対して被災年度分の市民税額又は固定資産税額の 4 分の 1 に相当する額を当該被災日以後の納期に係る税額とみなし、前5条の規定の例により当該翌年度において軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

第8条 前6条の規定によって市税の減免を受けようとする者は、市長の定めるところにより、

市長に申請しなければならない。

(減免の取消し)

第9条 虚偽の申請その他不正の行為により市民税又は固定資産税の減免を受けた者に対しては、減免を取り消すものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年12月24日条例第20号抄)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成18年9月29日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月26日条例第2号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月2日条例第17号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第1条中市税条例第14条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第27条第1項の改正規定並びに同条例附則第12条第3項の改正規定並びに第7条並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3)～(9) (略)

資料一 藤井寺市災害見舞金等支給条例

平成20年 3月28日 条例第14号

改正

平成24年 3月27日 条例第1号

藤井寺市災害見舞金等支給条例

藤井寺市災害見舞金支給条例（昭和45年藤井寺市条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内に発生した非常災害に際し、罹災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 火災、風水害及び地震により被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 市内に現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- （3） 建物 市民が自己の居住の用に供し、現に入居している建物をいう。

（給付）

第3条 災害見舞金は、建物が災害により被害を受けたときに支給する。

2 弔慰金は、市民が災害により死亡したときにその遺族に対し支給する。

3 災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、前2項の見舞金等は支給しない。

（支給額）

第4条 見舞金等の支給額は、次のとおりとする。

- （1） 災害見舞金
 - ア 建物の全壊、全焼、流失 50,000円
 - イ 建物の半壊、半焼 30,000円
 - ウ 火災による建物の水損 15,000円
 - エ 建物の床上浸水 10,000円
- （2） 弔慰金 50,000円

（申請）

第5条 見舞金等の給付を受けようとする者は、災害を受けた日の翌日から90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

（給付の返還）

第6条 偽りその他不正の行為によって見舞金等の給付を受けた者があるときは、市長は、その者からその給付の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第1号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

資料－8 藤井寺市災害見舞金等支給条例施行規則

昭和45年3月30日規則第7号

改正

昭和53年4月28日規則第3号
平成19年3月1日規則第1号
平成20年3月28日規則第13号
平成24年7月6日規則第31号
令和4年3月25日規則第22号

藤井寺市災害見舞金等支給条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、藤井寺市災害見舞金等支給条例（平成20年藤井寺市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲)

第2条 条例第4条第1号に規定する災害見舞金は、重複支給をしない。

(被害程度の認定基準)

第3条 条例第4条第1号のウに規定する被害程度の基準については、その住宅が一時的に居住できない状態で、半壊、半焼に準ずる被害と認めたとしとする。

(弔慰金の受給範囲及び順位)

第4条 弔慰金を受けるべき者は、死亡者（災害を受けた日の翌日から起算して90日以内に死亡した者をいう。）の配偶者（婚姻の届出をしなくても事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）とする。

2 配偶者が不在の場合には、弔慰金を受けるべき者は、死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で死亡者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は死亡者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。この場合において父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

3 弔慰金を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(申請)

第5条 災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給を受けようとする者は、藤井寺市災害見舞金等支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 罹災証明書

(3) 死亡の場合 前号に掲げる書類のほか住民票の除票又は医師の死亡診断書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 罹災者又はその遺族が身心の故障等のため申請できないときは、市長が適当と認められた者が代わって申請することができる。

3 本人又はその遺族が未成年者又は成年被後見人であるときは、親権者又は後見人が申請するものとする。

4 市長は、第1項に規定する添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類の提出を省略させることができる。

(決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに確認し、受給資格があると決定した者については藤井寺市災害見舞金等支給決定通知書(様式第2号)を、受給資格がないと決定した者については藤井寺市災害見舞金等支給申請却下通知書(様式第3号)を交付する。

(支払)

第7条 前条において受給資格があると決定した者が支払を受けるときは、前条の支給決定通知書と申請に使用した印鑑を持参して受領しなければならない。

(簿冊の備付)

第8条 見舞金等の事務を担当する者は、災害見舞金等支給台帳(様式第4号)を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年4月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第31号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和4年3月25日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第8条関係)

資料－9 藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月25日条例第24号

〔注〕平成23年12月から改正経過を注記した。

改正

平成23年12月22日条例第24号

令和元年7月11日条例第1号

令和元年9月30日条例第8号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔令和元年条例1号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときには、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

一部改正〔平成23年条例24号〕

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

一部改正〔令和元年条例1号〕

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失又は流出した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、措置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

一部改正〔令和元年条例1号〕

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置

期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

全部改正〔令和元年条例1号〕

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

一部改正〔令和元年条例1号・8号〕

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年7月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年12月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年6月19日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年9月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年12月15日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年3月12日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年3月31日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月22日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年7月11日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料－１０ 藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年 7月23日規則第18号

〔注〕平成28年3月から改正経過を注記した。

改正

平成28年3月31日規則第33号

令和元年7月11日規則第10号

令和4年3月24日規則第21号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤井寺市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表

に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、被害を受けた日の属する月の翌月1日から起算して3月以内に市長に提出しなければならない。

（1）世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

（2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（3）その他市長が必要と認めた書類

一部改正〔令和元年規則10号〕

（調査）

第7条 市長は、前条の規定により災害援護資金の借入れの申込みがあつたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）により借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）により借入申込者に通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則33号・令和元年10号〕

（借用書の提出）

第9条 前条第1項の規定により貸付けの決定を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（様式第5号。保証人を立てる場合は保証人が連署したもの。以下「借用書」という。）に、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

一部改正〔令和元年規則10号〕

（災害援護資金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに災害援護資金を交付するものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

（利率）

第10条の2 条例第14条第2項の規則で定める利率は、年1パーセントとする。

追加〔令和元年規則10号〕

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が災害援護資金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書(様式第8号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)により当該借受人に通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則33号・令和元年10号〕

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第11号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)により当該借受人に通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則33号・令和元年10号〕

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて災害援護資金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人は、氏名又は住所等借用書に記載した事項に変更が生じたときは、借受人は速やかに氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

一部改正〔令和元年規則10号〕

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月15日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成28年3月31日規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月11日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月24日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式(省略)

様式

様式－１ 被害状況速報（その１）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
電話番号	

災害の状況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
不明			軽傷	人	一部損壊		棟	未分類	棟		
119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

（注）第一報については、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。

（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式－２ 被害状況速報（その２）

都道府県				区 分		被 害			
災害名 ・ 確定年月日	田	流失・埋没	ha	そ の 他					
		冠 水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠 水	ha						
報告者名			学 校	箇所					
区 分		被 害		病 院	箇所				
人 的 被 害	死 者		人						
	うち 災害関連死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟					り災世帯数	世帯
			世帯					り災者数	人
			人						
非 住 家	公共建物		棟	火 災 発 生	建 物	件			
	その他		棟		危 険 物	件			
					そ の 他	件			

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農産被害	千円		適用市町村名 災害救助法	計	団体
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		119番通報件数		
災害の概況						
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣			その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること

様式－3 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害			
災害名	・	確定年月日		田	流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報告者名					畑	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
報告者名				学 校		箇所			
区 分			被 害		病 院		箇所		
人的被害	死 者		人		道 路		箇所		
	うち 災害関連死者		人		橋りょう		箇所		
	行方不明者		人		河 川		箇所		
	負傷者	重 傷	人		港 湾		箇所		
		軽 傷	人		砂 防		箇所		
住家被害	全 壊		棟		そ の 他	清 掃 施 設		箇所	
			世帯			崖くずれ		箇所	
			人			鉄道不通		箇所	
	半 壊		棟			被害船舶		隻	
			世帯			水 道		戸	
			人			電 話		回線	
	一部破損		棟			電 気		戸	
			世帯			ガ ス		戸	
			人			ブロック塀等		箇所	
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟		り災世帯数		世帯			
		世帯		り災者数		人			
		人		火災発生					
非住家	公共建物		棟		建 物		件		
	その他		棟		危 険 物		件		
					そ の 他		件		

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公立文教施設	千円				設置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解散	月	日	時
公共土木施設	千円			災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 名 災 害 用 救 助 法 名				
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町数	団体							
そ の 他	農産被害	千円			計	団体		
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	そ の 他	千円			消防団員出動延人数	人		
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告、指示の状況）							

様式－4 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

別記様式第1号

(表)

		第	号
		年	月 日
緊急通行車両事前届出書			
大阪府公安委員会 殿			
申請者住所 (電話) 氏名			
行政機関等の名称等		1 指定行政機関	2 指定地方行政機関
		3 地方公共団体 (執行機関を含む。)	4 指定公共機関
		5 指定地方公共機関	6 その他
		名称 ()	
業 務 の 内 容		1 警報の発令	2 消防等の応急措置
		3 救難救助等	4 児童等の教育
		5 施設等の応急復旧	6 保健衛生
		7 社会秩序の維持	8 緊急輸送の確保
		9 災害の防御等	10 その他 ()
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域		有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県
			その他の都道府県 ()
		無	
車両の使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
番号標に表示されている番号			
出 発 地			

注：この届出書を2通作成し、申請にかかる車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

第 号
年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

第 号		年 月 日	
<p>緊急通行車両確認証明書</p> <p>大阪府知事</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>大阪府公安委員会</p>			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考：用紙は日本産業規格A5とする。

様式－6 緊急通行車両標章

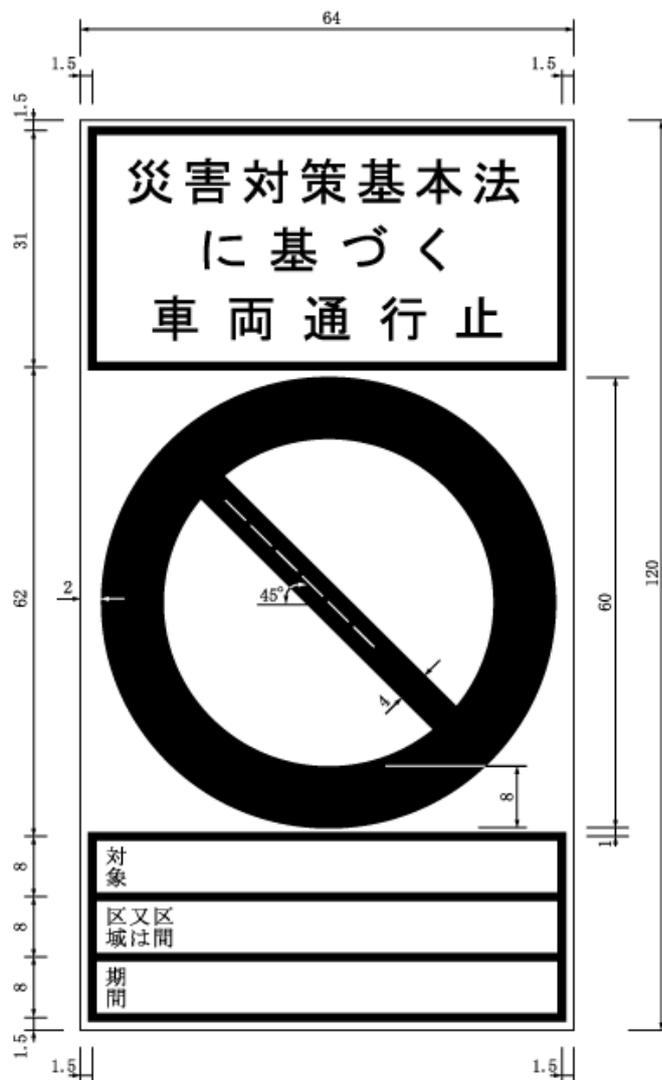
災害対策基本法施行規則 別記様式第3（第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式－7 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示

災害対策基本法施行規則 別記様式第2（第5条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式－8 自衛隊の災害派遣、撤収要請書

文書番号 年 月 日	
大阪府知事 様	市町村長等
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。	
記	
<ol style="list-style-type: none">1 災害の情况及び派遣要請を要求する事由2 派遣を希望する期間3 派遣を希望する区域及び活動内容4 その他参考となるべき事項	

文書番号 年 月 日	
大阪府知事 様	市町村長等
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。	
記	
<ol style="list-style-type: none">1 撤収要請の要求日時2 派遣された部隊3 撤収要請を要求する事由4 その他参考となるべき事項	

様式－9 公用令書

災害対策基本法施行規則別記様式第5（第7条関係）

従事第	号	公 用 令 書			
		住 所			
		氏 名			
災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり		〔	従 事 協 力	〕	を命ずる。
処分権者氏名				印	
従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備 考					

備考：用紙は日本産業規格A 5とする。

災害対策基本法施行規則別記様式第6（第7条関係）

保管第	号	公 用 令 書			
		住 所			
		氏 名			
災害対策基本法	〔	第71条 第78条第1項	〕	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。	
年	月	日			
処分権者氏名				印	
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考	

備考：用紙は日本産業規格A 5とする。

災害対策基本法施行規則別記様式第7（第7条関係）

管理第	号	公 用 令 書	住 所	氏 名			
災害対策基本法〔第71条 第78条第1項〕		の規定に基づき、次のとおり	を				
〔管理〕 〔使用〕 〔収用〕		する。					
年 月 日		処分権者氏名			印		
名称	数量	所在 場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考：用紙は日本産業規格A5とする。

災害対策基本法施行規則別記様式第8（第7条関係）

変更第	号	公 用 変 更 令 書	住 所	氏 名	
災害対策基本法〔第71条 第78条第1項〕		の規定に基づく公用令書（	年 月 日		
第		号）に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条			
		第1項の規定により、これを交付する。			
年 月 日		処分権者氏名			印
変 更 し た 処 分 の 内 容					

備考：用紙は日本産業規格A5とする。

災害対策基本法施行規則別記様式第9（第7条関係）

取消第

号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法〔第71条
第78条第1項〕の規定に基づく公用令書（ 年 月 日

第 号）に係る処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、
これを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

印

備考：用紙は日本産業規格A5とする。